

二印

別紙之通、大膳父子差下申候に付而は、定而家來ども附添罷出度段歎願可申出と存候、其節は側向之者極少人數附従ひ候儀者、格別之思召を以被爲在。御許容候筈に候、且重役之内一人同時に罷出候様可被成御達候、尤人數引連候儀者不相成候間、其段も御達可被成候事、

是時總督より幕命に答ふる書に曰、

毛利大膳父子并三條以下御處置之儀に付、御書付之趣奉畏候然る處、右一條に付ては、段々熟考之上、見込之次第等委細稻葉民部大輔、永井主水、正戸川、三郎を以て申上、尙家來を以て老中迄申達候儀に付、只今に於て右之外何共難能勘辨、兎も角も前顯申上置候趣を以、御評議被成下候様仕度、尤前以伺可申敷に候處、左候ては遠路臨機之取計、逆も不行届、兼而御黒印拜領御委任之御儀に付、專公武之御爲を存上候て、取計候義に御座候間、右等之趣、厚御汲取此上之御處置御座候様仕度奉存候、仍之御受申上候、

尾張前大納言

別紙に御請申上候通に御座候、尤追て御沙汰御座候迄、大膳父子謹慎、國內

藩府警備を撤す

藩府より長州伏罪總督御陣を京師に報す

鎮靜方之儀は、吉川監物始三末家へ急度申渡置候儀に御座候、

同日、藩府は、侍士の子弟が毎夜講武所に交代宿直し、郭内を巡見するの制を廢止し、又寺西雅樂、天野保允の廿日市警固隊を撤して、廣島に還らしむ、

同月十一日、藝藩主安藝守は、藩士大島勅負を京師に遣はし、毛利大膳父子追々伏罪、兩國鎮靜云々につき、尾張前大納言解兵歸東の報書を、傳奏并に所司代に上つる、其文に曰、

毛利大膳父子追々致伏罪、兩國鎮靜之趣に付、爲御見届、尾張前大納言殿御名代石河佐渡守、戸川三郎、舊臘十四日當所發足、長防へ入込、同廿七日歸着被致、兩國鎮靜異儀無之旨に而、同日討手之面々陣拂可致旨、前大納言殿より御達に付、諸家之人數追々引拂、前大納言殿には去る四日當所御發途に相成、其後長防相替儀無御座候、此段御届申候、以上、

正月十一日

松平 安藝守

別紙に御届申候趣に付、兼而西口出張罷在候先手之人數、舊臘二十八日悉爲引拂、尤口々要所へは警固之者差置申候、此段御届申候、以上、

正月十一日

松平安藝守

元治二年

長防諸隊の暴動

正月十二日、曩に長防鎮靜につき、總督凱陣ありて、長防浮浪諸隊の者暴動を起せしに依り、毛利大膳并三末家とも協議し、謹慎中なれども、已むを得ず、追討鎮撫に及ぶ旨を、萩表より岩國吉川監物を經て藝藩に申來りたるにつき、是日藩府より直ちに其旨を總督に申報す。

長防鎮靜方之儀、兼而御見届之上、御陣拂相成候儀に而、異議無之處、此節浮浪諸隊之者共及暴動候付、萩表并末藩等申値、追討所置振りも有之趣、別紙之通、萩表より岩國へ申來候旨に而、同方より申越候付、爲心得入披見候、萩表より岩國へ申越、同方より差越候寫、

口上之覺

當今諸隊之者共於諸所致暴動候付、謹慎中之儀に候へ共、不得止事及追討候間、此段御隣國之御方へ御達に相成候様、御取計致御頼候、

同月十五日、長防二州暴動の諸隊、藝藩の西境附近に襲來せる趣を聞き、藩府は西口警衛として、御番頭森島佐伊記に命じて、一大隊兵數四百九十餘人を率ゐて廿日市驛に出張せしむ、同二十日森島隊は進んで玖波驛に宿陣す、同廿三日に至

藝藩支家近江守の撤陣

尾州藩の重臣瀧川又左衛門來る

り、暴徒鎮靜の趣を聞き、宿陣を拂ひて廣島に還る、同日毛利大膳の家臣粟屋隼太毛利左京の家臣迫田伊勢之助等、三條實美を初め五卿を護送して黒崎に抵る、筑前侯松平美濃守、同所に於て之を請取る、  
同月十六日、總督尾張前大納言、大阪に凱旋せらる、  
同月二十三日、藝藩支家松平近江守從兵を率ゐ、廣島を出發して、高田郡吉田に凱還せらる、

二月十五日、尾州藩の御年寄列瀧川又左衛門、京都より京都發足は二月三日と云ふ廣島に來着し、尾州侯の使者として、去冬宿陣中の禮詞を述べ、贈物を藩主安藝守に獻じ、又長防暴動諸隊の勁靜を聞合さんが爲め、藩重臣辻將曹植田乙次郎、寺尾生十郎を旅館に招き、岩國より吉川監物の重臣を廣島に招致して、現時監物より長防鎮撫の見込、并に諸隊暴動の情實を上申せんことを申渡す可き旨を、藝藩より岩國に照會することを求む、然るに去十二日、寺尾生十郎岩國に赴きたるに、會、萩表より柏村數馬と云へる者、使者として岩國に到着し、暴徒鎮定の由を監物に報告せるを傍聽し、且數馬の覺書を得て之を廣島に送り、又萩政府の者一人、事情具陳の爲め、早速廣島表に差越すべき旨を監物より

又左衛門の復命

數馬に申含めて歸萩せしめたるを以て、生十郎は岩國より歸廣して之を復命す、二月十九日岩國の家老香川邦太郎用人鹽谷貞助、長新兵衛等監物の書翰を廣島に持參したるが故に、瀧川又左衛門は其書翰を受取り、且近々大膳より家臣を廣島に差出し、當時鎮撫取計中の模様等を具陳すべき旨を命じ、廿五日又左衛門は廣島を發足して、三月七日京都に歸着し、尾州侯に復命せり、其復命書に曰、

今度藝州へ御差向に付、二月三日京都發足仕、同十五日廣島へ着仕、即刻藝藩士呼出、明朝御口上之趣等可相達候間、御請に罷出候様、并辻將曹初も罷出候様申談候、

一十六日、朝御口上御請として、用人堀江太左衛門罷出候付、御口上之趣申聞、別段

御書相渡被遣、被下品等夫々爲引渡申候、

一追刻辻將曹、植田乙次郎、寺尾生十郎罷出候付、今度御差向之御主意申聞、右につき岩國家來之内、差心得候者、早々廣島へ呼出、當節監物見込之趣、并諸隊暴動之情實等申達候様、岩國へ可申達旨申談候事、

但、岩國へ通路方等早辨之爲、林左門儀途中より爲追込差遣、藝藩へ爲及談判候付、生十郎儀、去月十二日岩國へ相越、御差向之次第監物へ申聞、夫々及懸合候由之處、其砌萩より柏村數馬と申者、使として相越、鎮撫治定之段相達、談判之趣、生十郎傍聞いたし、追而書取指し出候付、去十七日仕立飛脚を以申上候、且又兼而藝藩より懸合有之諸隊暴動之始末等書付差出候筈、監物より萩へ申達有之、既に數馬罷出候砌、右書面持參可相成模様之旨相咄候由に付、猶更早々差出方、并當節萩政府之者一人、早速廣島へ差出、事情爲申上候様、數馬へ申含め、差戻候旨、監物より申聞候由、生十郎罷歸申聞候事、

一中略

一二月十九日、岩國家老香川邦太郎用人鹽谷貞助、長新兵衛、別紙一印書付(去月十二日日本家より使者を以て鎮撫治定申越につき、歸邑すこの届書なり)持參之旨、藝藩より申出候付、藝藩差添旅宿へ呼出、面會仕、右書面受取候段申聞、此度御差向之御主意、猶更申談、當節監物見込之趣、且諸隊暴動之始末等相尋申候處、本藩おゐて鎮撫治定相成候段、最前御達申上候

通に而、分て申上候儀も無御座、且諸隊暴動の儀に相互不通路に而、逐一之義難申上候間、本藩より當節政府之者一人、早々廣島へ差出候様申遣置候間、右之者より爲申上候段申聞候事、

一 監物見込之趣、并諸隊暴動之模様等、二三印書面差出、本藩おゐて當時鎮撫取計中之模様等も、近々使を以て爲申上候旨申達候に付、京地へ申上方等、猶藝藩へ引合置、去月廿五日廣島表發足仕、今七日上着仕候事、

三月七日

瀧川又左衛門

### 第三節 第一回征長軍の宿陣

元治元年

元治元年十月二十二日、征長軍總督尾張前大納言慶勝は、征長軍に参加すべき諸侯の重臣を大阪城に召集して、軍議を開き、十一月十一日を期して藝州口に向へる諸軍は廣島に屯集し、十八日を以て防長二州に討入るべきことに議決したれば、廣島城下に於ては、其期間に總督の本營を初めとし、諸侯の本陣并に下陣の設備を爲さざる可からず、是に於て藩府は先づ十一月四日

城郭内なる藝藩家老城主淺野右近の邸を以て、總督の本營と定め、其東西なる八町馬場に柵門を設け、又三位小路と御家老上田屋敷小路眞鍋御用屋敷附近との三箇所に柵門を構へ、同月七日よりは、八町馬場の柵門を晝夜ともに閉鎖せしめ、番所を新構して、庶人の通行を禁止し、頗る警備を嚴重にして、總督尾張前大納言の到着を俟てり、其他壹町目御用屋敷眞鍋御用屋敷及御家老淺野守之進藩士今村文之助の邸宅を初めとし、殆んど市中の諸寺院を残らず徴發して、屯集諸侯及軍隊の宿陣に宛て、又市街の東端なる猿猴橋畔東愛宕町と西端なる天満町とに、柵門并に番所を構へ、北方は日通寺の前堤并に横川橋畔に、南方は江波通り堤其他近郊所々海田市、廿日市、草津等に柵門并に番所を設け、番卒を附して、警固を嚴にせしめ、大監察大御目付をして之を總管せしめたり、

白神組壹町目四辻なる豪商平野屋三右衛門の宅を以て、屯集諸侯の家臣の集議所と定め、門前に「諸家様方藩中御集談所」と記せる標札を懸け、諸藩の侍士頻りに此處に出入して、集談を爲せり、此附近は兵馬の往來最も頻繁にして、諸藩より輸來せる糶米・飼葉・薪炭、其他の軍需品を累積せる車馬輻輳し、混

雜の狀、言語に絶せりと云ふ、市内の西部なる廣瀬中島・白神の三組は、槩して富豪の大夏多きが故に、尾藩を初め諸侯の使者・高官の多くは、此處に旅宿し、宿舎の門前に幔幕を張り、夜中は臺釣燈を出せるもの多く、頗る壯觀を呈せしと云ふ、

斯くて十一月七日備後國福山城主十一萬石阿部主計頭が軍隊を率ゐて廣島に到着し、其本陣なる東寺町正清院に入り、其軍兵を附近の寺院に宿營せしめたるを初めとし、諸侯の參集するもの絡繹として絶へず、茲に兵馬倥傯たる廣島の壯觀を現出せり、左に諸藩より屯集せる兵數并に諸侯宿陣幕府大小官吏の旅館を舉げて之を示さむ、

藝州口追討軍の兵數

- 長防追討軍の屯集兵數○幕府より命ぜし藝州口討入の兵數なり、此内廣島城下に宿陣せし數は知れず。
  - 一軍兵總數一萬人 是の外、荷持夫 松平安藝守
  - 一軍兵總數貳千人 但、陪卒共 板倉周防守
  - 一軍兵總數一千四百六十二人 但、陪卒共 阿部主計頭
  - 一軍兵總數一千人 是の外、荷持夫 但、陪卒共 松平近江守
  - 一軍兵總數九百〇一人 但、陪卒共 三浦備後守  
陣代 三浦玄蕃頭

總督府并に幕府官僚

- 一軍兵總數六百五十八人 但、陪卒共 板倉攝津守
- 一軍兵總數五百人 但、陪卒共 本多肥後守
- 一軍兵總數九千餘人 内三千百五人藝州へ追々着 松平備前守
- 一軍兵總數千八百餘人 但、陪卒共 池田信濃守
- 一軍兵總數三千九百三十三人程 但、陪卒共 脇坂淡路守
- 一軍兵總數四百六十五人餘 名代家老 加賀中納言
- 海路四國より討手の面々 長 大隅守
- 一軍兵總數二千三百人計 紀州兵
- 總計 軍兵二萬八千二百二十四人餘 是外荷持夫 松平讚岐守

宿陣 (甲)總督府并に幕府官僚の部

尾州名古屋  
 總督 尾張前大納言 元治元年十一月十六日着陣 慶應元年正月四日退陣 總督本營 淺野右近屋敷  
六十一萬九千五百石

白神社	趙叔院	南湘院	本選寺	長久寺	長遠寺
普門寺	嶺雲院	隆向寺	明信院	妙蓮寺	專勝寺
圓隆寺	興德寺	興禪寺	西向寺	西蓮寺	誓立寺
勝順寺	廣寂寺	德榮寺	松生院	正光寺	般舟寺
永照寺	妙詠寺	淨念寺	法正寺	專光寺	禪昌寺
常林寺					

尾州藩家老(尾州大山三萬五千石)

元治元年十一月七日著陣  
慶應元年正月二日退陣

本陣

白神組壹町目  
淺野守之進屋敷

閣老

山城國淀

稻葉民部大輔

元治元年十一月十八日著陣  
同 年十二月廿九日退陣

本陣

眞鍋御用屋敷

下陣

清岸寺

滿松院

淨圓寺

教念寺

淨寶寺

大御目付

永井主水正

元治元年十一月十四日到着  
同 年十二月廿九日出立

旅館

三位小路  
今村文之助屋敷

御目付

戸川鉾三郎

元治元年十一月四日到着  
同 年十二月廿九日出立

旅館

白神組壹町目  
桑原秀太郎宅

逗留中十二月十四日防州山口へ鎮靜見分のため罷越され、同廿七日爰元へ歸る、

御先手格  
諸武所師範役

松平上總介

元治元年十一月十一日到着  
慶應元年正月七日出立

旅館

中島本町(十二月廿日より)  
藤井和七郎宅

御軍目付  
御使番

松平左金吾

元治元年十一月十日到着  
慶應元年正月十日出立

旅館

白神組一町目  
御用屋敷

同

向井左門

同

旅館

同  
所

同

小笠原鍾三郎

同

旅館

同  
所

同  
奥御祐筆

竹村讓之助

元治元年十一月十七日到着  
慶應元年正月二日退陣

旅館

白神組一町目  
御用屋敷

石州大森代官

鍋田三郎右衛門

元治元年十一月五日到着  
同 年同 月十九日出立

旅館

塚本町  
大塚屋與右衛門宅

備中倉敷代官

櫻井久之助

元治元年十一月晦日到着  
同 年十二月十六日出立

旅館

塚本町  
松屋万兵衛宅

御勘定役	大儀見鎖六	元治元年十二月朔日到着 同年同月十五日出立	旅館	白神組一町目 富士屋喜兵衛宅
御徒目付	岩田三藏	元治元年十一月四日到着 同年十二月廿九日出立 逗留中十二月十四日防州山口へ籠靜見分の爲め罷越され、同廿七日爰元へ歸る、	旅館	紙屋町 金升屋久右衛門宅
御徒目付	栗田耕一	元治元年十一月十日到着 慶應元年正月十日出立	旅館	中島本町 伊豫屋官次郎宅
御徒目付	水本龍太郎	元治元年十一月十四日到着 同年十二月廿九日出立 逗留中十二月十四日防州山口へ籠靜見分の爲め罷越され、同廿七日爰元へ歸る、	旅館	白神組一町目 小島一右衛門宅
御徒目付	永井顯吉	元治元年十一月廿九日石州 濃田より到着 同年十二月三日出立	旅館	堺町 平野屋角三郎宅
御普請役	櫻井規矩郎	元治元年十二月朔日到着 同年同月十五日出立	宿	白神組一丁目 小田屋直助宅
御普請役	石黒喜十郎	同	宿	同

御小人目付	高橋清八	元治元年十一月四日到着 同年十二月廿九日出立 此兩人とも逗留中十二月十四日防州山口へ罷越され、同廿七日爰元へ歸る、	宿	紙屋町 高美屋眞之助宅
御小人目付	鈴木安兵衛 稲田七郎右衛門	元治元年十一月十日到着 慶應元年正月十日出立	宿	中島本町 帽子屋宗兵衛宅
御小人目付	岡田政次郎 中川芳太郎	元治元年十一月十四日到着 同年十二月廿九日出立 此兩人とも逗留中十二月十四日防州山口へ罷越され、同廿七日爰元へ歸る、	宿	紙屋町 高美屋眞之助宅
御代官御手代	堀尾賢藏	元治元年十一月廿八日到着 同年十二月廿八日出立	宿	白神組一町目 田部屋元助宅
(乙) 諸侯の部				
備後國福山 阿部主計頭	元治元年十一月七日着陣 同年十二月十一日退陣	本陣	正清院	
拾壹萬石				
下陣	海雲寺 妙慶院	本照寺 戒善寺	聖光寺 等覺院	延命院 源光院
				金龍寺 禪林寺
				此外國泰寺村高地十反餘、 小屋懸ヶ御借用

讚州高松 松平 讚岐守 十二萬石 元治元年十二月四日着陣 同年同月十二日退陣 本陣 御家老 淺野河内目六町別莊	作州津山 松平 三河守 十萬石 元治元年十二月十日着陣 慶應元年正月元日退陣 本陣 御家老 上田主水崎船屋敷	播州龍野 脇坂 淡路守 五萬千八百九十石 元治元年十一月十五日着陣 同年十二月廿九日退陣 本陣 佛護寺	備中國松山 板倉 周防守 五萬石 元治元年十一月九日着陣 慶應元年正月二日退陣 本陣 妙頂寺	下陣 報專坊 善正寺 圓龍寺 正善坊	下陣 藥師院 禿翁寺 妙風寺 圓光寺 万行寺
---	--	--	---	--------------------	------------------------

作州津山藩主備後守嫡子 三浦 玄蕃頭 二萬三千石 元治元年十一月十一日着陣 慶應元年正月元日退陣 本陣 專立寺	備中國庭瀬 板倉 攝津守 二萬石 元治元年十一月十日着陣 同年十二月廿九日退陣 本陣 淨專寺	下陣 源光院 長安寺 廣寂寺 東愛宕町了海	播州山崎 本多 肥後守 一萬石 元治元年十一月十日着陣 慶應元年正月元日退陣 本陣 持明院	下陣 福壽院 西應寺 安樂院	藝藩支家 松平 近江守 元治元年十一月十一日着陣 慶應元年正月廿三日退陣 本陣 眞木兵右衛門宅
--	---	-----------------------	--	----------------	---



加賀藩家老  
長 大隅守 元治元年十二月十四日着陣

下陣 西福院 福山藩下陣添再度禪林寺

備前岡山藩家老

池田加賀 元治元年十二月初旬着陣  
池田出羽 同年同月十日退陣

下陣 誓願寺 空鞘社 元成寺

紀州兵 元治元年十一月晦日着陣  
慶應元年正月月中旬退陣

下陣 東邊新開の民家

薩州兵 元治元年十一月二十日着陣  
同年十二月六日退陣

下陣 慈仙寺 傳福寺 妙法寺 慶藏院 西福院 善福寺  
此外天神町北組の民家

諸侯伯の御用  
達商人

▲尾州侯の御用達

御銀方御扶持人胡町年寄肥後屋増之助○胡町組頭宮本屋庄三郎○廻船  
方御用聞新川場町年寄<sup>京橋川</sup>平田屋川船年寄沼田屋七左衛門○御納戸御用聞町  
年寄格國吉屋太兵衛○町組頭吉田屋三右衛門○御賄方御用聞町年寄長  
屋正右衛門○町組頭吉田屋兵右衛門○御用聞中屋万次郎

▲備後福山侯の御用達

公用向御用達座順綿改所頭取並御客屋守大崎市左衛門○御用達袋町年  
寄吉野屋兵右衛門

▲備中松山侯の御用達

座順綿改所頭取並次御銀方御扶持人油屋町年寄油屋九郎右衛門○油屋  
町組頭高田屋益太郎角屋源兵衛

▲作州勝山侯の御用達

綿改所頭取並槩屋正右衛門

▲播州山崎侯の御用達

木挽町年寄沖野屋彦兵衛○同町組頭研屋源次郎

▲播州龍野侯の御用達

御銀方御扶持人寺町年寄中島屋吉兵衛○同町組頭岩國屋傳兵衛○堀野屋平兵衛

▲備中庭瀬侯の御用達

西引御堂町年寄山田屋吉五郎○同町組頭年寄格八木屋新太郎○同町組頭野上屋傳藏○信濃屋伊八

▲城州淀侯の御用達

御銀方御扶持人紙屋町年寄山縣屋佐七郎○同町組頭對馬屋三郎兵衛○大田屋德藏○浪花屋幸右衛門

▲讃州高松侯の御用達

鹽屋町年寄若江屋正兵衛○町年寄格中屋新藏

▲作州津山侯の御用達

町年寄格中島本町組頭佐伯屋柳助

▲薩州軍の御用達

白神組壹町目竹野屋彌三郎

▲紀州軍の御用達

新開大割尾長村庄屋菅市左衛門○町年寄格東用意宿守大島屋新兵衛○東新開組頭喜三郎○東愛宕町組頭福德屋德右衛門

▲備前軍の御用達

御銀方御扶持人胡屋才助○天神町南組年寄研屋半右衛門○同町組頭中屋最助

▲加州軍の御用達

綿改所頭取並五組年寄筆上添役堺町年寄芥河屋完左衛門

【参考】

諸家様方廣島御逗留中、非常の節御立退場處、左の通り御手當に相成、御案内の人被差出早速御宿陣へ翻付、御手引有之筈の由、

- |      |                               |         |                        |
|------|-------------------------------|---------|------------------------|
| 一尾張様 | <small>國泰寺<br/>明星院</small> 之内 | 一備前様    | <small>長東村</small> 蓮光寺 |
| 一稻葉様 | <small>新庄村</small> 松榮寺        | 一阿部様    | <small>比治山</small> 長性院 |
| 一脇坂様 | <small>神應院</small>            | 一板倉様    | <small>水主町</small> 圓入寺 |
| 一三浦様 | <small>比治山</small> 多聞院        | 一板倉攝津守様 | 廣瀬社                    |

- 一本多樣
  - 御軍目付衆
  - 御徒目付衆
  - 御小人目付衆
- 鐵砲町
  - 超覺寺
  - 比治山
  - 勝樂寺
- 一大御目付衆
  - 御目付衆
  - 一奥御祐筆衆
- 比治山
  - 安養院
  - 尾長村
  - 教禪院

御城下壹町目御客屋近邊にて、左の面々いづれも大家なる故、當子年御參集前三ヶ年以前、毎々諸侯方より御使者入來、依之右御使者宿に御手當有之、其人名餘り多くに付略す。

但、亭主役并御賄は御客屋守大崎市左衛門、同見習馬具屋九郎右衛門勤之、市左衛門は座順綿改所頭取並之次、帶刀苗字御免、九郎右衛門は町組頭同格、他所向出會は帶刀苗字を免さる。

- 沼田三郎右衛門 豐島屋圓助 西村甚右衛門
- 桑原秀太郎 秋田儀右衛門 加藤忠左衛門
- 二文字屋源右衛門 栗屋正右衛門 富士屋喜兵衛
- 世並屋市郎左衛門 世並屋伊兵衛 山縣屋佐七郎
- 平野屋三右衛門 三國屋清右衛門

諸家様方御參集の頃、九州四國其外御大名衆より御家老重役衆當所へ御越、依之西町左の家々へ宿所相構暫逗留あり、此外數軒有といへども數多ければ畧之。

- 一肥後御家老郡夷則 堺町 金屋岩助
- 一筑前御家老加藤司書 中島本町 對馬屋百助
- 一筑後柳河御家老有馬藏人 西土手町 米屋芳兵衛
- 一肥前唐津御家老百束九郎右衛門 堺町驛所 服部屋元助
- 一豐前中津御家老逸見志摩 鍛冶屋町 寅屋つね
- 一豐前小倉御家老小笠原甲斐 塚本町 大塚屋與右衛門
- 一筑後柳川御家老十時攝津 堺町三丁目 大杉屋卯三郎
- 一肥前島原 板倉八右衛門 西土手町 高田屋市左衛門
- 一豐前小倉新田 藤江奥右衛門 堺町三丁目 吉田屋理八
- 一小笠原近江守様 山路太次兵衛 同町 同
- 一播州安志 同幸松丸様 有馬遠江守様 堀 主馬之助 西土手町 小川屋次平
- 一越前丸岡 有馬遠江守様 堀 主馬之助 元柳町 佐伯屋柳助
- 一肥前佐賀御家老伊藤外記 元柳町 佐伯屋柳助

- 一 阿州様御家老蜂須賀信濃 中島本町 三田屋源兵衛
- 一 伊豫今治御家老服部外記 元柳町 佐伯屋傳右衛門
- 一 伊豫松山御家老鈴木七郎右衛門 堺町 三原屋清三郎
- 一 伊達遠江守様御家老松根圖書 同町 吉田屋八十右衛門
- 一 伊豫宇和島 清水肥田 堺町四丁目 山澤屋忠次郎
- 一 加州様岡田助右衛門 中島本町 秋田儀右衛門
- 一 石州濱田 河鱒監物 同町 三田屋源兵衛
- 一 石州津和野 多胡兎波 堺町 樽屋直三郎
- 一 因州家老荒尾駿河 中島本町 研屋半右衛門
- 一 越前福井御家老本多修理 中島本町 對馬屋清八郎
- 同御番頭永見主膳 紙屋町 三國屋清右衛門
- 同御用人毛利元作 堺町 平野屋周三郎
- 一作州御用人海老名極人 鍛冶屋町 角屋源兵衛
- 一 雲州松江御家老朝日千助
- 一 雲州廣瀬御家老神山頼母

一 松平主計頭様 米田 貢 中島本町 東屋平助

一 毛利淡路様御家老 粟屋内匠 鳥屋町 阿登屋忠兵衛

一 毛利左京様御家老 桂 縫殿 同町 同

右等の面々數日逗留、食物を始め諸品々に至る迄、町中沽物多端ありて、中以下之商人は餘程金銀を殖し、日屢中脊類は賃儲多く、近年にも無之融通之由承る。

○ 御參集當霜月中旬賣物等、凡之價左之如し、

- 一 緑綿壹本 四百貳拾目位 一御差紙壹石 百八拾目内外
- 一 正米壹石 百九拾目内外 一酒清水壹升 三匁壹分
- 一 醬油壹升 貳 匁 一鯛魚一尺位 拾四五匁より
- 一 燈油壹升 拾貳匁内外 一諸口紙一束 七八匁
- 一 半紙壹束 四匁位 一豆腐壹つ 三 分
- 一 蒟蒻壹つ 五 文 一藥湯入湯壹人 二 分
- 一 並湯入湯壹人 拾貳文

近來別而諸色高直諸品准之。

#### 第四節 第二回の征長役(一)

幕府の有司は、征長總督尾張前大納言の長防に對する臨機專斷處分を以て寛大に失するを爲し、或は之を以て要領を得ざるを爲し、毛利大膳父子を江戸に召致して糺治する所あらんとす、而して其事遂に行はれず、是に於て「不容易企有之」との名義を以て長防再征の議あり、加ふるに長防二州の尊攘黨は再び起て恭順黨を掃攘し、大に藩政を改革して幕府に反抗せんとするの色ありしかば、會津、桑名の諸侯及一橋中納言喜慶等は皆再征の議を主張し、終に將軍家茂の親征進發に決し、慶應元年四月十三日尾張前大納言慶勝を征長先鋒總督に、紀伊中納言茂承を後備に、彦根侯井伊掃部頭直憲を中軍に、高田侯榊原式部大輔政敬を先鋒に、信州上田松平伊賀守忠禮田邊松平河内守誠成高遠内藤若狹志守賴直州鳥羽稻垣信濃守長明四侯を左右軍に、延岡内藤備後守政舉松本松平丹波守光則二侯を後備に任じ、五月十六日將軍家茂大軍を率ゐて江戸を進發し、二十五日大阪に到着せり、時

に外艦英、米、伊、米攝海に入りて、兵庫の開港を通れるを以て、先づ此事を處理し、十一月に至り、永井大監察の一行は廣島に來り、宍戸備後之介を召喚し、國泰寺に於て大膳父子伏罪に就き疑念の糺問あり、是れ乃ち開戦名義を天下に表白すべき齟齬折衝の重事なりとす、慶應二年二月八日小笠原閣老廣島に來り、大膳父子廢立刪封の裁許狀を申渡せしも、長防二州は之に服せず、尋で尾張前大納言は總督を辭せられしを以て、五月三日紀伊中納言茂承を先鋒總督として大阪を進發し、六月五日廣島に來着し、督府を壹町目御用屋敷元蒲生屋敷に置き、全軍を指揮して、藝防二州の境界に於て長軍と對陣せしが、幕軍利あらず、會、將軍家茂大阪城に於て薨去し、遂に勝安房守廣島に下り、有名なる「嚴島の止戰談判」となれり、是れ第二回征長役の梗槩なり、今これを左に詳述せん。

元治二年二月十六日、江戸に於て閣老本多美濃守民忠より藝藩に命じて云く、毛利大膳父子伏罪につき、江戸表に召喚の議あり、就ては幕府大御目付塚原但馬守御目付御手洗幹一郎を廣島表に差遣し、吉川監物其他の者を廣島に召喚して、兩使より申渡すところ有らんとす、其節藝藩に於ては萬事周旋取

元治二年  
毛利大膳父子  
江戸表へ召喚

計ふべしと、是に依り三月二十八日、藝藩主安藝守長茂は幕府に上書して、大膳父子江戸表に召喚の不可なる所以を陳述せらる、其書に曰、

此度毛利大膳父子江戸表え被召寄候儀に付、御達之趣愚考仕候處、昨冬以來官軍之御武威を以て、罪魁并參謀之徒處嚴科、只管謝罪之運びに相成候上は、長防二州民心之企望も大意推知被仕候處、自然御所置振行違、是迄之御手續に反し候など、異念を生じ申間敷とも難申奉存候、萬一此度之一事に付、最前之御運び合無詮事に相成候而は、再び皇國之騷亂にも可移行哉と深奉案煩候、右之情態は素より御廟算も被爲在候御儀とは奉存候得共、當節之國情も篤斗御洞察被爲在度奉存候、前文之次第に御座候間、吉川監物其外御呼出等之節、不都束之家來共取扱候儀は中々可難行届と苦心罷在候、却而御武威を損し候様之儀仕候而は、重々奉恐入候間、別書御請申上候趣は候得共、其期に至り無餘儀御斷申上候品も可有御座敷、其段は豫め御含置被下候様仕度、此段申上候、

三月十八日

松平 安藝守

安藝守は別に家臣京都留守居役熊谷兵衛に命じ、此建言書の謄書を尾張前

大納言勝に呈せんと欲せしが、其時前大納言は既に京師を發駕して歸國の後なりしかば、四月九日兵衛は名古屋に至りて之を前大納言に呈せり、

毛利大膳父子服罪に付、此度江戸表へ被召寄、右爲御用大御目付衆始廣島迄御下り、吉川監物其外御呼出之儀も可有之、其節は右御役人中より御達次第取計可申旨、二月二十六日於江戸御達有之候處、昨冬以來之御運合も有之、當節之情態に而は安藝守家來ども取扱方可行届儀とも不被存候間、別紙寫之通江戸表へ申出仕置候、此段一應御届申上候様京師へ國元より申越候處、最早御發駕後に御座候付、去る四日京地出立仕、右趣申上候、

四月

松平安藝守内 熊谷 兵衛

三月四日、江戸に於て、閣老諏訪因幡守忠誠より藝藩留守居役を召し、「大膳父子召喚につきては、若し渠等病氣又は趣意これあると雖も、兎も角も罷出づるやう取計ふべし」と達せられしにつき、藝藩主安藝守より再び左の如く幕府に建言あり、

毛利大膳父子伏罪に付、此度江戸表え彼召寄候付而は、大膳父子若し病氣之節、旅行難成程之儀に無之候敷、又は趣意有之候儀にも候はゞ、兎も角も

脇阪淡路守并伊達遠江守家老共大監察塚原但馬守監察御手洗幹一郎申談末家吉川監物等え篤と申談精々爲申諭罷出候様取計可申旨御書付之趣承知仕候尤此儀に付而は先般御達之御請書へ添書を以申上候次第も御座候間不惡御舍被下候様仕度奉存候此段申上候以上

三月廿六日

松平安藝守

改元

慶應元年  
長州家老八名  
連署の歎願

○四月七日慶應と改元あり  
○慶應元年閏五月六日吉川監物の家臣目賀田喜助森脇一郎右衛門岩國より廣島に來着す藝藩士植田乙次郎これに應接す兩使は長州家老志道安房を初め八名連署の歎願書と吉川監物の添書とを持參し督府に執達方を乞ふ藝藩これを京都に送り留守居役菅野肇をして長谷川惣藏に差出さしむ在京の藝藩家老別に其一通を寫し取り之を一橋中納言慶喜に呈す其歎願書に曰

本家毛利大膳家老より別紙之旨趣徹上候様末家中え周旋之儀歎出候右者此度不意之浮説を請臣子之至情難忍段は無餘儀次第御座候得ば厚御憐察被成下候様於私共奉懇願候依之乍恐別紙其儘奉備 尊覽候間可然

御執成之程奉願上候以上

閏五月

吉川 監物

大膳様 長門様御事元來 皇國之御爲一途に御大義御名分を被爲重天朝幕府より御沙汰之御旨を御遵奉御確守被遊不誤期限被及攘夷候處監察使御下向 叡慮を賜り實に無窮之鴻恩と舉國感奮決心罷在候然る處其後御沙汰之御次第最前之御議論彌御確定に被爲仕候哉と御國內之者共自然疑惑を生じ候儀有之慨歎之餘り終に去秋脱走之者有之 闕下近く罷出從來之 叡慮彌御確定相成度歎願をも可仕様子に付御家老被差登精々鎮撫被仰付尤歎願之趣は徹上仕候様に被仰聞も有之候處豈計んや於 闕下及妄動誠以日夜御寢食をも不被安御恐懼至極に被成御座候折柄外夷大舉襲來内外之大患相迫り攘夷も一己私闘之趣に罷成不得止一旦止戦之取計被仰付上京之御家老其外嚴科に被處 天幕へ御詫被仰上御恭順御謹慎に被成御座候内役人共處置不當之廉有之舉國奮激及變動候故不得止 御父子様御出被成是非を御糺し御告諭被爲在候御

次●第●に●御●座●候●處●近●來●御●父●子●様●御●悔●悟●之●躰●無●之●却●而●不●容●易●企●有●之●或●は●幕●府●之●御●爲●な●ら●ざ●る●儀●を●外●夷●と●相●謀●杯●風●説●も●有●之●哉●に●承●及●言●語●に●絶●驚●歎●之●至●奉●存●候●御●家●來●中●之●心●事●不●得●明●亮●之●儀●と●血●泣●覺●悟●相●極●居●候●得●共●皇●國●之●御●大●義●御●名●分●に●も●相●係●り●上●は●天●朝●幕●府●へ●奉●對●下●は●天●下●草●莽●之●者●迄●存●入●も●可●有●之●遺●憾●千●萬●之●儀●實●に●臣●子●之●至●情●難●忍●に●付●此●段●厚●く●御●亮●察●被●成●下●御●父●子●様●之●御●心●事●明●白●に●相●成●候●様●偏●に●御●盡●力●之●程●舉●而●奉●伏●願●候●以●上●

五月

- 志道 安房
- 根來 上總
- 井原 主計
- 毛利 伊賀
- 毛利 出雲
- 毛利 能登
- 毛利 筑前
- 宍戸 備前

慶應元年  
大竹河畔の高札

○閏五月、長防の過激黨は、藝州の西境なる大竹河畔に高札を建つ、其文に曰、神國之掟を守、一天之君を守護し、犬羊に等しき外夷を拂ひ、皇國を清めんと欲す、是を犯し我領分へ軍馬を差向候者有之おゐては、假令幕府の上使たりとも、即刻討捨、一人も生て返し申間敷、依て制札如件、

乙丑閏五月

- 吉川 駿河
- 毛利 筑後
- 宍戸 若狹

毛利淡路吉川  
監物の大阪表  
召喚

○六月二十三日、大阪に於て、閣老阿部豊後守正外、在阪の藝藩重臣野村帶刀を召し、毛利淡路吉川監物を大阪に召喚するの命令を長州に傳達すべき旨を申渡さる、七月七日、藝藩より新組頭山下他人彌、植田乙次郎を使者とし、徳山、岩國に赴き、其命令を申渡し、十四日歸廣す、

吉川監物より  
登阪延期の歎願

○七月二十七日、毛利淡路吉川監物より、登阪の儀につき宗家と協議する必要あるにつき、左の書面を齎らして使者を廣島に來らしむ、然るに書面のみにては解け難き儀もこれあるにつき、藝藩より寺尾生十郎を登阪せしめ、左の如く阿部閣老に差出せり、



別紙兩通、毛利淡路、吉川監物より使者を以差越無急度相含置候様申越候處、此儀に付而は兼而家老共より頭書を以て奉伺、御附紙之趣は御座候得共、少々遅緩可仕哉にも推考被仕候間、不取敢使者を以入御内覽置申候以上、

七月晦日

松守 安藝守

私儀御尋之儀御座候付、早々登阪可仕之旨御達之趣、以御使者被仰下奉得、其意候、右に付而は登阪可仕筈に御座候得共、其筋に付出萩之儀本家毛利大膳より申越し、先達而以來持病之痔病不相勝不快中に御座候へ共、不得止次第、程近之儀にも御座候故、今廿日發足、押而出萩仕候、御達後、彼是遅緩相成候段、奉恐入候、依之申上置候間、宜御執成之程奉願上候以上、

七月廿日

毛利 淡路  
(各通)  
吉川 監物

毛利淡路、吉川監物より安藝守迄差出し候書面難申解意味合も御座候儀

藝藩主に長州  
隊士民より款  
願書を献す

と推考被仕候間、事情相心得居候寺尾生十郎と申者へ内密使者申付候、自然御都合筋にも相成候は、御直に御聞取被下候様、安藝守内存に御座候、先般拜謁之砌、御直に相伺居候儀も御座候付、乍恐此段私より内密奉申上候以上、

七月晦日

松平安藝守内 野村 帶刀

○八月五日、長州隊中梅田三郎、野村靖之助、松本鼎三、南木狂介の四人、廣島に來り、大膳父子の衷情を藩主安藝守茂長に哀訴し、左の歎願書并に覺書を呈上す、

寡君父子、癸丑甲寅以來人心不折合、上己上元等之儀種々出來、此餘之禍變も不可測儀と、皇國之御爲深く不堪懸念、遂に公武へ建白をも仕り、辱も微志、徹上件々不被爲拾置、御採用にも相成、彌増勉勵人心を鼓舞し、抛身家御奉公申上候覺悟に有之候處、不圖も去る亥八月以來上京を被差留候次第、實以其由る所を不知、闔國之士民日夜悲泣罷在候處、血氣壯年之者慨歎之餘り、自分疑惑を生じ、乍恐從來之 叡慮一定不拔之所奉、窺上度、尙寡君父子多年之心事、哀訴歎願爲可仕、追々國內を脱走し、去秋に至り、恐多く

も 關下近く罷在候者不少、寡君父子不堪驚愕、迅速鎮靜として益田右衛門介其外差登候處指揮不届よりして歎願之旨趣は通徹不仕、却而妄動に立至り、天幕へ之忠敬も殆んど堙滅の姿と相成、東西藩邸を被相毀、官位等被召放候との御沙汰も有之、臣子之至情血泣慨歎之至に不堪罷在候、然る處昨冬尾州老公御下向、父子無他心事御洞見、右衛門介其外萬事御處置被爲在、御解散に相成、依之寡君父子積年之誠意も、天朝幕府へ明瞭徹上、乍恐、皇國大義名分も判然相立、遐陬僻壤に至る迄徹底仕、最早平常之御沙汰可有之歟、上下一統奉、渴望居候處豈圖再征長との御事に而、軍師浪華屯集、大樹公御上洛之由相聞、關國舉て何たる故と不覺甚以奉、怨望候事に、有之候、右様之次第に付而は、關國之疑惑素より一朝一夕之事にあらず、日夜不堪憂悶候折柄、今般徳山岩國え御尋之趣有之、大阪罷登候様、關下より御知達被爲在、候由に御座候處、元來去秋京都變動よりして尾老公御下向、夫々御處置被爲濟候儀は、關下に於而も既に詳に御傳聞も可被爲在、候御事に而、其餘又候、今般之御沙汰被仰出、弓箭旆旗之間へ御召出有之候、付而者、馬角の難責如何様之御取扱も難計と人心疑惑益、增長、臣子之至

情彌切迫、萬一も右兩家登阪致候様相成候而は、國內一統物議沸騰不可得止事に至り可申歟、左候而は、天幕へ奉對、殊に奉恐入候次第、且父子誠意も更に貫徹仕間敷と恐懼此事に奉存候伏而願くは、關下上は、皇國之御爲下は、隣交之情誼を以一片之微忠御垂憐を賜り、前條之次第、天朝幕府へ明瞭御辨解被成下、速に邦家安堵之御沙汰被仰出候様御盡力被成下、度、關國舉而不堪切願之至誠、誠恐、誠惶、稽首再拜、

乙丑八月

防長士民

覺

京都變動一件已に御處置も被爲在、一統舉而平常之御沙汰をのみ相待居候處、此度御達一條に付而は、國內之者疑惑相生じ候儀不少、士民合議之上、一同歎願仕度存念に而候得共、多人數罷出候而は、不穩便相見候付、惣中代として私共參上仕候、定而寡君初末家其外重役共、遂評議候にも可有之候、得共右に不拘、從來寡君父子衷情申上、此度之儀御盡力奉懇願候儀に御座候、尤右之次第に付、御藩罷出候儀は、役筋へ向一書認め置、不待差圖推參仕

候儀に付、歸國之上は此趣訴出、何分之沙汰を待候覺悟に御座候間、鄙衷不被爲捨置、御照亮奉願候事、

寡君父子積年の微衷、全く尊王之大義を體、皇國之御爲、邦家を願す、偏に天勅を奉じ、幕令に遵ひ、諸藩に先ち御奉公仕候而、却而今日之冤罪を蒙り、日夜沈念に罷在候儀、心事之程、御了察奉願候事、

去秋京都變動之一條に付而は、偏に益田右衛門介其外指揮不行届よりして、不容易次第に立至り候事に有之、寡君父子におゐては、全く存知候儀無之、恭順謹愼罷在候處、却而父子官位等を被召放、東西藩邸をも被相毀、且征伐之名を以、軍師四境に相迫り、其甚敷に至りては、寡君先祖之墳墓をも被相暴候儀、實以臣子之至情、申上にも、不忍、悲泣痛憤之至、是又御了察奉願候事、

寡君父子、先年來冤罪相蒙り居候に付ては、何處國迄も哀訴辯解仕度は勿論之儀に有之、今般御尋之趣有之、岩國、徳山被召出候儀、素より其望む所に而、早速罷出、如何様之御事に而も、公明正大、飽迄も陳述可致候得共、去冬水戸藩武田伊賀守之事も有之、且又世間之風説に而承り候得者、此度浪華へ

右兩家被召出候上は、直様捕置、削封廢立之儀も有之哉之由、一統不安奉存候事、

此度天朝よりは公平至當と被仰出候様、仄に奉窺候處、左候上は此迄勅諭幕令御齟齬も有之、兎角天下人心動搖に相響居候哉、竊に奉存候處、此邊之儀は如何之御都合相成候哉、從來御齟齬之邊は夫々御斷相立、汗發之勅諭御承込被爲、在居候廉々は速に御遵奉にも相成候事に御座候哉、御内々奉窺度奉願候事、

馬關に於て夷艦へ薪水食料相渡候事は、徒に止戰之譯を以、自己之致取計候儀無之、攘夷以前御達も有之候事にて、其取扱仕居候事、

○八月九日、徳山藩毛利淡路の家老福間式部、岩國藩吉川監物の家老吉川采女廣島に來着す、藝藩重臣野村帶刀これに應對す、兩使より淡路監物病氣に依り登阪猶豫の歎願書を呈出せしを以て、藝藩主安藝守より添書を加へて幕府に上つる、幕府却けて之を受けず、直に返却せらる、

○同月十五日、長州家老宍戸備前廣島に來り、藩世子紀伊守茂勳に面謁して、防長の事情を陳述し、淡路監物登阪につき、左の口演手扣書を呈上し、幕府に執

慶應元年

淡路監物より  
登阪猶豫の歎願

長州家老宍戸  
備前の來廣

成あらんことを懇請す、是に依り藝藩より重臣野村帶刀を使者として、大阪城に差遣し、長藩の國情を陳べ、大に周旋せしむ、然るに閣老小笠原壹岐守長行これを聽かずして却下せり、

手扣

今般御尋之儀有之、毛利淡路吉川監物へ登阪仕候様被仰出、早速罷出御尋之趣拜承可仕儀は勿論に御座候、然る所先達而私共より末家中迄歎願仕置候趣、定而御承知可被爲在、不容易企有之との御事にて、御再討被仰出候段、仄に傳承仕り、實以驚愕之至、只管苦心罷在候、折柄兩人御召寄之儀御沙汰被爲在、園國之人心疑惑を生じ、大膳父子日夜不安、寢食謹慎中再紛擾ケ間敷事件自然差起候而は、奉對天朝幕府恐懼痛心此事に御座候、素より御尋之趣は條理明白御答可申上候得共、只今之形勢に而急速登阪と相成候時は、國內之動搖無覺、東御斷申上候而は、彌以不相濟、彼是苦心之至に御座候、右人心疑惑之原由を申上候得者、昨年父子謹慎恭順を盡し、官位御稱號等被召上候儀をも夫々御請申上、猶又益田右衛門介を始三老臣并參謀之もの、夫々處嚴科御詫申上候、徹衷聊貫徹仕候哉、尾張前大納言を始め御

陣拂に相成、其後無間於領内争鬪之儀も有之候得共、外向へ係り候譯に而は無之、爾來も彌謹罷在、不遠御寛大之御沙汰可被仰出と奉待候所、不圖も此度御進發之御様子に付而者、士民一統泣血悲歎に不堪、固より僻境頑固之風習に而、鎮靜方行届兼、畢竟不肖之私共不當其任、慚愧之至に御座候得共、右等情實篤と御亮察被成下、御隣藩之御交誼不被爲捨置、何とか可然御周旋被成下、偏に奉懇願候、尙淡路監物兩人より可申上候、以上、

同月十八日幕府は、毛利淡路吉川監物が病氣と稱して登阪を辭したるを以て、藝藩重臣を大阪城中に召して、閣老阿部豊後守世外より「淡路監物病氣ならば、毛利左京毛利讃岐并大膳家老ども申合せて、九月廿七日までに上阪すべし」と左の通り命令を發せらる、是に依りて、藝藩より久保田平司を使者として、山口に遣はし、幕命を傳達せり、

松平 安藝守

毛利淡路吉川監物出阪之儀、兼而相達置候處、若病氣に而押而も難被出節は、毛利左京毛利讃岐并大膳家老共之内申合、來る九月廿七日迄に大阪表へ罷出候様、其方より可被申達候、

八月十八日

且つ幕府より別に左の注意の命令を藝藩に達せり、

九月廿七日迄に罷出候様申達候へ共、萬一不罷出候はゞ、直に御人數被差向候、銘々御差支無之様兼て心得可申、尤只今御人數御差向に相成候ても、御差支有之間敷候へ共、爲心得御達之旨被仰渡候、

○同月、幕府より「毛利大膳父子叛逆につき、近國諸侯に追討を命せられしに就ては、諸國より武器米穀を長防二州に移入するを禁止すべき旨」を諸侯に令せらる、其文に曰、

毛利大膳父子叛逆に付、近國之面々へ追討被仰付候付而は、武器其外米穀等を始、諸國より長防兩國へ輸入候儀不相成候、萬一海上陸地共運輸いたし候輩有之候はゞ、近隣國に於て急度差止、尤時宜に寄討留候而も不苦候間、其段相心得、右運輸之品々は差留候領主に於て取上置、其段可申聞候、

八月

○九月朔日、藩府より、當時の形勢につき、城内三門并に十二郭門の警備を嚴にし、諸廳の小使、小人類たりとも、夜中無釣燈にて通門の節は、御目付より交

長防二州に武器米穀の移入禁止

廣島城門郭門の警固

征夷大將軍參内長防處置につき奏聞

付せる鑑札を携帯すべき旨を達示せらる、

○同月廿七日、大阪に於て、閣老松平伯耆守宗秀より藝藩留守居役を召し、征夷大將軍廿一日參内、長防處置につき奏聞を経たる件、左の通り封書を以て達せらる、

長防處置之儀に付而は、兼而 奏聞仕置候通、條理順序を逐ひ、不審之件々篤と糾問之上、夫々處置可仕奉存、毛利淡路、吉川監物、大阪表へ早々罷登候様申達候處、登阪延引仕候に付、自然兩人差支候はゞ、外末家并大膳家老共之内申合、當月廿七日迄に無相違出阪候様、重而申達候得共、今以登阪之模様無之、此上彌違背に及候者、最早寛宥之取計難仕に付、無餘儀旌旗を進め、罪狀相糺可申奉存候、尤兵機緩急、其外篤と熟考之上、遺算無之様所置可仕奉存候、此段 奏聞仕候、

九月

家 茂 判

勅諭

言上之趣被 聞召、乃賜御暇候、猶長防一舉相濟候得ば、御用有之候間、早

速上京之事兼而被仰出候

慶應元年

○十月四日、毛利讃岐の家老内藤忠太郎、毛利左京の家老田代内記等、使者として廣島に來着し、主人病氣に依り、急速登阪し難きが故に、發途延引するも苦しからざるやう、藝藩より執成を請ふ旨、書面を以て歎願せるに依り、藝藩より其歎願書に添書を附して、大阪閣老松平伯耆守に呈出す。

長州家老、穴戸備後介、井原主計の來廣

○同月十六日、長州毛利大膳の使者、大津四郎右衛門、廣島に來り、家老の穴戸備後介、井原主計兩人、彌登阪に決定し、近日來着するにつき、萬端依頼するの旨を告ぐ、是に依り、藝藩にては、御寄合二百石今中大衛御目付百石中山半之丞以下に命じて、士卒百三十餘人を以て護送隊を編制し、其他の諸準備に着手す。井上伯傳曰、大津四郎右衛門は村田次郎三の變稱なりと。二十一日、長州家老、穴戸備後介、附添赤川又太郎等、廣島に來着し、告ぐるに、井原主計のみは途中病氣にて遲着すべき旨を以てす。

井上伯傳曰、穴戸備後介は山縣半藏を穴戸備前の末家として變稱せしめたるなりと。

同月二十四日、藝藩より藩士植田乙次郎をして、長州家老登阪の爲め廣島に來着せる旨の届書を携へ、且井原主計は病氣快癒まで當地に滞留、其後登阪日限も精々示談に及ぶと雖も、治定せざるにつき、其事情を言ひ含めて上阪

井原主計歸國す

備後介病を稱して登阪せず

せしむ、然るに其夜に至り、井原主計より告ぐるに、主人大膳父子に稟議すべき用件を生せしにつき、急速歸國して、再び當表に罷越したき旨を以てし、又備後介も病氣にて専ら療養中なれば、登阪する能はず、暫時當地に滞留せんことを告ぐるに依り、藝藩に於ては、藩士遠藤佐兵衛及寺尾生十郎をして懇々談判せしむると雖も、何れにも主計は一應歸國し、直ちに用向を了して再び來廣することに治定し、二十五日主計并に松原音三、松原玄仲の三人は發足歸國せり、故に藝藩より幕府に其旨届出旁、寺尾生十郎をして上阪せしむ、然るに井原主計の廣島より山口に歸るや、大膳は大に怒りて謁見を許さず、采邑に屏居して後命を待たしめ、更に穴戸備後介を正使とし、別に木梨彦右衛門を遣はして副使たらしむ。

幕府大小監察の來廣(一)

○同月二十七日、京都に於て、閣老小笠原壹岐守長行より、藝藩重臣野村帶刀を召して、大膳父子につき疑惑の廉々訊問の爲め、大小監察下廣につき、長州末家并に家老等は登阪するに及ばず、十一月を限り、末家并に家老及奇兵隊中重立てる者三四人、廣島に罷出づべき旨を長州に申達すべしと命せらる、是に依り、藝藩より使者を山口表に遣はし、其旨を傳へしむ。

慶應元年  
幕府より征長の戦備を命ず

○十一月七日、大阪に於て、閣老板倉伊賀守勝静より藝藩留守居役を召して、大膳父子伏罪の儀疑惑の廉々これあるに就き、大監察永井主水正、小監察戸川鉦三郎、松野孫八郎を廣島表に遣はし、大膳末家并に家老どもの内及び奇兵隊中の者を召喚糾問せしめ、模様依りては征討の大軍を差向けらるゝに依り、藝藩は藝州口先陣の心得を以て、十二月十日限り出兵の準備を爲し、國境を守備し、臨機の取計をなすべし、その爲め幕府より軍目付松野八郎兵衛を差遣せらるべく、松平近江守は安藝守の軍に附屬すべしと命せられ、別に長防二州に對する攻口の表を附與せらる。

一筆令啓達候、毛利大膳父子伏罪之儀御疑惑之廉々有之候付、右爲御糺大目付永井主水正、御目付戸川鉦三郎、松野孫八郎、藝州廣島表え被遣、大膳末家并家老共之内且奇兵諸隊中之者も同處え呼出し、承糺之上、模様寄り惣人數被差向候間、藝州口一之先之心得を以、十二月十日限り人數差出、其方には國許相守、臨機之取計可被致候、尤爲軍目付松野八郎兵衛被差遣候間、其段可被相心得候、松平近江守儀も其方に附屬被仰付候間、可被得其意候、且又攻口之割合別紙之通被仰出候間、是又可被得其意候、此段可相達

旨、依上意如此候、恐々謹言、

十一月七日

小笠原壹岐守 押花  
板倉伊賀守 押花

松平安藝守殿

防長二州攻入口

(別紙)

藝州口討手

一之先

松平安藝守 (淺野茂長安藝廣島藩主)

御軍目付

松野八郎兵衛

安藝守は人數差出

近江守は出張

安藝守へ附屬

松平近江守 (藝州支藩主)

○

御中軍先鋒

井伊掃部頭 (直憲、近江彦根藩主)

一之先

御軍目付

藝州迄出張

朝倉藤十郎

掃部頭へ附屬

井伊兵部少輔(彦根藩の支藩主)

榊原式部大輔(政越後高田藩主)

御軍目付

建部 徳太郎

○ 御中軍先鋒

松平 參河守(駿倫美作津山藩主)

二之見

御軍目付

差圖次第出張

能勢惣右衛門

○ 御中軍先鋒

松平 兵部大輔(慶賢播磨明石藩主)

二之見二番同斷

御軍目付

柳生 主膳

○ 大阪迄出張

松平 越前守(茂昭越前福井藩主)

御軍目付

酒井 數馬

○ 應援

松平 備前守(池田茂政備前岡山藩主)

差圖次第出張

御軍目付

田中 一郎右衛門

脇阪 淡路守(安斐播磨龍野藩主)

御軍目付

黒田 五左衛門

(石州口上之關口下之關口萩口の討手の面々は畧之)

井伊掃部頭は十一月二十一日に、榊原式部大輔は二十六日に海陸兩道より

漸次藝州に向け進發せり、

○十一月七日、藩府は江波島の丸子橋附近に番所を構え、海陸より出入の他

國人を檢せらる、

此度他國者出入取締之爲、江波島於ゐて、他國人船引受場御用相成候に付

江波島番所の  
構設



而は、同所九子橋邊へ御番所御構陸地往來川筋通船等御改之筈に候處、御家人方は此後御用之外猥りに江波島へ罷越候儀は不相成旨、被仰出候間、一統其心得可有之候事、

右之趣、相組支配方末々迄、不洩様可被相觸候、

○是月、藩府は、幕府大監察永井主水正、小監察戸川鉦三郎、松野孫八郎近々着廣につき、白神組壹町目御客屋を以て大監察の旅館に宛て、同壹町目豊島屋の宅を以て小監察の旅館に宛て、毎日一汁三菜の食膳を坪屋より仕出すこと、定め、又壹町目筋の南北兩町門に番人を置き、十五日に至りて左の觸書を發せらる、

此度公儀大目付永井主水正殿、御目付戸川鉦三郎殿、松野孫八郎殿、御當所へ被相越候付、壹町目筋南北町門内旅宿構御着當日より、右兩町門脇え番人被差置、暮六時より朝六時迄門閉候間、晝夜共同所通抜不相成候、尤門より後内外より用事有之通行之者名乘りに候事、

幕府大小監察の來廣(二)

第五節 第二回の征長役(二)

慶應元年  
幕府大小監察  
の來廣(三)

應慶元年十一月十六日、幕府大監察永井主水正、小監察戸川鉦三郎、松野孫八郎等の一行は、徒目付二人、小人目付四人の外に、假りに京都新選組の頭近藤勇内藏助を假稱すを給人に、隊士武田觀柳齋を近習に、伊藤甲子太郎を中小姓に、尾形俊太郎を徒士と爲して隨へ、廣島に來着す、而して十八日永井大監察、戸川、松野兩監察より、明後二十日國泰寺に於て、宍戸備後介訊問につき、左の通備後介に達せらる、

今般此方共被差遣候儀は、長防二州の動靜、是迄種々異言有之、眞僞不分明に付、先頃御達相成候末、家并家老且諸隊中重立候者え事實爲可承糺候條、得其意、尋之節、衷情底意無伏臆申立候様、宍戸備後介始へ通達可被致候、此段相達候、

十一月十八日

永井主水正

戸川鉦三郎

松野孫八郎

國泰寺にて宍戸備後介訊問

同夜、藝藩士植田乙次郎等より備後介に之を内通し、翌十九日の夜、御用人遠藤佐兵衛より表向き之を備後介に口達す。

十一月廿日、大監察永井主水正・小監察戸川鉦三郎・松野孫八郎は、國泰寺に於て宍戸備後介等を召して札問す。是れ實に長防に對する開戦名義を天下に表白すべき罽俎折衝なりしなり。是時藝藩より野村帶刀・遠藤佐兵衛・植田乙次郎・寺尾生十郎の四人をして其次室に控居せしむ。大小監察の札問并に備後介の辯明左の如し。

問

大膳父子恭順の筋立無相違候得ば、國內士民も一統主人の主意をこそ專一に相心得申す可きところ、國內議論區々有之候様相聞え、如何哉。

答

此節被仰達候御書面謹て奉拜見候得ば、衷情底意無伏臆申立候様この御事、斯迄御手厚被仰諭下情被聞召被下候得ば、誠に以万々難有仕合無此上儀に付、被仰聞之旨に任せ奉り、國內情實之儘逐一可奉申上候、尤私儀は田舎者之儀に候得ば、言語の枝葉は不憚忌諱と思召候廉も可被爲在候得共、

右枝葉之儀は何卒御聞捨被爲在、其情實御酌取被成下候様奉願上候、只今被仰聞候旨は、大膳父子恭順之筋立、右之通無相違候得ば、國內士民も一統主人之主意を社專一に相心得可申處、國內議論區々有之候様相聞え、如何哉との御事、奉得其意巨細可奉申上候、被仰聞候通、主人父子謹慎恭順之儀は、自素去冬之通聊以相違無御座候、就ては士民一統之者も數百年國恩を蒙り罷在候得ば、主人之意を達し、恭順之儀に付心得違居候者も毛頭無之、闔國一致罷在候、其證據は、京師變動巨魁參謀處置振、山口新築破却、公卿方引渡等相濟せ候處にても、御承知之程奉願上候、併右恭順之筋相違無之、就ては別段士民一統無餘儀情實徹上不仕よりして右様に相見得候哉も難斗、既に先日國內士民一統より藝州表迄歎願申出候書にも、奉怨望候との△△有之由に承及候、右等如何敷次第にも可思召、本より國元之者迎も、皇國中蠢動生息之民に候得ば、奉對天朝幕府怨望仕候筈は無之筈に候得共、乍恐只今にては闔國士民右様之情實無之共難被申候、元來士民一統之心事に於ては、主人父子先年以來、皇國一致不仕ては外海防禦方六ヶ敷奉存居候處、上巳上元等種々禍變も出來、此餘如何之内亂にも立到哉

と奉存候、乍恐 公武御合躰之筋に就ては、乍不及盡國力東西奔走をも仕、建言之廉は不被爲捨置御採用にも相成、當江戸御城・二條御城等に於ては、御直に被仰聞候次第も有之、不敢當儀に候得共、竊感奮罷在候、就ては、天朝幕府風雲會合之御場合を以、御精誠を被爲疑、古今未曾有之御盛典被爲舉行、加茂、石清水等之 神明被爲誓候上、御布告にも相成候儀に候得者、荷 皇國中にあるもの此御精誠を等閑に相心得候様にては、於下嚴命を尊信し奉らざる様相成候基に付、大義名分不相分而已ならず、臣子之分も何共不相濟、然る上は身家國力を盡し候ても御奉公申上、奉報鴻恩 皇國一致仕度一片之愚衷より、聊なりとも其驗相立可申と一途に存込み、期限に臨み領内赤間關にて微志をも相立候處、不被爲捨置 天朝よりは監察使をも被爲下、乍恐 叡威之御旨をも被下賜、闔國感動領内末々まで心肝に銘し罷在候、其後御様子振如何哉と疑惑せしめ候に付、精々鎮撫仕置候得共、其末壯年之者過激相涉、遂に去秋京師之變動に立至り、其心術は兎も角も形跡を以申上候得者、誠に以不一形奉恐入候次第に付、品々夫々令所置、御詫之次第をも相建、尙父子不存義とは乍申、示方不行届にも相當り候

に付、屹度謹慎罷在、東西藩邸被打毀、其後官位御稱號被召放候との御沙汰も△△に御請申上、委細情實被聞召取分、被下候由にて、尾張前大納言様始御陣拂にも相成隨て 皇國之大義名分も判然相立、天朝幕府への忠敬も相顯、父子多年之誠意、闔國臣子之情實も明瞭徹上仕候儀と、一統難有奉存候、就ては最早平常之御沙汰も可被爲在と奉、渴望居候處、不斗も彼是道路之風説をも傳承仕候ては、乍恐士民一統疑惑之廉不少、素より 天朝幕府に於て去冬御陣拂之御所置にても竊に恭察相成候儀にて、恭順之條理を盡し御詫之次第も相立候得ば、此餘は素より 皇國之御爲を被思召、天下を御制馭被遊候寛仁大度之御處置を以、下情鬱塞不仕様御撫育之心を被爲加、急度御寛大之御沙汰振可被爲在候事は申上候迄も無之候事には可被爲在候得共、兎角僻境頑固之風習にては種々離間之風説をも信用仕易く、就中御再討之風聞も有之、又は此餘父子義隱居被仰付と歎、又は削地被仰付と歎、不取留風説を流布せしめ、離間之策を相施し候族も有之、就ては大膳領地中には先祖八州領地之節奉公仕、只今にて民間町家に罷出候もの餘分有之、其中にも重立候ものは勿論、其餘にも于今感狀書類等も致

所持候部多、且兩國領知被仰付候節扶助方に指支候得共、不得止扶持仕來候家來共、並方知行高相當よりは數倍之人數持にて、父子儀兼て扶持には困り居候躰に候處、右之者共何れも數百年譜代恩顧にて、僻境に生長し、頑固之風習、愚直之性質に罷在、主人父子身上之事のみ一途に存込居候故、右等流布之離間説をも實説と相心得、且主人父子兼て上を重んじ、天朝幕府へ忠敬之心得終始如一之處、士民一統は主人父子之律義誠實に感服仕居候故、主人父子より外、宇宙之間に別段大切なる者は無之ものと斗相考居、前條如き風説傳聞仕候毎に、扱も乍恐、天朝幕府には御慈悲も無之御次第、素より去秋京師之一件は申上迄も無之奉恐入候次第に付、至誠恭順之條理を盡し御詫も申立候次第にて、凡天下之人智愚賢不肖之懸絶は、不任心底候得共、畢竟主人父子義先年以來、皇國之御爲宜様に存込候無他之心事より指起り、前にも申上候通り嚴命を重んじ、天朝幕府に於て信を天下に御失ひ不被遊候様に、乍不及御手傳をも仕度、偏に骨髓忠義之心を以、人々好まぬ攘夷之戰爭をも致し、人之好まぬ國力を盡し、其餘去秋以來は斯迄も至誠恭順之條理を盡し候も、是又畢竟、皇國之大義名分

を重んじ候誠心にて、所置にこそ前後之相違も有之候得共、一片愚忠臣子之分相立度誠心に於ては終始如一、其心術は天地鬼神現在候得ば、御照覽も可被爲、在と奉存候處、乍恐其情實を被知召分不被下候ては、如何之思召に候哉と、號泣悲歎、細々評議仕候様子に有之、併私共に於ては、主人父子義兼て、天朝幕府へ別心無之儀は、誓天地候ても終始不違儀に候得共、此儀は、鏡を懸て御照覽被爲、在、右様御刻薄成御處置被爲、在候儀は、決して無之事と奉存候得共、士民一統銘々方便にも右の離間之風説をも打消すべき、取留候確證も承り不申、就ては彼等内心相合候處も、臣子之至情無餘儀筋に付、格別叱り候譯にも相成兼、旁以不一形苦慮罷在、何分共國許頑固之風習、愚直之性質は、甚以困入候、萬一にも右等無根之風説に驚歎し、動搖等有之ては、父子恭順之旨趣貫徹不仕のみならず、先年以來、皇國一致御奉公申上度存込候誠意にも無之、存外之事に立至り可申、素より防長二州は、皇國中之邊隅、論するにも不足場所にて、身躰に取、手足之末にも相當り可申、併手足之疥癬にても治療之功驗に寄候ては、惣身に布滿仕間敷とも難被申、就ては父子始末家々老中一統苦心罷在候間、此段篤と被思召分被下

候て、御熟慮之程奉願候。

問

當春内輪争鬪致すにつき、大膳父子乍慎中爲鎮靜出張致候段、一應御届致候得ども、委細の事實不分明之事。

答

右は大膳父子寺院蟄居中、役方へ委任仕置候處、役方之者私怨を挟み、殘忍刻薄之取計いたし、情實通り兼候に付、士庶一統憤懣に堪兼、少々争鬪にも相成候得共、肝要慎中之儀に付、早速父子申合鎮撫致し、最前之通罷在候、尤右之筋よりして、舉國沸騰之姿にも相見へ、萬一意外之儀出來致候も難計、就ては父子蟄居中、役方へ委任仕置候ては、又候情實不通よりして、肝要謹慎之旨趣も徹底不仕様可立至哉、右様にては、別て奉恐入候儀と奉存、御届をも申出置候通、乍蟄居中、不得止廻在、直に指揮鎮撫仕候體に御座候。

問

當春の争鬪既に鎮靜に及候上は、父子如已前萩へ引取り、鎮撫罷在べく候處、申立の趣にては、爲鎮撫とは申しながら、只今以て山口へ罷在、處々巡行

致候段、如何之事。

答

内輪鎮撫相濟候得ば、最前之通歸萩可罷在筈に候得共、士民一統舊年來之旨趣は孰も承知仕居、最早御寛大之御沙汰振可被爲在歟と奉渴望居候折柄、豈計御再討之風聞等仄に承り及候ては、闔國不知其所由、士民何れも驚歎之餘、何歟必死覺悟之様にも相見得候に付、億萬一不心得之者有之、如何様之所業可仕も難計、役方へ而已委任仕置候ては、又候舊年來之誠意も徹上不仕様相成可申哉と、苦慮之餘り、何とか御沙汰被爲在候迄は、別て鎮撫專要に付、御届申出置候通、廻在をも仕、不得止廻在掛、領國中指揮便利よろしき場所へ暫く滯居候次第にて、畢竟去冬以來之誠意貫徹爲致度心得より、差起候事に御座候、就ては山口滯在も眞之茅屋手狭之假住居、寺院蟄居同様之心得を以罷在候儀に御座候間、右苦慮之次第は、被思召分被下候様奉願上候。

問

舊冬破却の山口館、春以來再築の評議致し、其後修理を加へ、武器間配りと

の事

答

右は先般外夷拒絶期限等彼仰出候に付ては、何時襲來も難計候處、領國之儀は三面沿海敵衝之場所も不尠、殊に萩城地は邊鄙之所柄にて、領内への指揮行届兼、且は城下敵衝にも相當り、防禦方難澁之地形に候處、古今時勢之違、敵狀之變も有之、十三代之祖輝元慶長中御伺之節、山口へは側廻相勤候者計召連れ、常々罷越、他國使者之引請等仕候様との御内差圖坏之次第も有之、旁、山口之儀は領内へ指揮方も宜に付、全以城構等仕候儀にては無之、眞之土居取立、手近に召使候家來斗引連罷越居、萩城へは番兵指置、藩鎮之任且々も奉、遂其節度、書面を以相願候處、巨細繪圖相添差出候様との御事に付、再度繪圖面相添差出置候、未御許容不被爲、在候得共、其節既に領内へは諸夷追々襲來も仕、片時も難差擱次第に付、願出置候通、眞之土居取立候のみにて普請に取掛、現場城構と申儀無之段は、聊以御届面に相違無御座候、然る處去秋京師變動後何歟異心有之、築立候様御聞及にても被、成候哉、破却之儀被仰渡、何共迷惑には奉、存候得共、恭順之誠意を以御沙汰奉待

候折柄に付、破却取懸り、御見分をも奉請置候儀にて、委細戸川様御承知之通、只今に至迄相違無之候、尤先般外夷防禦武備充實と毎々被仰出も有之候に付、奉、遂其節度、心得にて、書面繪圖等を以御願も申上置、普請に取懸り候儀にて、元來父子異心無之、御奉公之爲而已造營仕候誠意は、領内農町之者迄も篤と承知仕居候得ば、口外は不仕候得共、去冬破却取懸り候節も、餘程内心不平に存居候向も可有之哉、今春國內動搖之節、不待差圖修理等にも取懸り可申模様、に付、早速取押へ、其儘指置せ候事に御座候、就ては別段加修理、大小砲等間配候儀は勿論空説にて、決て無之儀に御座候、最前より御届も出し置候通り、城構と申にては無之、況して普請半途未仕居仕候にても無之候間、是等之儀深御亮察被下度奉、存候、

問

謹慎中家來の者馬關に來泊の英人と懇親致し、接待候事、

答

右は去秋京師變動に付ては、深奉恐入、積年 叡慮貫徹いたし候様にと苦心盡力之廉も、私闘之姿に相成候間、一と先夷艦通航指免し、改て御沙汰之

旨を奉請度、止戦之應接に及び、通航差免し、并薪水食料缺乏之節は相渡候のみにて、其節早速御届申出候通に御座候、此外別段懇親接待いたし候儀は無御座候。

問

當春中、所持の蒸氣船亞人へ賣拂方に付、家來村田藏六花押有之證書を差遣し、長門も其節夷人と直應對を致候事。

答

右被仰聞候次第始めて承り候、右所持の蒸氣船之儀は、先年於横濱買入之節より、最早蒸氣釜餘程年數も經候由にて、何れ改製不仕候ては長持六ヶ敷候得共、領内にては其手段出來不申、其儘近海には且々運用仕居候處過る亥年於馬關攘夷之節、蒸氣釜破損、一旦及沈沒、其後再び引上、破損之釜手入等仕可成に運用相成候得共、元來古釜之儀、遠洋乗出候儀は無覺束、尙又舊年來領内より他國へ船差出候儀も不相成、旁當分不用に付、右船領内三田尻へ碇泊、兼て乗組申付置候者は、何れも揚陸爲致置候處、不斗も當春領内紛擾之節、何者之所業に候哉、夜中右船及紛失、行衛不相知、領内より脱走

仕候者も有之候間、右之者共之所業に候哉、又は領内紛擾に乗じ、脇方より浮浪之者立入奪取去候事歟と被察候得共、差當り可相尋手段も無之、數月を經候内には、何とか蹤跡も可相分奉存候得共、今以何れにも右様之船見受候様之風聞も不承候に付、古船之上、蒸氣釜破損所等も有之儀に付、遠洋乗出し沈沒共には無之哉と相考居候處、被仰聞之趣にては、亞人へ賣拂、村田藏六花押有之證書差遣、長門義其節夷人へ直應對いたし候との御事、奉驚入候儀に御座候、右に付相考候得ば、多分右脱走之者又は浮浪の者等、右船を奪取、應對之節、長門と僞稱し、或は藏六と花押を僞作し、國許より賣拂候躰に見せ候者にも可有之哉、何分にも可惡所業と奉存候、長門義は去年來謹慎中に付、決して私に異人に相對仕候儀無之候、藏六に於ても主命を受けず、自儘にて右船を賣拂候儀は決して無御座候、被仰聞之旨にては、右船之蹤跡は相分候得共、言語同斷之所業、國元之儀種々離間ヶ間敷風説等相唱候者有之のみならず、右等惡所業を以御疑惑を奉掛候次第何者之所爲に候哉、承り候ては不堪切齒儀と奉存候。

問

大小砲を夷人より買入候事、

答

右は何等の事より右様の風説指起候哉、其根元は承知不仕候へども、國元にては去秋以來謹慎中に候得ば、右等之儀決して無之事に御座候、

問

筑前へ引渡相成候元公卿へ使者并に贈物差遣し、右の答禮として諸大夫森寺大和守長州へ罷越候事、

答

右は主人父子謹慎中に付、使者贈物差遣又は答禮に預り候儀等一切無御座、就ては乍序元公卿方國元御下向之次第可奉申上置候、元來一昨亥年八月十八日當座之御様子にては、偏に九重内不尋常御大變このみ奉存、素より聖躬に聊之御儀被爲在御事とは不奉存候得共、國元頑固愚直之性質にて相考候は、姉小路少將殿大變後間もなき事に候得ば、右等御輔弼之御方に萬一も不測之變に被爲遭候ては、乍恐皇室之隆替のみならず、公邊御政事向之張弛にも相係り可申哉と煩念之折柄、右元公卿方より爲攘

夷西國御下向之御願をも被仰上候哉にも承り、就ては御罪案之御趣旨は一圓承知不仕、朝廷御様子振相分候後、如何様にも御差圖可被爲在と奉存、一同國元御供申上候儀に御座候、然る處於國元は大膳父子始委細之御様子は承知不仕、只々御下向様子報知に付、早速御途中迄家來指出、御歸洛相成候様御理解之儀申上候處、海上御下向にて行違に相成、已に國內へ御着岸、不得止儀に付乍此上篤と御理解可申、夫迄之處御支障無之候得者、國元御留置仕度段早速相願、御指圖奉待候處、其後爲何御沙汰も不被爲在、至去冬筑前表御引渡之御沙汰被爲在候間、御引渡仕候事にて、其節監物よりも追て郡下御歸入相成候様御取扱之儀相願度申上置候儀も有之、今般於私も其段奉願候、右等行掛りも有之、旁外向より委細之情實承知不仕、全私意を以取計候事と斗相考候故にも可有之哉、此度被仰聞候様、種々御疑惑をも奉懸候風説を差起候義哉と奉存候、此等之情實篤と被知召分被下候様奉願上候、

問

淡路監物大阪へ被招呼候處、罷出で難き段申立の趣も有之候に付、曲て其



意に任かせられ、外之末家并家老の内申合、九月廿七日迄に可罷出旨再應御達の處、終に及延引候事、

答

右は最前淡路監物被召呼候節、急速登阪可仕筈は勿論に候得共、國內事情不得止儀有之、且は兩人病氣旁早速登阪難仕御猶豫之儀歎願申出候趣も有之、委細御承知被爲在候事と奉存候就ては末家家老にても國內事情は同様之儀、且左京讃岐儀も病氣にて、是又急速登阪難仕無餘儀御猶豫相願候義に御座候、尤私共儀は早速罷登候覺悟に候得共、國內事情に付ては鎮撫說得且は掛合彼是等之心配も不少、旁不得止被仰出候期限迄上阪難仕、暫之間御猶豫之儀藝藩へ取計方相頼置、可成丈け指急上阪之心得を以て、當表迄罷出候事に御座候間、大膳父子最前より上阪不申付心底無之段は御諒察奉願候、就ては國內不得止事情は別て篤く御推察被成下候様奉願上候、

右の糺問辯明大略了はりて後ち、永井主水正は備後介に語りて曰、

大監察彼是形の上を以て見候へば、疑惑の件々有之候得共、委細情實承り

候得者、いづれも恭順筋を通過いたし度この事より差起候事申立、是等情實の雙方通兼候より、互に疑惑を生じ候事なり、既に先般淡路監物大阪へ招呼候ても、其方國元にて武田耕雲齋などの事等を以疑惑いたし居候よし、公邊に於ては右様の譯にては無之、已に被召寄の御沙汰御差出候後、直に旅宿并に賄方等迄の御趣向相成候儀にて、此等の御心配被成候處にても、耕雲齋の如き譯にて無之儀は推察可有之、

備後介仰之通、公邊是迄之御處置振にては、淡路監物御召登せに付て、乍恐、武田耕雲齋杯の事を以て御疑惑申上候、淡路監物杯にては、備後介杯の譯にも無之、圍國之事情は暫擱、其領内士民も餘分有之、右一統にても餘分氣遣敷存候事に御座候、素より淡路監物に於て自身聊も恐怖仕候心底には毛頭無之候得共、何分御届をも申出置候通り苦心之次第にて、急速登阪之譯にも相成兼、且兩人暑中持病差起り、旁御斷申出候事に御座候、此度備後介上阪との心得にて國元出足之節も、國元之者より一人にても備後介義決て生て還るは不得事と存居、於備後介も素より只々臣子之分、心力を盡し、主人父子先年以來之誠意を申貫き度、御聞入無之候へば、夫迄の事

と存、決して生還不仕心得罷在、就て闔國士民一統孰れも其心得に決心罷在候、已に先般東西藩邸被<sub>レ</sub>召上候は致方も無之候得共、江戸表詰居候者并江戸道中往還之者等は、何も被<sub>レ</sub>召捕于今何れに御留置相成候哉、一年餘り生死之程不相分、右之者共於ては京師之一件夢にも不存義に候處、右等御取扱就ては於國元其親子兄弟朋友等迄悲歎如何斗りと被<sub>レ</sub>思召候哉、乍恐就右ても此度の一件御疑惑申上候義、御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、大成程江戸詰居候者被<sub>レ</sub>召捕候事に就ては、當藩へも其噂有之たる由承及候、

大監察、懐中より人名書付を取出し、此者元京師新選組の者に候得共、當時家來に召抱置候間、此者共其方國元へ指遣置候に付、右様相心得、其取計方相成度存候、

人名附立、左之通

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 給 人 | 近藤内藏助  | 近 習 | 武田觀柳齋 |
| 中小姓 | 伊東甲子太郎 | 徒 士 | 尾形俊太郎 |
- 右之者京師新選組之者にて、近來家來に相成、

備右は私今日申立候儀御疑惑にて被<sub>レ</sub>指越候筋に被<sub>レ</sub>爲在候哉、大全以其方申立候趣旨致疑惑候譯にては無之、只々右之者共差遣はし巨細談話致し、其方國元疑惑を解せ度趣意に候、

備右様之儀に候得者、是非御斷申上度候、

大何故被<sub>レ</sub>相斷候哉、國元にて厄介に相成儀に付、相斷候筋に候哉、

備全以右様之譯に無之、三四人は疎か幾人にも厄介位は宜候得共、元來國元疑惑御解被<sub>レ</sub>成度との御趣御尤ながら、右の者共御差遣被<sub>レ</sub>成候ては却て國元疑惑を増候程に相成候、

大何故右様に相成候哉、

備已に下方に於て追々諸手攻口等御出張之御様子も相聞え、國元にては大膳父子身の上に何と申事に候得者、決して座視仕候者は一人も無之、乍恐孰も必死覺悟に罷在、御實行を以御示被<sub>レ</sub>成下不申候ては、中々口舌にて説得は相成不申、已に備後介儀は同國同主人の者に候得共、夫にても先程申立候通り確證も無之事にては中々説得も難相成、就ては他所之人にて決して説得難相成、次第御推察被<sub>レ</sub>下度、別て御同勢之内にて尙更六ヶ敷

候、

大如何に六ヶ敷候ても、此方一分之取計にも相成間敷實は内々相伺置候次第も有之に付、甚相困り候、

備能々御熟者可被成下候、一朝一夕に無之疑惑を一朝一夕之口舌にて説得に相成候者に候得ば、孔子ごとき聖人に一生困難は不免處にても口舌説得難相成筋御推察可被下候、況して攻口御出張之御様子は有之、御言行御相違之筋にも相當り、旁以六ヶ敷筋に御座候、右様國元之事情を口舌位にて罷説候様、輒く被思召候に付、先達て淡路監物急速登阪難相成段申出候ても、空言を以登阪御断申上候事歟と被爲成候よし、國元情實最初無伏臆申立候處にて、大膳父子始め苦心之處御推察被下度候、大右様なれば先指扣置可申候間、其方申立筋は疑惑を解んが爲に、却て疑惑を△△趣意に相違無之哉、備右様に相違無之候、

大彼是形跡を以て疑惑之筋も、可有申候得共、御思召に於ては全以右様之儀は無之、此時大監察被頼戸川監察に向此條理分明なる者を是非共攻潰坏申譯儀は無之、度出張繪に四五番位歟と云々申

には無之、畢竟此度攻口御沙汰之儀は、九月大樹公上洛之節御伺相成候義も有之、時宜に寄取計候様との御事にて、朝廷より御暇を賜り御下阪相成、其節防長處置相濟候は、再び上洛可致との御事候處、其方御聞及も可有之、先達て異人攝海罷越候に付ては、彼是御混雜之次第も有之、不斗も御上洛に相成候得共、此は無餘儀、次第にて、九月被仰出候上洛筋にては無之、就ては此度之儀は、九月御下阪之引拂を以、此方共當表被指下候義にて、攻口出張等之儀被對、朝廷其筋合相立候迄にて、右に付格別懸念には及不申候に付、左様相心得度候、

備私に於て、只今被仰聞筋直に相伺承知も仕候得共、何分形跡右様被爲在候事にて、僻境頑固之士民疑惑解兼候間、苦慮仕候次第御推察、不惡早々御取計方相願候事に御座候、

大先日御達之通り諸隊之中重立候者出張は如何哉、

備右は御達之筋當藩よりも早速罷越、御達の趣國元へ申入、尙私共儀此元滞居候様との御事に付、直様此許滞居、私共よりも國元へ申遣置候御達面に十一月限りと有之候故、十一月中罷出候得ば相濟候儀と相心得居候に

て可有之、御役々様方々様御品々御下向とは不思寄儀にて、少しは隙取とも難斗、就ては私儀も右等之者出張之上一同罷出候心得に候得共是非今日御尋被成度との御事に付、不得止病氣事に押罷出申候、尤今日無伏臆申立候様との御事に付、國元事情有之儘申上候得ば、此餘幾人罷出候ても、決して備後介申立候處、分毫も相違無之、右等を御待被成候得ば、徒に日數相懸り候事に被存候、

大右人數等出張之儀は先達て御沙汰にも相成居候事より、徒に爰許にて日數相懸り候より可相成は少しも早く罷出候様可被申越候、

備承知仕候、早速其趣國元へ又々可申遣候、

右畢て大監察は戸川監察を顧み、最早今日は是迄にて宜しかるべしと挨拶にて、備後介に退座を申聞け、即ち退出す、

此頃より、紀州藩其他の軍隊漸次廣島に參集す、

○十一月廿六日永井大監察より、長州奇兵隊中の重立てる者速に出廣すべきやう達しこれ有るにつき、藝藩よりは其旨を宍戸備後介に傳へたるに、二十九日隊中河瀬安四郎梅田三郎井原小七郎野村靖之助入江嘉傳次の三人、召に

慶應元年  
長州奇兵隊士  
の來廣

應じて廣島に來着し、西寺町に止宿す、安四郎等の萩を出發せし時、大膳は訓諭して曰、幕府暴に出づれば干戈を以て相待つは覺悟の事なれども、我等父子と諸隊と勢兩端になりて、布令行はれざるやに聞ゆるは心外なり、此度廣島に赴かば、大夫は大夫、隊中は隊中、禮節亂れず、上下一致し、曩日の長防士民歎願の趣意に背かず、誠心鬼神を感せしむるの概を以て應答すべし、幕府監察の兵力なきを侮り、威力を以て之を壓するが如きは深く慎むべしと、翌晦日永井主水正を初め三監察は、再び國泰寺に於て、木梨彦右衛門并に奇兵隊中の者を糺問すること略ぼ備後介に對せるものゝ如し、木梨先づ之に答へ、次に河瀬井原野村に及ぶ、河瀬等三人は殊に強硬の態度に出で、關藩の士民決死の氣勢を示し、其言頗る激切なり、大監察等大に驚く、糺問畢りて後ち、大監察は備後介と彦右衛門とを召し、命するに大膳父子より昨年尾張前大納言に呈上せる謝罪狀の旨趣を當節とても堅守するの自判書を差出すべきことを以てせり、

○是月幕府騎兵組農兵等凡千人廣島に來着し、騎兵隊長并に騎兵は胡町及其附近の町家に宿陣し、其外は戒善寺妙慶院を初め東部の諸寺院に宿陣し、

幕府騎兵農兵  
の着陣

十二月十三日より毎月一六三八の日を定め、講武所に於て調練發砲等の稽古を行ふ、

慶應元年  
大戸備後介廣島に留りて幕府の沙汰を待つ

○十二月二日、永井大監察より、大戸備後介を初め御用済みにつき、歸國すべきやう達示あり、是に依りて藩府より備後介に其旨を傳へしに、備後介等當地に留まりて幕府の沙汰を待ちたき旨、左の通り口頭書を差出せるに依り、大監察に呈出せしに之を聽許せらる、

口頭覺

當節攻口出張日々被相増候折柄追々申立置候通、國內情實に付而は、此儘引取候而は國內之說得難相成而已ならず、乍恐萬一 幕府御策略に而も可有之哉と、頑固之風習彌増疑惑を生じ、鎮撫方却而六ヶ敷候處、申立之國情委細被開召届候付、此餘御沙汰之儀は兩人共於爰元奉待候様にと被仰付候得ば、夫に而未だ御見放し無之儀を一統承知も仕可申候旁、此度此儘引取がたく苦心罷在候次第御推察相願候事、

十二月

同月四日、西寺町寺院なる長州家老并に奇兵隊旅宿の南北に新設せる柵門

幕府大監察一行の歸阪

竣工せしにつき、庶民の往來を禁止す、

○同月十六日、幕府大監察永井主水正の一行、藝藩の軍艦震天號に乗組み、宇品沖を抜錨して、大阪に還る、

第六節 第二回の征長役 (三)

慶應二年  
小笠原閣老の廣島表出張

慶應二年正月二十六日、大阪に於て、板倉閣老より藝藩留守居役を召し、近日閣老小笠原壹岐守長左記の隨從諸員と共に軍艦に搭乗し、廣島表に出張せらるべき旨を達せらる、

松平安藝守家來へ

藝州廣島表へ爲御用壹岐守事、御軍艦に而罷越候様被仰出候、且又別紙之面々壹岐守へ附添罷越可申旨相達候間、可得其意候、

正月

大目付  
外國奉行兼帶

永井主水正

大目付

室賀伊豫守

御勘定奉行兼帶

大阪町奉行

井上備後守

外國奉行兼帶

御軍艦奉行

木下大内記

御目付

牧野若狹守

小村甚六郎

御使番

酒井數馬

石川八十郎

曾我權左衛門



幕府老中 小笠原壹岐守長行肖像

奥御祐筆組頭

片山與八郎

兩番格

奥御祐筆

湯淺貫一郎

奥御祐筆

佐久間三藏

二月二日、大阪に於て、板倉閣老より再び「毛利大膳父子處置申渡の爲め、小笠原閣老藝州廣島表に出張せらるる旨」左の通り達せらる。

松平安藝守

毛利大膳父子伏罪之儀御疑惑之件々相聞候に付、大目付御目付を以御糺問有之候、彌、恭順謹慎罷在候段、一昨年自判之書を以申立候通相違無之趣に付、寛大之御趣意を以而御處置之品、御奏聞相成候、就而は壹岐守事藝州表へ罷越、御裁許可申渡旨被仰付候間、此段相違候、右之趣松平近江守へは、其方より通達可被致候、



毛利大膳父子 御裁許之儀、別紙之通り相達候、萬一於違背は、速に御征伐被成候間、猶心緩無之様可被致候、

(別紙)

一大膳父子剃髮寺入、

一封土拾萬石削、

一他國より入込候浮浪之輩者、不殘本國へ引渡候、

一昨年正月再發激徒之輩悉刑戮、

一毛利家思召之末藩内より可然可擧人才、

二月四日、小笠原閣老大阪を發するに臨み、征夷大將軍家茂は手書して長防處置の全權を授く、其書に曰、

防長處置之儀、與全權候間、萬事見込通十分に取計可申事、

事の緩急に依り必出馬可致事、

處置濟之上は速に上洛候條、必東下は不致事、

右之條々可得其意者也、

同月六日、藩府は家老淺野守之進の邸を以て閣老小笠原壹岐守の旅館と定

小笠原閣老の旅館

め、其附近并に三位小路の東西に柵門を新設す、

【参考】

此度淺野守之進屋敷、小笠原壹岐守様御宿陣に相成候付、右屋敷角限り柵門出來、御着當日より晝夜共切に相成候事、

三位小路東西え柵門出來、暮六時より明六時迄閉置、夜中通行は十二御門之通に候事、

右之趣御家中并家來々々末々迄不洩様可被相達候、

二月六日

小笠原閣老一行の着廣

同月七日、閣老肥前唐津城主石六萬小笠原壹岐守長行は、大監察永井主水正・同室賀伊豫守勘定奉行兼大阪町奉行井上備後守・外國奉行兼軍艦奉行木下大内記小監察牧野若狹守・同小林甚六郎・御使番酒井數馬・同石川八十郎・同曾我權右衛門・奥御祐筆組頭片山與八郎・兩番格奥御祐筆湯淺貫一郎・奥御祐筆佐久間三藏等を従へ、軍艦に乗じて廣島に來着し、旅館淺野守之進の邸に入る、

九日藝藩世子紀伊守は小笠原閣老を往訪して、安着を賀せらる、

同日七軍艦にて幕府の軍用金貳分判十萬四千兩・壹分銀八千五百兩・壹朱銀

幕府の軍用金

淺野氏時代(幕末)

第二回の征長役(三)

六〇三

三千五百兩百文錢天保錢拾四万四千百四十五貫餘を載積し來り、藝藩の御勘定所に預けらる、十一日より翌朝に至るまでに宇品より數十艘の小艇に積み、元安川を廻り、猿樂町矢倉の下に至りて揚陸し、城内の藩庫に搬入す、又糧米と百文錢は下藏に輸送す、百文錢のみにも船八艘を要せしと云ふ、

【参考】

西本清介様

久保田平司様

植田清人様

原 八太夫

昨夕宇品島へ御軍艦着艦得御意候處、右は出張之船頭より早速聞繕ひいたし候處、御人數并御金積廻り御船に御座候由、尤小越し船に而早急揚方之義、先方より示談有之由に御座候得共、素より永井殿以下之御用蒙り出張いたし居候趣相答、一應相斷候處、兼而宇品島へ出張之御方へ驅引取計候様にとの義に付、是非共揚方之義取計吳候様達而被申聞候趣に付、公邊之義にも御座候付、其向に取計只今より御人數并御金共小越し船に而揚方取計候趣に御座候、右に付小野友五郎殿へ何角驅引いたし吳候様にと

の義に候、別紙金目録爲持差遣し候間、御同人へ御驅合之義宜御取計可被下候、此段早急得御意候、以上、

二月十日

追而、永井殿多分今日御着艦之趣に御座候間、御着艦次第可得御意と存候、此段得御意加へ候、以上、

(別紙)

一貳分判拾万四千兩

内

金七千兩入

二箱

金六千百兩入

八箱

金六千兩入

三箱

金五千五百兩入

二箱

金四千五百兩入

一壹分銀八千五百兩

内

金千五百兩入

五箱

金千兩入

壹箱

一 壹朱銀三千五百兩

内

金千五百兩入

壹箱

金千兩入

貳箱

一百文錢拾四万四千百四十五貫八百文

文久錢參拾貳文

此吹數 百貳拾壹

内詰吹壹ツ

付紙

此文者今朝此御奉行様小野友五郎に御持參被成候事

○二月十一日幕府の歩兵隊夥しく廣島に着陣す

○同月二十二日小笠原閣老より藝藩に命ずるに毛利左京毛利淡路毛利讃岐吉川監物及長州家老宍戸備前毛利筑前を廣島に召喚することを以てせ

幕府歩兵の着陣  
長州三木家并  
に吉川監物の  
廣島表召喚

藝藩主の建議

らる是に依り藝藩より神尾尙太郎山香馬之丞を山口徳山岩國に若月準二戸島瀧之進を長府清末に遣して召命を傳へしむ

○同月二十八日幕府の長防處置に關し藩主安藝守より左の如く長防征伐の非なるを論じ大膳父子塾居とならば假令家督は誰に仰付けらるゝとも一旦斷絶の姿となり士民決して服せざるべく是に因りて事起らば兵禍は永久に已むべからざらむ云々と小笠原閣老に建言せらる

長防御處置御評決之趣に而御役々廣島表へ御差下し末家及大膳家老等御召出しに相成御達之品は承知不仕候得共世間流布仕候御奏聞并勅許御書付之趣に而は寛仁大度之思召に被相伺難有儀に奉存候抑御寛典に被處候儀は乍憚天下之形勢飽迄御洞察被爲在非常之御權道に出候事哉と奉恐察候然る上は其事行れず終に干戈を用ひ候而は折角之御廟議無詮事に落合且は國內平穩可致之勅意に相反し甚以奉恐入候次第と苦心仕候然れば事の成否如何と愚考仕候に父子塾居と相成候而は縦令家督は誰某へ被仰付候とも一旦斷絶之姿士民誰か爲に恭順を盡し而可奉命哉君辱臣死之堺に至り可申と奉存候又削地之儀も元和寛

永之頃と違ひ、今日に至り候而は、殆ど三百年之國恩を蒙り、長防あるを、知て天下あるを、不知る之民、穩に可差出とも不奉存、彼是争亂に立至り候儀は、見へ透居申候、乍去天下之勢を以兩國に向ふ、一朝に可得勝道理に御座候得共、只其兩國而已に無御座、方今内外紛紜之折柄、一旦事起り候得ば、永く兵禍は不可止、天下治亂之堺とも可申歟、憂苦之至奉存候、最早御決議御奏聞も相濟、今更 御廟筭を妨恐縮之至奉存候得共、實以非常之勢態如何にも難默止に付、不願僭越心付之儘言上仕候、何卒再應御評議被爲在度、偏に奉希望候、誠恐敬白、

二月廿八日

松平 安藝守

而して三月十三日、藩主安藝守は正使御武具奉行宮田權三郎後ち眞津根と改名す副使黒田益之丞後ち益男と改名すを備前岡山、因州鳥取に遣はし、藩侯に謁して、我藩世子紀伊守と與に幕長の關係につき上京盡力せんことを約せらる、

○三月二十日、長防處置に關し、去月二十八日藩主安藝守より小笠原閣老に建言する所あり、其後ち尙ほ懇々事情を盡して征長の非なるを陳述せられしも、閣老これを省せざるにつき、安藝守は乃ち名代として世子紀伊守を上

備前因幡へ藩使の差遣

慶應二年 藩世子上阪せんを欲す

阪せしめ、將軍に謁して具陳せしめんと欲し、左記一印の書を在大阪の閣老松平伯耆守に、又廣島に於て二印の通り小笠原閣老に上書せらる、然るに小笠原閣老より世子の上阪を沮止せられしに依り、終に世子の上阪を止む、

(一)印 安藝守より閣老松平伯耆守への届書

差急奉、伺度儀御座候間、私儀上阪仕度御座候處、此節所勞罷在候付、同姓紀伊守儀來る廿三日、國元出船上阪爲仕候心得に御座候間、此段御届仕候以上、

三月二十日

松平 安藝守

(二)印 小笠原閣老への届書

私儀伺度儀御座候付、致上阪度候處、所勞御座候間、同姓紀伊守儀明廿三日、此元出船上阪爲仕候、右爲御案内、以使者申進候、

三月廿二日

松平 安藝守

後ち二十三日、藩執政野村帶刀より小笠原閣老に世子上阪の主旨を辨解す、閣老は帶刀の痛辯抗議するを怒り、叱して退席せしめ、幕命と稱して謹慎を命ず、同日藩執政辻將曹上阪し、四月四日板倉閣老に就き防長の事情を陳べ、

且つ征長の非なるを説かんと欲す閣老は避けて接見せず、大小監察及瀧川播磨守等代はりて應接せしを以て、遂に事情を貫徹するを得ず、將曹は止を得ずして空しく歸藩す。

【参考】

「海舟日誌」に曰、去月二十三日藝州世子上阪いたし度趣、小笠原侯へ申出候處、御差留相成候、右は長州の御處置今一層寛大の願に付上阪仕、御直言上仕度由の事、右は同志の大名十三藩と申候由尤、御聞濟不被爲、在候はゞ、京都え罷出、朝廷え遂、奏聞度由、

中略

四月四日、藝州家老辻庄藏并外壹人上阪、前文寛大の御處置の件々申上候由、乍去御取用無之との事、

○三月二十六日、小笠原閣老は藝藩執政石井修理を召して、「長防處置の件を毛利大膳、同長門并に長門惣領興丸に申渡すにつき、四月十五日を限り廣島表に罷出づべし、大膳等若病氣にて罷出で難き時は、末家并に一門の内を名代として差出すべし、且又大膳家老末家等も前命に依り病を押して同日迄

慶應二年  
大膳父子以下  
の廣島表召喚

に出廣すべし、押ても罷出で難き時は重臣一人差出すべし云々」の書面を渡さる、然るに藝藩にては該件の行はれざるを察し、翌二十七日左の通り辭退の書面を呈出せしところ、同閣老より「都合もこれあり、いづれにも使者を差出すべき旨」を附箋にて差圖あり、

毛利大膳并末家へ被、仰渡候旨有之候付、當地へ可罷出旨先達而御達之趣、以使者申達置候儀に付、若病氣候共押而來月十五日迄に可罷出旨等之御達、猶又私より以使者可申達旨御達之趣、一應承知仕候得共、不都束之家來共差遣候而、萬一御趣意柄取違御不都合之儀差備候様押移候而は、不相濟儀と深苦心罷在、甚以申出苦敷奉、存候得共、此儀は御宥免被、下候様仕度奉、存候、此段申上候、以上、

三月廿七日

松平 安藝守

(附紙)

書面之趣は御都合も有之候儀に付、何れにも使者早々差出候様可被致候、

二十九日、前件閣老の差圖の趣につき、再び左の通り四月十五日の期限を緩

めんことを申出で、書を同閣老に呈す、

毛利大膳并末家之者共等、來月十五日迄に當表へ可罷出旨申遣候様御達之趣に付、苦心罷在候譯柄を以御宥免被成下候様申上候處御都合も有之儀に付、いづれにも私より使者を以申遣候様御附紙之趣承知仕候得共、隔地之儀、只今期限に而は如何にも事實不被相行、忽御不都合之儀と奉存候間、別紙御參考改而期限被仰出候様仕度、此儀御聞濟相成候得ば、成否は兎も角も、速に使者差遣し可申と奉存候、御事柄之儀に付御別紙返上、尙又此段申上候、以上、

三月廿九日

松平安藝守

- 一 廣島より山口へ 五日
- 一 山口に而受引等 二日
- 一 右受引之上末家へ通達等 三日
- 一 末家之者仕廻分 二日
- 一 末家之者山口出揃 三日

一 山口へ出揃之上談判 三日

一 山口より銘々在所へ引取 三日

一 在所におゐて支度 三日

一 銘々在所より廣島迄出揃 七日

此日數合三十一日

右は大概切詰候様に御座候、

四月二日小笠原閣老より、再び毛利大膳父子以下に本月二十一日までに廣島表に罷出づべきやう、藝藩より相達すべきこと、并に宍戸備後介等を御用濟みにつき歸國せしめ、又備後介に大膳父子以下期日を誤らず出廣すべき旨を言ひ含め還へすべきことを、左の通り藝藩に達せらる、

松平安藝守へ

宍戸備後介始一同御用相濟候間、早々當地引拂致歸國候様可被相達候、

四月

○ 松平安藝守へ達之覺

一大膳父子并長門惣領興丸等若病氣候はゞ末家并吉川監物右名代をも相兼不苦候事、

但、末家吉川監物等も病氣に而名代差出候儀に候はゞ右名代之者は本家名代には難相成候事、

一大膳父子并長門惣領興丸爲名代差出候はゞ壹人に而相兼候而も不苦候事、

一相違候期限に至り名代も不差出候而は不相濟候儀に付精々行違無之様猶厚く相心得可申談候事、

一長府清末は遠路之儀に付時宜次第聊期限相後れ候而も不苦候事、

右等之趣、宍戸備後介并此度使者として彼地へ相越候者へ厚く申合候様安藝守家來へ可相違候事、

是に依り藝藩に於ては藩士小山彦太郎をして直に其旨を備後介に傳へ山口徳山岩國には藩士小幡宗七郎龍神多圖見を長府清末には阿部文三郎丹羽徳太郎を使者として差遣す然れども藝藩にては大膳以下期限通り出揃ふこと覺束なきを察し一方には小笠原閣老に建言し置き他方にては毛利

宍戸備後介の歸國

慶應二年  
長州の軍令狀  
布告

家の爲めにも期限までに出廣せざる時は不都合につき夫等の趣を藩士櫻井與四郎寺尾生十郎に言ひ含め重ねて山口表に使者として差遣せり本月五日備後介の一行歸國の爲め廣島を發足す、

○四月五日毛利大膳は戦争の途に避くべからざるを察し軍令を諸隊に頒てり其狀に曰、

條々

一今度關東軍勢差向候は全以朝廷を奉誣私之非を遂る所爲に候曲直の在る所天人之を知る長防微力と雖も方鎮之任且は武門の習ひ一戰之條諸手を整へ無忽せ可驅引事、

一諸手之者本陣の令に不可背惣て諸隊總督諸兵司令は本陣の約束を守り兵卒は其長の差圖を請て進退すべし背令のものは可爲不忠事、

附り總司令時々本陣に至り存付旨趣無腹藏可申談事、

一諸口分配之諸手一向に可遂防戰縦令一方小役難有之聊無内顧之念各堅く請場を守るべき事、

一防戰持久を主として輕卒に境を越て進むべからず自然不得止事時は

人数を分ち嚴重に境を守らしむべし、勿論應援の組忽せあるまじき事、  
附り、隣國に入る時は借地の由可達、不敵對のものには信義を不可失事、  
一他國に雖押出、猥に百姓を遣ひ農業を不可妨、農家之者を押借掠取等、堅く禁止の事、

一沿海之地、敵軍艦を以て迫ると雖も、人数を出し、専ら海岸を守り、或は敵に應せんとして東西奔走すべからず、敵の揚陸するを待、決戰の心附可爲肝要事、

一諸手互に救應せしめ、一手の功を不可貪兼て申合する旨臨時違約不可有事、

一拔掛は一軍の紀律を紊る基也、縦令雖有功名背軍令之罪不可遁事、

附り、本陣の令を不請して山口に注進せしむる者は、場を遁るの例に同じかるべき事、

一猥りに彈藥を費すを禁ず、敵間を計らず發砲し、或は敵間近しと雖、令亂發ものは、不覺の沙汰たるべき事、

一喧嘩口論總て非禮非義之振舞有間敷事、

慶應二年四月

敬親 黒印

○四月九日夜、長州の脱兵等九拾六人、不意に備中國倉敷代官櫻井久之助の陣屋を襲ひ、火を其營に放ち、脱兵等は蒔田相摸守廣孝の所領井山村寶福寺に屯集す、相摸守は當時上京して不在なりしかば、淺尾陣屋の兵寡くして、輒く之を鎮定すること能はず、急使を備中松山城及備前岡山城に馳せて來援を求む、陣屋留守某は使者を寶福寺に遣はして、屯集は何藩の兵なりやと問はしむ、脱兵立石孫一郎出で、對へて曰、吾等は元長州第二奇兵隊の者なり、此度廣島表の談判彌、切迫して頼むに足らざれば、我等は開戰を期し、同志の來會を待てるなり、故に兩三日間の屯集を許せよと、淺尾の使者は其領内に屯集する事を拒みしも、孫一郎等は猶豫を求め敢て従はず、會、松山城より援兵百餘人來り、松山領八田部村に陣して寶福寺の脱兵を砲撃し、淺尾陣屋よりも亦た之を砲撃す、是時陣屋は修築中にて、外圍も未だ成らず、偶、陣中火を失す、脱兵等二百餘人これに乗じて急に攻む、守兵支ふること能はずして遂に敗走す、淺尾の兵は陣營の恢復を謀りしも、未だ其機を得ざりしに、岡山藩家老池田隼人は兵を率ゐて來り、松山兵と合し、總軍千餘人を以て攻撃しけ



れば、脱兵等は敗れて連山深林に入り遁走せり、小笠原閣老は長藩の報告及倉敷の飛報に接し、海路より兵千五百を輸送し、備中玉島に屯せしむ、脱兵等河邊川を下るの報を得、之を要撃して破る、脱兵四散し、諸所に捕斬せらる、會藝州に出張の幕兵千人隊此地を通行して川邊驛に抵る、戸田肥後守の軍目付曾我權右衛門馳せ來りて暴徒の鎮定を懇請す、幕兵千人隊は倉敷代官所に入り、櫻井久之助と協力して之を鎮定す、同月十日毛利大膳家老の使者赤川又太郎廣島に來り、領内南部屯集の兵防州熊毛郡に在る者百四五十人、幕府の處置の嚴苛ならんを探知して憤激し、當月四日の夜、兵器を携へ、船に乗じて脱走せしにつき、萬一貴國に至ることあらば、之を召捕へらるべき旨、左の通り依頼書を齎らせしに依り、藝藩より之に添書を附し、小笠原閣老に呈出す、大膳領内南部屯集之内百四五十人許、當月四日夜、器械相携令脱走候に付、萬一如何様之所業可致哉も難計、早速行衛探索召捕方手配等嚴重申付置候、畢竟右旨趣如何之次第哉は慥に不相分候得共、追々も申出置候通、國內情實に付而は鎮撫說得方苦慮不一形候處、一昨冬以來之次第も有之、且昨冬主人父子多年之誠意士民一統之情實とも巨細被聞召届被下候而は、最

早平常之御沙汰をも可被仰出御事と而已、闔國奉渴望居候處、今般御達振に而は何角不取留道路風説をも傳聞いたし、乍恐闔國意外之御沙汰振りにも可立至哉と疑惑之餘り、憂憤に不堪より差起り候に而も可有之哉、何とも不相濟次第に付、於國元は勿論捕方手配等急速嚴重申付候得共、他國罷出候儀も難計、爲念不取敢致御達置候間、億萬一貴國罷越候は、被召捕被下候様致御頼候、此段幕府向へも宜様御届被成置被下候様仕度致御頼候、以上、

四月

毛利 大膳

家老中

次で、同月二十六日毛利大膳は備中に侵入せし脱兵等の遁れ歸りし者二十七人を捕縛し、防州熊毛郡に於て之を斬り、使者を藝藩に來らしめ、左の陳情書を呈出し、以て幕府に陳謝す、

此内再度及御達置候通、大膳領内南部屯集之内令脱走候者、追々領内へ罷歸候に付、早速召捕致吟味候處、國內におゐて致暴舉候而已ならず、剩備中倉敷邊へ罷越種々亂暴之所業せしめ候趣をも申出候、彼是重き制禁を背

き、重科難遁、仍之過る廿六日より今廿九日迄之間、周防國熊毛郡におゐて廿七人令誅伐候、其餘罷歸候之者も可有之哉、難計に付、嚴重穿鑿申付置、猶何分之趣も御座候得者、追而可及御達候、此段 幕府向へも宜様御届被成置被下候様仕度致御願候、

四月廿九日

同月十三日、小笠原閣老より、去る九日の夜、備中國倉敷代官陣屋に長州浪人と唱へ多人數亂暴に及べるの由、同所代官より牒報せしを以て、夫々討ち鎮め方申達し置きたるも、其黨類の者、自然廣島に潜入し、亂暴に及ぶやも計り難きに依り、關門港津の檢覈を嚴重にし、市中巡檢を一層嚴密に爲すべき旨を命せらる、

慶應二年  
長州家臣の來  
廣

○四月十四日、毛利大膳の家臣小笠原仁左衛門主從九人廣島に來着し、西寺町善正寺に止宿す、

翌十五日、毛利左京藩主の家臣山縣紋太郎主從七人毛利淡路藩主の家臣福間三左衛門主從六人吉川監物の家臣池清記主從十二人廣島に來着し、山縣紋太郎は西寺町元成寺に、福間三左衛門は同町眞行寺に、池清記は同町淨専寺に止宿

す、翌十六日、毛利讃岐藩主の家臣三戸勇主從六人廣島に來着し、同町德應寺に止宿す、

井伊隊の進軍

○同月十七日、在廣の幕府大監察永井主水正室賀伊豫守より、今度取締として井伊掃部頭并に井伊兵部少輔の總軍を佐伯郡玖波驛廿日市驛に進軍せしむべき旨云々、左の通り藝藩に達せらる、

別紙寫之通、壹岐守殿御下げに付、則申達候、

四月十七日

室賀伊豫守

松平安藝守殿

永井主水正

留守居中

○

大目付に

覺

今度爲取締井伊掃部頭惣人數玖波廿日市え相進、井伊兵部少輔にも同様相心得候様相達、且一番隊御人數之内引合草津驛へ繰上候間、此段爲

心得松平安藝守家來へ可被達候、尤右に付而は、宿外れへ關門并見張所  
取建相成候間、此段も爲心得可被達置候事、

四月

二十七日に至り、井伊の隊五日市に進み、光禪寺を以て本陣となす、

幕府歩騎兵の  
進軍

○四月十八日、廣島宿陣中の幕府歩兵隊、騎兵隊二千餘、佐伯郡廿日市驛に進  
軍す、

音戸の瀬戸倉  
橋島の警固

○同日、藝藩より安藝郡音戸の瀬戸并に倉橋島の鹿老渡に警固隊を派遣す、  
音門之瀬戸并鹿老渡の藝藩警固

兼而御達御座候音戸之瀬戸并倉橋島之内鹿老渡、右兩所へ別紙之通人數  
等、去十八日差出申候、此段申上候、以上、

四月廿一日

大砲奉行 壹人宛  
砲隊指揮馬廻り 三人宛

士兵指揮馬廻り

二人宛

砲手

三十三人宛

士兵

六十人宛

瀬戸

大砲

十二斤加納三挺

鹿老渡

大砲

二十四斤加納一挺

十五搦輕忽微二挺

十二斤加納一挺

外に

兵糧玉藥方之者

鹿老渡へ出張

三村槌之丞

浮組三十三人

太田又之丞

丹羽吉之助

曾根藤次郎

鷗山榮之進

沖吉之進

瀬戸

安井富太郎

永田常次郎

木原留允

三浦久太郎

久野盛之進

小川照人

外に

御勘定所御歩行

惣御役之内一人宛

大膳父子裁許  
狀申渡期日の  
延期

大膳父子名代  
穴戸備後介の  
着廣

○四月十九日、吉川監物より、本家毛利大膳父子に御裁許申渡并に三末家に仰渡され期日<sup>日廿一</sup>を廿九日までに延期せられたき旨、藝藩に倚りて歎願せる書翰を贈り來りしを以て、是日藝藩より小笠原閣老に呈出す、是に依りて、二十日小笠原閣老は御裁許申渡期日を二十九日に延期せらる。

○同月二十一日、是より先き<sup>四月五日</sup>穴戸備後介等廣島を發して歸國の途に上り、防州高森驛に抵り、駐留して長州藩府の命を請ふ、長州藩府は俄に備後介を以て穴戸備前の中繼養子と爲し、首班家老の資格を與へ、大膳父子及興丸の名代と爲して再び廣島に赴かしめ、大膳父子疾病の故を以て召命に應ずる能はざる旨を具陳し、是日左の通り藝藩主安藝守に倚りて幕府に執成方を乞ふ。

今般御達相成候父子興丸并家老穴戸備前、毛利筑前共來る二十一日迄に

御地罷出候様との御事奉得其意候然る處父子與丸共此内以來氣分不相勝備前筑前儀は追々申出置候通今以不快罷在一門之儀も病氣又は幼少等に而急速差出候儀相成兼兎角之内只様延引にも立至り候付、**安戸備後介**差出候間萬端不都合無之様致御頼候備後介は備前血脈之者に御座候處近來備前不快勝にも有之候付備後介養子之儀依願差免候間當度之御用向何卒此者へ被仰聞候様此段被成御含、幕府向へ宜敷様御取計被成下度尙末家中之儀同様可致御依頼に付是又可然致御頼候、是に依りて藝藩より此書を小笠原閣老に呈出す其後ち備後介は途中に於て病み據ろ無く關戸に一泊し明廿二日必ず出廣すべきに依り惡しからず幕府に執成せられん事を使者を以て申越し尙ほ淡路監物の家臣よりも副書を添へて呈出せるにつき直ちに小笠原閣老に之を呈出す、同月二十二日安戸備後介廣島に來着の届書并に安戸備前毛利筑前病氣の故を以て召命に應ずる能はざるの依頼書を藝藩に呈出し幕府に執成方を依頼せしを以て夫々小笠原閣老に呈出す是日安戸備後介は西寺町德應寺に止宿す、

長州三末家并吉川家名代の著

○四月二十三日、本日までに長府藩主毛利左京の家老毛利伊織、徳山藩主毛利淡路の家老福岡式部、清末藩主毛利讃岐の家老平野郷右衛門、岩國藩主吉川監物の家老今田鞆負、自賀田喜助等着廣せるにつき其到着毎に藝藩より小笠原閣老に届出づ、

長防本末家名代姓名并に従者人數

德應寺

長州

安戸 備後介

上下四十四人

善正寺

小田村素太郎

上下十一人

赤川 此兵衛

上下五人

元成寺

長府

毛利 伊織

上下四十七人

光圓寺

清末

平野郷右衛門

上下二十五人

圓龍寺

徳山

福間式部  
上下九人

筆者

長野和兵衛

下横目一人

才領一人

道具持一人

目付貳人

役務懸り

飯田市郎右衛門

上下八人

側目付

飯田信

上下三人

近習

有持太郎

上下三人

祐筆

渡邊勘藏

上下二人

淨専寺

岩國

勘定方

谷彌保右衛門

上下二人

足輕三人

下部三十人

今田鞆負

上下三十五人

目賀田喜助

上下十五人

三戸新

上下三人

士分

勝浦仲雄

大澤軍太郎

山内文人

佐竹司

小野藤二

福永真太郎

竹内 來藏  
 山崎 彌平  
 飛脚 尾高 覺吉  
 小坂甚右衛門  
 別當 石崎譽太郎  
 和田 彌一  
 中間 三人  
 下供 十二人  
 供頭 板垣岩太郎  
 上下二人  
 祐筆 山縣住衛  
 上下二人  
 介添 片岡七右衛門

以上

寅四月廿四日大小監察へ差出す、

慶應二年  
幕兵の着陣

大膳父子の裁  
許狀申渡

○四月二十七日、幕府千人頭窪田喜八郎、同原嘉藤次千人組々頭神宮寺金一郎、同坂本源吾輔等、幕兵一大隊二百二十人を率ゐて、廣島に來着す。  
 ○五月朔日、國泰寺に於て毛利大膳父子の裁許狀申渡につき、宍戸備後介并に末家名代等に罷出づべき旨、前以て達示これありしところ、備後介より疾病の故を以て之を辭し、快癒の後一同罷出たき旨を申出づ、然るに小笠原閣老より、備後介病氣にて、押ても罷出で難き時は、一同にこれなくとも、末家名代罷出づべき旨差圖あり、是日朝五つ時より、國泰寺に於て、閣老小笠原壹岐守を始め、大監察永井主水正室賀伊豫守、小監察牧野若狹守、平山謙三郎、小監察助吉川金次郎、酒井數馬等列席し、毛利伊織、福間式部平野郷右衛門、今田鞞負に大膳父子廢立削封の裁許狀を交附す、是時寺院内の警衛は幕兵之に當り、藝藩よりは御用人遠藤佐兵衛等別席に扣居せり、

裁許狀

毛利 大膳  
 毛利 長門  
 毛利 興丸

毛利大膳・毛利長門・家政向不行・屈家來之者・黒印之軍令狀所持・京師へ亂入・禁闕へ發砲候條・不恐・天朝所業・不届至極に付・可被處嚴科處・任用失人・益田右衛門介・福原越後・國司信濃・於出先條々之主意取失ひ及暴動候段・罪科難遁・深恐入三人之首級備實檢・猶參謀之者共斬首申付・寺院蟄居相謹罷・在候旨・自判之書面を以申立・其後御疑惑之件々相聞候付・大目付・御目付を以・御糺問之處・彌・恭順謹慎罷在候由・申立之趣は御聞届相成候得共・元來臣下統御之道を失ひ・家來之者至犯・朝敵之罪候段・其科不輕不埒之至候・乍去祖先已來勤功被・思召格別寛大之御主意を以・御奏聞之上・高之内拾萬石被召上・大膳は蟄居隱居・長門は永蟄居被・仰付爲家督興丸へ貳拾六萬九千四百拾壹石被下候・家來右衛門介越後・信濃・家名之儀は永世可爲斷絶旨被仰出之

(卷返し表面)

毛利 伊織  
 福間 式部  
 平野郷右衛門  
 今田 靱負

毛利 左京  
 毛利 淡路  
 毛利 讃岐  
 吉川 監物

別紙御裁許之趣・毛利大膳・毛利長門・與丸名代・宍戸備後介へ可申渡處・同人病氣押而も難罷出候に付・其方共より大膳始へ可申達候、  
 右之趣主人へ可申達候、

毛利 伊織  
 福間 式部  
 平野郷右衛門  
 今田 靱負

今般申渡候趣・早々歸國致し・主人へ申達候上・來る廿日迄に大膳始夫々請書差出候様可申達候、

五月



毛利與丸

今度祖先之舊功を被思召其方へ家督被下候上は、如前々長州萩へ致居城、大膳長門も同所に差置、毛利左京毛利淡路毛利讃岐并吉川監物爲名代罷出候毛利伊織・福間式部平野郷右衛門今田鞠負へ兩度被申渡書付は渡候、尤右之者共より主人々々へ相達候上、左京始より大膳長門・與丸へ申達候様相達候事、

但、大膳始爲名代罷出候宍戸備後介、病氣にて難罷出申聞候に付、如右、

毛利左京名代 毛利伊織

毛利淡路名代 福間式部

毛利讃岐名代 平野郷右衛門

此度大膳父子御咎被仰付、且與丸へ家督被下候條得其意、毛利左京・毛利淡路一同申談、家政向引請、宗家上鎮靜致し、後來決て御苦勞不相成急度取締相立候様、可被勵忠勤候、

吉川監物名代 今田鞠負

今度大膳父子御咎被仰付、且與丸へ家督被下候條得其意、毛利左京・毛利淡路・毛利讃岐一同へ申合、家政向重立引請、宗家を扶翼、領内を致鎮靜、後來御苦勞不相成、屹度取締相立候様、可被勵忠勤候、

毛利與丸家老共

今度大膳父子御咎被仰付、且與丸へ家督被下、末家左京・淡路・讃岐并吉川監物へ家政向引受、監物は重立被扱、宗家を扶翼、領内を鎮靜致し、後來御苦勞不相成、急度取締向相立可申旨相達候間、家老共一同申談、幼主輔佐之力を盡し、取締向屹度心付、家政一新致し候様、可抽忠勤候、右之趣相達候間、可被得其意候、

毛利與丸

其方家來之内、是迄過激の及舉動候者と雖、悔悟改心致し候に於ては、一切

御構無之候、且右に加候百姓町人は勿論其餘の者共速に其家々に立戻り、銘々其業相勵可申候、尤別紙高杉晋作桂小五郎以下之者共は相尋候儀有之候間、早々廣島表へ差出候様可致候、

(別紙)

- 高杉 晋作 桂 小五郎(後に木戸孝允) 小田村文助(素太郎の前名)
- 村田次郎三郎 佐々木男也 波多野金吾(後に廣澤重臣)
- 天野 謙吉 北條瀬兵衛 佐世八十郎(後に前原一誠)
- 林 主 税 山縣 半藏(奥戸備後介の前名)

小笠原壹岐守様

永井主水正殿

室賀伊豫守殿

牧野若狭守殿

平山謙二郎殿

右毛利大膳三末家吉川監物名代へ御裁許被

仰渡候付、明朝日四ツ時國

本文之外、御目付助奥御祐筆御徒目付御小人目付其外歩兵方御役々も可被罷出候事

泰寺へ御出被成候付、

一向拜椽輪へ相詰

御左右步行小姓

此方出役之輩

五人

平服之事

一門外押

同 貳人

但、御先手足輕貳人附

本文門外爲押町方よりも出役有之筈付、可被申合候

同 拾五人

右 公儀大小監察初其外御役々、途中爲案内被差出候間、明朝五半時迄に國泰寺へ罷出、尤御旅宿へ罷出可然節は差圖可有之に付、於同所御用人中へ遂案内可被相勤候事、

一 御左右步行小姓 五人

右長防名代左之者途中爲案内被差出候間、明朝五時迄に夫々旅宿へ一人

づ、罷越、直に國泰寺へ案内可有之事、

○

旅宿西寺町

一德應寺

一元成寺

一圓龍寺

一光圓寺

一淨專寺

長州家老

穴戸 備後介

長府家老

毛利 伊織

徳山家老

福間 式部

清末家老

平野郷 右衛門

岩國家老

今田 鞠負

而して同日、小笠原閣老より藝藩に對し、備後介等滯藝の儀、左の通り達せられしに就き、藝藩より使者を以て其旨を備後介に傳達す、

松平安藝守え

穴戸 備後介

小田村素太郎

右之者御用有之候間、暫滯藝候様可被相達候、

五月

慶應二年  
長州三末家名  
代よりの歎訴

○五月二日、長州三末家名代及吉川家名代の者より、御裁許仰渡され方の條理に背ける旨、左の通り陳情し、裁許狀を還納せんことを藝藩に倚り歎願し、歎願書を差出せるにつき、藝藩より小笠原閣老に呈出せしところ、同閣老より、大膳父子御裁許の儀は勅裁に出づるを以て允許し難しとし、之を却下せられしに依り、藝藩より其旨を長州名代の者に申達し、歎願書を返却す、

演説の覺

此度本家筋御所置之儀、昨朔日不奉存寄私共へ被仰渡、早々歸國本家へ申達候様主人へ可申聞候段、御沙汰之御旨、誠に以奉驚愕聊存慮之處奉伺儀も御座候得共、御達之下彼是申上候も奉恐入、尙又追而奉伺候趣も可有御座候段申上置、一應退下仕候處、差當り本家名代之儀は私共主人相勤候様猶末家名代之儀は本家名代には難相成段、兼而被仰達候に付、本家へ被仰渡之御事柄を私共承り候筋には無御座事と奉存候而已ならず、斯重大之事件、主人共在所に於而私共式より傳承仕本家へ申達候儀、且又本家父子同様謹慎罷在御沙汰相待候身柄、右御取扱仕候儀如何相考可申哉と、私共に於而も甚以痛心仕、進退相谷候爲躰に御座候、折角本家名代之儀は、穴

戸備後介差出候處先日以來病氣罷在候得共追々快方差向候事に付何卒  
 彼之者へ被仰付被下候様仕度其儀萬一御不都合御儀共被爲在候得ば責  
 而は此度御裁許之筋主人より本家へ申達候様主人共へ被仰付可被下左  
 候而主人より私共へ申付候上に而御沙汰之御筋罷歸申聞候様仕度奉存  
 候夫迄之處此度之御沙汰相成候御書付本家へ申達候向は暫く上納仕  
 置度奉存候彼是之趣伏而奉歎願候此段安藝守様へ被仰上公邊向可  
 然御執成之程奉願候以上

五月二日

毛利左京内

毛利伊織

毛利淡路内

福岡式部

毛利讃岐内

平野郷右衛門

吉川監物内

今田鞠負

覺

書面之趣は難相成筋に付早々歸邑主人へ可申達と毛利伊織始へ相達候  
 様可仕候事

同月四日長州三末家名代及吉川家名代の者より去る二日歎願書を上り御  
 指圖の趣はこれありしも斯く重大なる達書を輕易に受領し歸邑なさは主  
 君に對し申譯も相立ず一身の進退にも窮するにつき其條理詳細に仰聞ら  
 れ度云々の歎願書を再び呈出せるに依り藝藩より小笠原閣老に副書を添  
 へて呈出せしところ同閣老は斥けて答へず更に長防の名代に命令して歸  
 國を促がさる

然るに長州名代の者は猶ほ前議を固持して歸藩するを肯んせず是に依て  
 閣老は藝藩をして之に諭告せしめて曰台命一度發す之を中止するは難か  
 るべし宜しく歸國して之を主君に告ぐべしと同月四日長州名代のもの遂  
 に廣島を發して歸國す出發するに際し左の書を藝藩に呈出す

過刻以御使者被仰達候今四日中御地出足早々歸邑可仕旨に付直様理裝

仕、只今御地出足仕候、然るに今般本家向御裁許之儀被仰渡差當り當惑之  
 廉も御座候付、不取敢奉歎願候處、書面之趣難相成筋に付、早々歸邑主人へ  
 可申達旨被仰出候付、右御筋合之儀折返し奉伺候處、御聞届不相成候段被  
 仰出、素より重き台命未反命も不仕内、彼是申上候儀は奉恐入候儀に付、  
 早々歸邑主人へ可申聞候、乍併兼而申上候通之國情に付、追々主人共より  
 御依頼仕奉歎願候儀も可有御座と奉存候、切迫不得止之情狀御憐察被成  
 下宜御合置被下候様、以御序安藝守様へ被仰上置被下度、伏而奉泣禱候、以  
 上、

五月四日

毛利左京始四末家

名代四人連名

藝藩は即ち小笠原閣老に之を呈出せしに、同閣老より左の通り附箋して指  
 圖ありしにつき、藩士寺尾生十郎をして之を齎らし、岩國に遣はさしむ、

(付紙指圖)

覺

書面之趣難承置候間、令返却候、尤歎願之品に寄、御裁許に關係致し候儀に

候はゞ、御採用は無之候間、其旨急度相心得、毛利伊織始へ申達候様、可仕候  
 事、

### 第七節 第二回の征長役(四)

慶應二年  
 奥戸備後介の  
 拘執

慶應二年五月八日の夜、小笠原閣老より、奥戸備後介・小田村素太郎の兩人に  
 對し申渡の儀これあり、國泰寺に罷出づべき旨を達せらる、是に依り藝藩よ  
 り其旨を兩使臣に傳へしに、備後介復た病と稱して之を辭退せり、是を以て  
 同閣老は備後介素太郎の召喚を止め、更に御徒目付御小人目付を其旅宿に  
 遣され、御用の趣を申渡すべし、其節不快の義にてもあらば、急度禮服等相整  
 ふるに及ばず、尤申渡の席上にては帶劍すること相成らずと達し、又小田村  
 素太郎には「御用の筋これあるにつき、備後介旅宿へ罷出で居るべし、御用向  
 申渡席へは帶劍罷出るを得ず」と達せらる、而して是日小笠原閣老は永井大  
 監察以下の幕吏を國泰寺に出張せしめ、左の通り廣島町御奉行西本清介に  
 申渡さる、

松平安藝守え

毛利興丸家來

宍戸備後介

小田村素太郎

右備後介儀は最早名代の御用は無之候、兩人共御不審之筋有之候に付、其方へ被成御預候間、得其意、取締向之儀、厚可被申付候。

五月

是より同寺院に出張せる輩は、一同西寺町なる備後介の旅宿寺徳應に赴き、右の趣を申渡し、即夜監輿、錠付駕籠に兩使臣を載せ、小笠原閣老の旅館城郭内淺野守邸宅に護送し、翌十日兩使臣を藝藩に引渡し、新開方御役所に拘執せらる。是れ乃ち先きに小笠原閣老が裁許狀を交附せんが爲め、備後介を召喚すること屢なりしが、備後介病と稱して出でず、副使小田村素太郎を召喚するも、素太郎が曰、備後介に尋問せらるゝ件に關し、某出づるも答ふる能はずと唱へ之を拒絶せしに因ると云ふ、或は曰、備後介素太郎の二人は幕府の目して激徒と爲し、廣島に召喚せんとする十二人の中なればなりと。

○五月十日、小笠原閣老より藝藩執政辻將曹に謹慎を命せらる。當時の世評に云く、是れ曩に同執政が小笠原閣老の意に反して上阪せしに依れるなりと。

○同月十三日、小笠原閣老より防長裁許狀申渡以來、兩國々民動搖せる趣につき、速かに國境まで藝藩先手の軍兵を繰り出すべき旨を命せらる。是時四十日藩士數百名藩學問所に會合し、相議して曰、熟ら幕府の近狀を視るに、國家の大計は措て顧みず、只だ權威を以て諸藩を壓服せんと欲す、是を以て建議忠言一も斥て採らず、況んや今回長防處分の如き、又該藩使者を拘執するが如き、事皆條理に悖戻す、抑も長防の事たるや、大に海内の治亂に關するを以て、我藩主父子は一意周旋し、天幕の爲めに圖り、執政野村帶刀をして長州再征の非なるを説き、小笠原閣老の反省を求めしも、納れられず、更に執政辻將曹をして上阪せしめ、板倉閣老に長州再征は不可なるの建白書を提出せしむ。同閣老は避けて接見せず、之を却下し、今や一も誠意の貫徹する所なく、遂に我兩執政野村帶刀と辻將曹を幽囚せしむるに至る。此際吾等強忍するも亦益なし、如かず藩主父子の爲めに各自爲すところ無く、んば非ずと、或は小笠原閣老の

陣營を焼き拂ひ、廣島を退去せしめんと論ずるものあり、或は速に長防と謀を通じ、上京闕下に伏奏せん、途中妨ぐる者あらば討拂ひ京師に上るべしと論ずる者あり、船越洋之助、小林柔吉は左の建白書を草して、衆に謀り、直ちに之を決議して藩主に呈上する事と爲せり。

建白書

此度長防御裁許の儀に付、御建議の誠意貫徹不仕、兩執政幽閉被仰付、事跡恐察不堪、悲憤之至候、右執政幽閉の義、必些細の事には有御座間敷、何れ大罪巨惡、天幕へ尊敬の義を取失て斯る幽閉の命有之事共に御座候哉、左候は、朝幕の命無之候共、素より嚴刑に被處候様仕度義に御座候、是迄京阪周旋の事跡、巨細御糺察被遊候様奉存候、猶右跡不正の議論も無之候得者、必朝幕へ讒毀候者可有之、若左様の義も御座候得ば、右讒者を御搜索有之候て御處置被遊度奉存候、萬一左様押合ヶ間敷義御嫌疑も有之、於御上其儀難被遊義も被爲在候は、乍恐何れも無謀不肖の者共には御座候得共、心力を盡し、水火に赴き候事御座候得共、敢て辭退は不仕、何分君辱臣死之の場合と覺悟相窮め、伏て御下知奉待候、然る處、此節兩執政右の次第此

義明白相成候迄は長防御討入御人數御繰出の義は決て難被遊と奉存候間、差向所此義を以て御辭退被遊、且征討名義當否の所は親睦の各藩へ早々使者を以て被遊御聞合候様奉存候、此段臣子切迫の情、不願僭越の罪奉申上候、恐惶謹言、

- |                                    |                                     |                                  |
|------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 堀 小一郎                              | 飯田 六郎                               | 小谷武右衛門                           |
| 間宮一左衛門                             | 細 六郎                                | 木原慎一郎 <small>(後、<br/>籍之)</small> |
| 竹本源三郎                              | 關 元之丞 <small>(後、<br/>善作)</small>    | 津川德三郎 <small>(後、<br/>顯藏)</small> |
| 原 毅平                               | 頼 東三郎 <small>(後、<br/>元啓)</small>    | 金子省三郎                            |
| 寺西 繁人 <small>(後、<br/>積)</small>    | 高間 省三                               | 堀 楨次郎 <small>(後、<br/>正輔)</small> |
| 木原德三郎 <small>(後、<br/>章六)</small>   | 松浦 豊吉                               | 三村 覺衛                            |
| 吉村 次郎                              | 山下千代助 <small>(後、小鷹<br/>狩元凱)</small> | 柴田直三郎                            |
| 成川猪八郎 <small>(後、平<br/>山靖彦)</small> | 名井 盛登                               | 佐藤勘次郎                            |
| 原 猪平次                              | 石津 藏六                               | 大友喜衛門                            |
| 安藤 五郎 <small>(後、<br/>照)</small>    | 西川理三郎                               | 木原秀三郎 <small>(後、<br/>適遠)</small> |
| 石津宗二                               | 城 六兵衛                               | 加藤種之助                            |

- 船越 洋之助(後、衛) 藤井 幸之進(後、正志) 松島 徳之丞(後、徳夫)
- 河野 金藏(後、微) 松尾 完三郎 北村 宗十郎
- 桐原 市之丞 足立 徹之輔 鈴木 久之助(後、久夫)
- 三上 虎之進(後、主二) 服部 松太郎 小島 房太郎(後、龍一)
- 中村 馬之進 石津 彰太郎 山田 萬之助
- 藤田 次郎(後、高之) 湯川 富之進(後、守下齋) 町 醫 重人(後、井上頼雄)
- 農 醫 柔吉(後、小林柔吉)

此時藩儒河野微石號、小は席上に詩を賦して、大に忠君愛國の志氣を鼓舞し、遂に閣老に逼る所あらんとす。

偶感

要將一言掃妖氛、高義直衝萬重雲、堪憫明慮難貫徹、遂使汚辱及我君、此辱恐爲皇國辱、欲起救之苦無術、平生所讀果何書、平生所食果誰粟、上書劉陶非黨人、伏闕陳東即忠臣、子貢說吳將救魯、相如佐趙能抗秦、青史所傳多如是、念之感奮不可已、嗚呼諸君意何如、鴻毛泰山同一死、是に依りて、同日藝藩主より小笠原閣老に對して「當時藩内人心不穩につき、

先手の軍兵繰り出し方の儀は暫時猶豫せられたく、尤も國境警固の兵は速かに繰り出すべき旨」左の通り同閣老に建言せらる。

毛利大膳父子御裁許被仰渡後、防長國民動搖致し候哉之趣に付、國境迄先手之人數早々繰出し御差圖相待候様御達之趣奉畏候、然る處此節人心不穩、鎮撫方不一、通苦心罷在候次第に御座候間、此場合先手人數繰出方之儀は暫く御猶豫被下置候様仕度、尤國境警固之人數は早速差出申候、此段申上候、以上。

五月十四日

松平 安藝守

而して翌十五日藩世子紀伊守は藩士一同を城中に召して、左の通り説諭せらる。

今般長防御裁許被仰渡候儀に付、情態考察致候處に而は、約り紛亂に可立至哉に候處、當今外夷之患も不容易折柄、内地兵亂差起り候而は、士民之疾苦不一、方折角寛大之、叡慮台命も無詮事に相成、如何にも不忍坐視、不取敢殿様御上阪被遊度、思召之處、久々御不快其儀難被遊、我等御名代として致上阪、即今之事情巨細申上、於膝下、台慮をも委悉相伺候上は、被



安 宸襟度 台慮之寸補をも差備度徹衷存立候儀も有之候處有故而令延引候就而は赤心空敷相成遺憾而已ならず却而御嫌疑にも相成候歟年寄共兩人迄爲慎置候様にこの御沙汰に相成如何之御次第歟は不分明に候得共實に存外之仕合痛歎此事に候乍去此儀は一家一國之事共可申歟此末隣藩御裁許違背遂に干戈之御沙汰に相成候上御凱陣及遲々候様に而は其虚に乘じ醜夷之覬覦眼前に有之不止一家一國之悲憤天下之疾苦今日に百倍し、叡慮之程も如何可被爲在哉と慨歎不可言次第に候斯る苦難之場合に付何れも熟慮勘辨致し存旨有之者は無腹藏可申出候萬一存意致包藏自己之振舞等有之候而は反本意に不都合之儀に付其段屹度相心得下知相待候様可致候、

小笠原閣老は密に之を聞き驚怖の色あり十七日野村帶刀の幽囚を解き次で六月二日小倉方面の軍を督するに託して廣島を去れり六月二日の項参照

○五月十八日長州家老并に三末家より、宍戸備後介小田村素太郎の拘執せられし報に接し、國內動搖せるにつき、藝藩に倚賴して兩人を放還せられん事を幕府に請ふ、同十九日小笠原閣老これを斥けて納れず、而して其書を長

州に返却せしめらる、

○同月十九日、毛利大膳父子裁許仰渡されの請書を差出すべき期日本月二十日に關し、吉川監物より「國內人心動搖彼是苦心の至りにつき、來る廿九日迄に延期せられんこと」を、藝藩に倚り懇請し來る是に依りて、藝藩より其歎願書を小笠原閣老に呈出す、二十日小笠原閣老は其事情を斟酌し、藝藩をして延期許可の旨を監物に通達せしめ、而して別に又二十九日の期限までに請書を差出さざる時は、速かに問罪の師を進め、來月五日を以て諸軍同時に討入るべき旨を藝藩に達せらる、

○同月二十一日、大膳父子裁許違背と哀訴歎願との分界につき、藝藩主安藝守より左の一印の通り「此度の一舉は、内外の注目する所にして、幕威の盛衰、人心の嚮背に關す、就ては條理に一點の遺漏なく、御裁許違背と哀訴歎願との分界を立て、討手の人心危疑せざるやう爲さるべし、萬一敵に名を與へて、士氣撓折せば、大切の征討も其功あるべからず」と、小笠原閣老に建言せられしところ、翌二十二日二印の通り同閣老は「長州に裁許を申渡したる上は、直に御請すべきを當然とす、彼是歎訴せば、天朝幕府の命を拒む者にて、御裁許

違背なり」と書取を添へて返却せらる。

一。印。

此度先鋒先手之人數差出方御猶豫相願、其段は御了承被下候儀と存候、猶熟考仕候處、勝敗は兵の常とは乍申、此度の御一舉は三百年來初而官兵を以不服を被征候御事にて、内外注目罷在、御武威之盛衰、人心之嚮背に關係仕候御一大事に付、乍憚御條理一點之御遺漏無之、御裁許違背と哀訴歎願との分堺相立、討手之人心不抱危疑様御處分可有御座候得共、萬一敵に名を與へ、士氣撓折仕候様に而は、大切の御征討決而不相濟儀と奉存候、尙其節之御次第に寄候而は、重而相伺候儀も可有御座候間、御承知被置可被下候、此段申上候、以上。

五月廿一日

松平安藝守

二。印。

御裁許申渡候上は、直に御請申上、御沙汰之通遵奉可致は當然之儀に候處、萬一彼是歎訴致し候は、天朝幕府之命を拒に而、即御裁許違背に

藝藩先鋒隊の  
小方村警備

藝藩主の建言

候條、得其意、猶心得違無之様末々迄厚申諭候様可致候、依之別紙書面返戻候事、

○同日、藩府は御番頭二川主税に命じて、先陣一の手總兵并に別手小銃兵一大隊砲兵一隊を率ゐ、佐伯郡小方村に出張せしむ。

○五月二十二日、曩に十九、宍戸備後介・小田村素太郎放還に關せる長州家老連署の歎願書を、小笠原閣老より却下せられしに就き、藝藩主安藝守は再び同閣老の反省を請ひ、且條理判明なる趣旨を垂示せられんことを求め、左の通り建言せらる、然るに同二十四日左記△印の通り指圖ありしに依り、同二十七日藩士神尾尙太郎を岩國に使はし、吉川監物に歎願書を返還し、其旨を萩其他に通達せんことを依頼して歸る、

宍戸備後介・小田村素太郎身前之儀に付、長州家老并末家吉川監物等より差越候書付、私より差出申候處、書面之趣は御採用無之に付、差戻候様御付札を以御返達之趣奉畏、速に返却可仕處、此儀に付而は、昨年以來之運合も有之、甚以苦心仕候、抑去夏毛利淡路吉川監物、大阪表へ御召登之節、同方より段々情實訴出、士民惣代之者共よりも、書取を以野州殘黨等之先蹤を申

立・畏・れ・危・み・候・段・申・聞・候・付・白・川・松・前・在・職・中・重・役・共・よ・り・夫・々・書・面・差・出・委・細・  
 申・上・候・處・右・等・之・懸・念・決・而・無・之・縱・令・御・討・入・相・成・候・共・一・應・は・御・歸・し・被・下・候・  
 と・の・内・諭・も・有・之・候・付・其・段・差・含・及・説・得・候・次・第・も・有・之・當・年・被・爲・召・候・節・に・而・  
 も・名・代・差・出・候・儀・も・情・實・六・ヶ・敷・勢・に・付・使・者・差・遣・説・得・仕・せ・候・而・名・代・差・出・し・  
 候・儀・は・大・畧・御・承・知・之・通・に・而・此・度・之・備・後・介・は・昨・年・と・違・ひ・長・州・三・人・之・名・代・  
 に・而・公・邊・に・而・は・最・早・名・代・之・御・用・は・無・之・旨・被・仰・渡・に・相・成・候・得・共・主・人・よ・  
 り・申・付・候・名・目・は・未・だ・其・儘・存・在・仕・候・譯・に・而・全・弊・國・之・不・信・を・責・候・申・分・に・相・  
 見・へ・素・よ・り・弊・國・よ・り・彼・を・欺・き・候・に・は・無・御・座・候・得・共・彼・之・疑・惑・仕・候・も・無・餘・  
 儀・事・に・て・甚・以・遺・憾・之・至・奉・存・候・不・惡・御・了・察・前・文・苦・情・之・次・第・御・差・含・御・再・評・  
 被・成・下・度・何・れ・共・彼・之・方・へ・返・答・振・も・御・座・候・間・明・細・御・示・教・被・成・下・候・様・偏・に・  
 奉・願・候・以・上・

五月廿二日

松平安藝守

△印

○ 宍戸備後介・小田村素太郎は、自己之儀に付御不審之筋に有之御預相成候

堀川町門の  
土州浪士の勝

儀に付、昨年毛利淡路吉川監物大阪表へ呼出之儀に付及内諭候趣とは事柄不同に候間、可得其意事。

○ 五月二十三日、廣島城下の堀川町の町門中島目安箱、其他五箇所に、神長防二州義兵の名を以て「雲雨晦冥、日光を失ふ、逆黨小笠原壹岐守、室賀伊豫守以下の首級を六月朔日までに討取り、神明正道に備へん」との縮演張紙を勝示するものあり。

縮演

此度毛利大膳父子嚴科之 御裁許被 仰付候次第、所謂雲雨晦冥、日光を失ひ候同様、大膳父子末葉及び士民に至迄、御趣意之程難奉服根元、大膳父子心中忠節信義誠盡、乍恐 天朝及幕府にも能被爲知召候處、今度 御裁許振、聖上に御不當は毫末無之筈、全執權之譏誣、且は役威に自己を挟み、邪政を進め、天下之亂を起し、遂に 徳川家を覆んと、隠謀顯然たり、奉對神君へ恩敵伏罪難遁、速に逆徒を征伐し、中央之雲霧吹拂、日月清光之時節相待候外無他事、依之逆黨小笠原壹岐守并同腹同志之首級討取、神明正道に奉備度一念發起候、近日小笠原宿陣へ差向け及兵發候、乍併藝州侯

へ對し國動人民騷候條隣國に因て憚も有之候間來る廿八日迄に退宿被致候様御取計奉頼入候若期限に至等閑に候者最早憚を不顧責入遂本懐可申依而同腹之士深念前達如件

丙寅五月

神長防二州義兵

土州浪士

岩國浪士

備前浪士

犬山浪士

高森浪士

右之浪士六月朔日迄小笠原壹岐守様討取室賀伊豫守様をも討取候旨堀川町門へ張訴其外辻々へも同様(長藩記事附録)

五月二十二日

○五月二十五日此頃諸國の兵廣島に屯集するもの夥しく幕兵三千八百五十四人彦根侯井伊掃部頭の兵四千餘人高田侯柳原式部大輔の兵三千九百

慶應二年  
廣島城下屯集  
の兵數

餘人大垣侯戸田采女正の兵九百五十餘人總計一萬二千七百餘人に及べり是に於て米穀を始め諸品の物價暴騰し藩内難澁に陥るもの多きが故に藝藩御勘定奉行加役植田清人より「當地屯集の諸侯は一昨年甲子役の例の如く糶米秣草鹽噌薪炭等を各自の國邑より取寄せらるゝことゝし又諸國商船の當地に入津を許可あらん事を左の通り幕府に請願すべき旨」を藩府に建議す

此度當地參集之諸藩糶米初諸品等専ら於當地買入相成候趣に候處當所之義は元來米穀等初諸品とも不自由之國柄に而末々飯用専ら他邦より之入津米買入來候處昨今は入津少之上諸藩より買取彌増米穀不自由就而は價旦夕に及飛騰忽ち國民共難澁に陥り候義に御座候に付一昨年諸藩軍勢參集之節之振合を以糶米飼葉鹽噌炭薪等失々國邑より被相廻并御出張中右等諸品商ひ候船々當地へ入津之義早々從公邊夫々へ御觸達被成下候様仕度奉存候事

五月廿五日

松平安藝守内

植田清人

○五月二十七日、長州三末家及吉川監物より使者を以て、裁許の大命を奉ずる能はず、寛大の處置あらんことを求むる旨を具申せる四通の陳情書を藝藩に贈り來る。是に依りて、藝藩は豫て小笠原閣老より大膳父子裁許に關する書面は取次ぎ申すまじき旨の嚴達あるも、國情黙止し難きにつき、家臣の名を以て副書を添へ、之と共に小笠原閣老に呈出す。然るに同閣老は之を斥け、陳情書を返戻すべき旨を達せられしに依り、即ち使者を岩國に發して之を返還せしむ。

二十八日、使者岩國新湊に着したるに、三末家及吉川監物同地に來り居りたるを以て、使者は口演を述べ、右三通の書を返還せしに、尙又重ねて書を幕府に致す。其要に曰、「陳情の道、今や全く塞がりたれば、退て封境を守らん。前日の書類は哀訴の旨趣を後日に殘す爲なれば、藩侯の座右に留められよ」といひ、長防士民も亦書を藝藩老臣に致して、從來の斡旋を謝し、幕府が其名代を拘執せし暴を鳴らし、「幕府兵を進めば應戦せんのみ、時に或は貴領内に進むとも、却掠亂暴は堅く相戒むべし」といへり。幕府、長州との關係は此に至りて斷絶せるなり。

○同月二十八日、征長先鋒副總督閣老松平伯耆守宗秀丹後宮 津候 大阪より軍艦に乗じて、廣島に到着し、城郭内御家老淺野守之進の邸に宿陣す。

○同月二十九日、藝藩主安藝守より、長防討伐の義につき、重ねて「長州の哀訴歎願は士民の爲す所にして、大膳父子は恭順謹慎中なれば、御裁許の趣意、父子に達せざるが故に、更に説諭の必要あり」と小笠原閣老に建言せられしところ。六月三日同閣老より「半途にて支ふる者あらば、それ亦裁許を拒む者なり、問罪の師を差向くるは之を誅伐するの旨趣なり」と指令せらる。

○六月朔日、總督府より來る五日愈、長防討入に就ては、國境より廣島城下までの間に於て宿陣と爲るべき村驛は、追て命令次第老幼婦女病人等は懸念なき場所に避難せしめ、又竹木筥筵、繩俵、鋤、鎌、草鞋等をば成るべく多く準備し置き、相當の價を以て賣渡させ、人夫、駄馬、荷船等をも精々準備し置くべき旨を藝藩に達示せらる。

○同日、總督府より來る五日愈、長防討入につき、間諜、脱走等の輩、潜入の程も計り難きに依り、國境、間道、海岸、嶋嶼等の警衛を一層嚴重に爲すべき旨、藝藩に命せらる。

小笠原閣老小倉に赴く

○六月二日、閣老小笠原壹岐守長行、長防征討軍九州路指揮の爲め、属僚大御目付木下大内記、御目付平山謙二郎、御使者石川八十郎、酒井數馬等と俱に、宇品より翔龜、長崎の二艦に乗じて、小倉表に向て出發す。

辻執政の謹慎を解かる  
明石侯の着廣

○同日、藝藩執政辻將曹の謹慎を解かる。

○同日、播州明石城主松平兵部大輔廣島に着陣し、金屋町専立寺を本陣と爲し、其附近の民家に軍兵を宿せしむ。

松平閣老より  
宣戰書を岩國  
に送る

○同月三日、閣老松平伯耆守より「長州毛利興丸を始め、三末家并吉川監物等、所定の期限までに御裁許の請書を差出さず、天幕の命を遵奉せず、御裁許違背、不屈至極につき、問罪の師を差向くべし云々」の宣言書を藝藩より監物に通達すべき旨を命せらる。然るに藝藩主安藝守は其宣言書を岩國に通達することを辭す、是に依り同閣老は止むを得ず幕府御徒目付等を岩國に遣はし、監物の家臣に之を交附せらる。

藝藩主征長軍  
先鋒を辭す

○是より先き、藝藩主安藝守は嚮きに再三幕府に建白し、征長の師の名なきを以て、幕府が天下の人心を失はんことを憂ひ、征討の不可なるを論せられしも、悉く當局者の納るゝ所とならざるが故に、遂に意を決して征長軍先鋒



幕府老中松平伯耆守宗秀肖像

の任を辭退せられたり、是を以て家臣久保田平司廣島町御奉行は書を松平閣老に呈し、佐伯郡小方村に宿陣せる藝州先鋒隊の外、藩兵を西境に進め、國境守備を爲すと雖も、長防征討軍の先鋒として敵境に討入ることを辭退する旨、左記の通り届出づ、

安藝守先鋒先手之人數、佐伯郡小方村迄繰出候儀は兼而御届申上候通に御座候處、其後安藝守より申上置候趣も有之、何分之御示諭も可被爲在と奉待候處、追々及切迫、境筋不安之懸念も御座候間、殘之人數、明四日より夫々國境迄繰出置申候、尤敵境へ討入候儀は難相運奉存候間、右書面之趣得斗御勘辨被成下、早々御示諭御座候様仕度、此段御届旁申上候、以上、

六月三日

松平安藝守内

久保田平司

榑原式部大輔

此程相違候趣も有之候へ共、松平安藝守儀藝州口一之先手被成御免候間、兩人申談事合可被申候、尤松平三河守、松平兵部大輔引續繰詰候様相違候



間、可被得其意候。

○六月四日、藝藩主安藝守は再び幕府が征長の不可なる所以を論じ、左の通り松平閣老に建言せらる。

長防御討伐に付心付申出仕置候書付、御書取を以御返達之趣承知仕候、重而兎や角申上候様御聞取被下候而は奉恐入候得共、實以皇國之御大事に付、右をも不願赤心無包藏申出仕候、抑吉川監物より期限御猶豫相願、格別を以御聞届に相成、夫々歸邑仕候上は、大膳父子へ達令難出來儀は無之筈、又其上にも半途に而相支候者有之候は、其者即御裁許相拒候者に付、右之輩を御誅伐被成候御旨趣に被相伺候得共、何分御事柄之儀に付、篤々熟考仕候處、右御書取之趣に而は、萬一大膳父子へ達令仕候哉否之儀、并半途に而相支候哉之分、罫不明瞭而已ならず、硬命之輩御誅鋤之御趣意に而も、百萬之士民中誰硬命、誰不硬命と申見分も難付、何を標的として誅伐可仕哉、兼而申上候通御役々御入込相成候は、道路を支候者即硬命者、不支候者不硬命者と判然御筋合相立可申處、其儀も御採用不相成、此儘に而大軍被差向候は、疑惑凝結之士民、硬命者不硬命者之無差別、一同境上於而相

拒候は必然之勢に御座候、其旨悉御裁許違背之罪人御取扱、御誅伐に相成候而は、二州焦土不被爲成候而は、盡期無之譯に而如何にも殘忍之事に落合、其末如何なる禍害を生じ可申も難計、遂に堂々たる官軍百世之下、乍恐名義公論何れに歸可申哉、御行懸りとは乍申、實以殘念心外之事にて不忍沈黙、何卒此上も御遠謀被爲在度奉存候、何れ共御役々御入込之儀は御懸念も被爲在候得ば、家來不都束ながら監物在所迄なり共差遣し、達命否と半途硬命之次第等得斗押合、状態委悉申上候上に而、問罪之御次第判然御告諭に相成候様仕度奉存候、然すれば條理明瞭、人心知方、決意奮戰可仕と奉存候、右御聞届被下候得ば、御討入期日暫御猶豫に不相成、而は勿論事實難相歩、并宍戸備後介、小田村素太郎等、身前御儀は兼々申上置候通歩合も有之候處、自己之御不審有之との御書取之趣は承知仕候得共、其儀なれば尙更一應御差戻、大膳父子より申付候名代之名目消滅仕候上に而、如何様共御措置被爲在候様被成下度、實以天下之危難、今日に差迫り、一國之浮沈は回顧仕候場合にも無御座、御不爲と心付御趣意得斗服膺不仕して、輕薄追従阿諛之姿に相成候而は、乍恐奉對烈祖候而も申上譯も無御座、次第、殊

に諸藩討手の面々と事違ひ、最初より御取次等被仰付候御手續をも委悉承知仕候儀に付、不願借越不憚忌諱有體申出仕候、微衷御洞察被成下、夫々速に御聞届被成下候様仕度奉萬禱候前文之次第に付、昨日御届申上候趣は御座候得共、人數繰出候儀は先づ差控、重大之御事柄に付御趣意得斗服膺仕候迄は何分相伺度赤心に御座候間、不惡御汲取早々御沙汰御座候様仕度奉存候、此段申上候、以上、

六月四日

松平安藝守

征長軍の嚴島渡海

○六月四日、幕府并に美濃・大垣の兵、廣島より嚴島に渡海し、幕府砲隊<sup>大筒は</sup>大願寺に、幕府歩兵隊は久保田町・南町・大西町・東町の民家に宿陣し、大垣兵は瀧本坊・多聞院坊及瀧町・中江町の民家に宿陣す、而して演劇場と富座は兵糧方の詰所と爲れり、同月七日嚴島宿陣中の幕兵の一部隊、軍艦三艘に乘組み、防州大島郡に向て出發す、

○同月五日、征長軍先鋒總督紀伊中納言德川茂承、廣島に着陣し、城郭内壹町目御用屋敷<sup>元蒲生屋敷なり</sup>に入り、總督の本營と爲す、紀州家老<sup>新宮城主</sup>水野大炊頭は左官町妙頂寺に宿陣す、

總督紀伊中納言の着廣

大島郡の砲撃

○同月八日、幕艦富士山丸・翔鶴丸・八重丸は進んで防州大島郡の多賀浦を砲撃す、敵兵の無きを見て、陸兵を上陸せしむ、伊豫松山侯松平隠岐守勝成の軍艦安下庄及久賀の兩村を砲撃すると聞き、富士山丸を遣して應援す、敵兵守る能はず、兵器を棄て海を渡りて遠崎に逃走す、

二川隊の歸還

○同日、是より先き、藝藩主安藝守は、征長軍先鋒を辭退せしを以て、是日佐伯郡小方村に宿陣せる二川主税に命じ、其一部隊を削きて大御目付寺田他人助に引牽せしめて同郡玖島村に分遣し、其餘の兵は廣島に歸陣せしむ、十日二川主税の隊廣島に歸還す、

津山侯の着廣

○同月上旬、作州津山侯松平三河守、廣島に着陣し、西寺町佛護寺を本陣と爲す、

藝藩の海岸警衛

○同月十一日、藩府より海岸警衛として、佐伯郡能美島・安藝郡倉橋島・鹿老波に藩兵を出張せしめ、又是日より江波島・仁保島に於て、大筒奉行の門弟凡二百人づゝ交代出張して、大砲の試撃を行はしむ、翌十二日大御目付宮田權三郎、兵を率ゐて能美島高祖村に出張す、

○同月十三日、紀州藩家老水野大炊頭、紀州隊を率ゐて、佐伯郡廿日市驛に進

出す。

### 第八節 第二回の征長役 (五)

慶應二年  
大竹川一名小  
瀬川谷戦

慶應二年六月征長軍藝州口の先鋒井伊掃部頭直憲近江國 彦根侯神原式部大輔政  
 敬越後國 高田侯は、幕府の陸軍奉行竹中丹後守御目付大平鑓次郎等と共に、大軍を  
 率ゐ、進んで佐伯郡玖波驛に陣す、十四日の黎明、其先鋒なる原田兵庫中根善  
 次郎神原軍の驍將の二隊中より、物頭建部造酒之助の一隊に大小砲兵隊を附し、進  
 んで藝防兩國の境なる大竹川瀬川一名小の東岸に至らしむ、然るに是日未明、長  
 防軍は大竹川に渡舟數十艘を豫備し、游撃隊は關戸峠を越へて小瀬村に進  
 出す、副督河瀬安四郎これに將たり、既にして大竹川を渡り、隊兵を三分し、一  
 隊は本街道を進みて小方村佐伯郡に向ひ、一隊は大甲良山に登りて油見村佐伯郡  
 を瞰下し、又一隊は河岸に沿ひ大竹村に向ひて進む、拂曉に及びて、東軍の  
 建部隊は、岩國領なる和木村の山上に敵が擬兵を設け、旌旗を樹つるを見て、  
 河流を隔て、之を砲撃す、其應戦せざるを知るや、後續隊なる原田中根の二

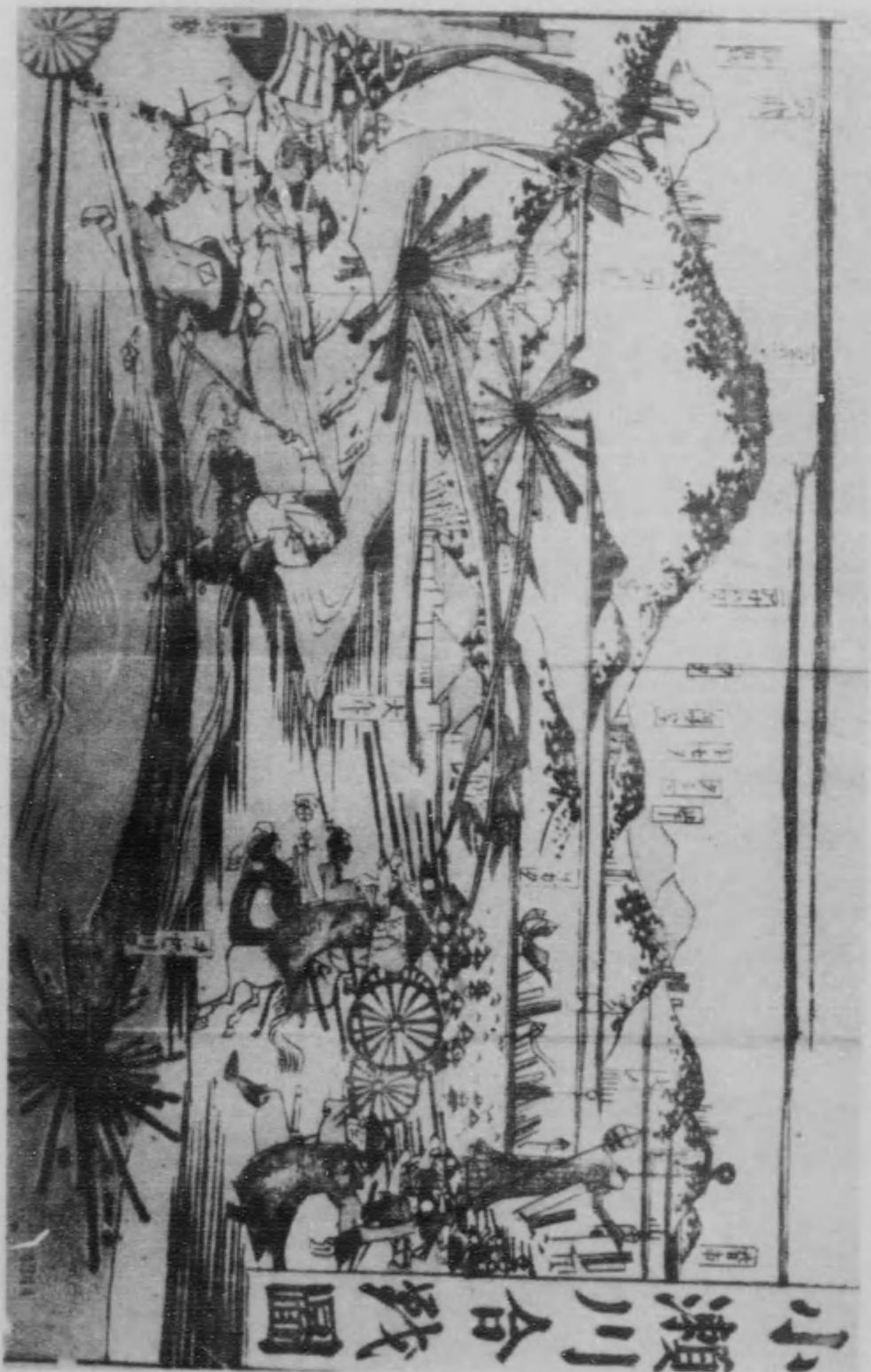
隊踵ぎ來りて、大竹川の東岸に陣容を整ふ、井伊掃部頭の本隊亦た大竹村に  
 到着し、俱に盛んに大小砲を放ちて、遂に和木村を焼く、岩國軍の隊將長谷川  
 藤次郎品川清兵衛、戢翼團兵を率ゐて、和木渡舟場の長堤竹林中に潜伏し、東  
 軍の進み來るを待つ、是時井伊軍の中より一騎馬武者、紅色の陣羽織を着し、  
 鞭を擧げ、大叫して進み出で、河流を渡る、從兵二人これに隨ふ、中流に抵れる  
 頃、岩國戢翼團の伏兵俄に起り、竹林中より百銃齊發す、彼の騎武者彈丸に中  
 り、忽ち水中に斃る、從兵も亦一名は戦死し、一名は遁れ去る、岩國兵其機に乗  
 じて進み來り、其首級を獲り、守袋を披き見て、彦根藩御使番竹原七郎兵衛た  
 るを知る、東軍俄に伏兵の起れるを見て驚き、小方村に退却せむとす、時に長  
 防の游撃隊は三方同時に起り、山々峯々より盛んに大小砲銃を放下し、大竹  
 立戸、油見の三村に地雷火を爆發し、又玖の坂よりも砲撃して其退路を遮る、  
 戢翼團兵亦た河流を渡りて追撃すること益、急なり、井伊、神原の兵苦戦に陥  
 り、終に陣を玖波の海濱に移し、堤防に據りて砲戦せしも、三方の敵軍に包圍  
 せられ、援軍も亦た來らずして遂に支ふる能はず、掃部頭は運送船に乗じて  
 廣島に逃れ還り、誓願寺の本陣に入る、敗兵の多くは海濱に沿ひて廿日市に

敗走し、又は先を争ひて漁船に乘じ、嚴島に通るゝもの少からず。嚴島神社欄守職野坂氏の記 餘に據れば、是時嚴島須屋室濱に遺櫛原軍の本隊は大野村に在り、之を四十八坂にれ來る者のみにても三百人なり 支んとせしが、支ふる能はず、俱に廣島に退却す。長防軍の游撃隊は大竹・油見を焼き拂ひ、小方村に陣す。是日東軍敗兵の大竹村に遺棄せし甲冑・銃砲・刀槍の類甚だ多く、長兵これを收めて道路に丘をなせり。長防軍乃ち大竹村にて捕虜とせる彦根・高田兩藩の歩卒等を放還し、其髻に結付けたる紙片に書して曰、

井伊 掃部頭

櫛原兵部大輔

其方共、先祖にも不相似、武邊に疎く、此度及敗北候故か致塵殺候處、對幕府寛大の處置を以て、生虜の者及び傷人は加藥用致波村迄送遣候間、無懸念速に可申出、器械は儘に預り置候間、此上武斷相勵み請取に可來もの也。翌日、長防軍は大竹川渡舟場に大假橋を架設し、以て兵馬糧餉の運搬に便し、進んで致波驛に陣し、谷波に本陣を定む。幕軍彦根・高田・紀伊・大垣等の兵四十八坂の嶮路を前にし、大野村に胸壁を築きて屯陣せり。



大竹川一名小瀬川合戦の圖

（維新史料編纂局所蔵）

【参考】

柳原式部大輔より總督府に報告書

拙者總軍、井伊掃部頭總軍、并に陸軍奉行竹中丹後守、御目付大平鑛次郎等、兼て打合之通り、昨十四日曉、岩國表へ可打入積り、諸手分配、先手原田兵庫、中根善次郎、二隊の内より、物頭建部造酒之助、一手并大小砲打方の者繰出し、藝領大竹村下方小瀬川端より、差向、岩國領脇村大砲五六發并小砲打入候處、餘程手答致候得共、何分夜中の儀に付、敵の動靜虛實を伺ひ、追々兵庫善次郎隊繰出し、軍目付建部徳次郎にも出張、陣列を整候砌、掃部頭先鋒追々繰出し、大竹村地内へ陣取、敵地へ大小砲嚴敷放撃、脇村放火せしめ候折柄、藝州油見立戸、田村裏山、奥山の方外三箇所にて合圖打上、賊兵多人數、山々峯々より起り立、大小砲打下し、追々味方の後山へ相廻り、掃部頭人數の内へ烈敷打掛候に付、嚴敷發砲致し、又脇村下方樹間海邊より大小砲打立、拙者先手よりも同様打合、一時計り及砲戰候内、右大竹立戸、油見三箇村地内より地雷火相發し、無餘義海邊へ轉陣、堤除にて及砲戰候へ共、三方より被取圍、死地に陥り、苦戰にて器械損亡も不少候間、一ト先速に人數引上候

より他事無之哉之處、軍目付建部徳次郎方より談事の義も有之候に付、運送船へ爲乗組、兵庫善次郎一ト先引上申候、又陸路引上候銃隊の者退候節、山上の賊徒八九人儘に討留候へども、何分烈戦の折柄故、地理悪敷、首級上げ不申、繰引致候、尤先勢應援の義、中軍より追々繰出候筈に候へども、山坂嶮難の場所柄、里數も懸け隔り居候に付、先づ爲應援、十三日夜中、軍中の内より物頭小川彌作一隊并銃隊一小隊差添、小舟へ爲乗組差出候處、上陸の上、先勢へ相加り及砲戰候筈に御座候、且又往還に苦候坂峠へは、爲押御人數被差向候様、竹中丹後守家來の者より及示談置候處、十三日夜に入り、苦の坂押の義、御人數差出兼候旨井伊へ斷候に付、手配人數繰出方の義、掃部頭より申談有之候に付、差掛りの取計を以て、旗本より物頭長谷川八郎左衛門組召連、大砲打方の者ども少船へ爲乗組繰出候へども、最早苦戦も相濟、人數引上げの期に至り、手合に不及引上げ申候、且海路よりも陸軍方打合無之、甚不都合の次第に有之候、拙者義、追々注進により、大野村の内字四十八坂迄出張致候處、掃部頭より打合も有之、伯耆守殿へ事機申達相伺候上にて、廣島表へ一ト先引揚げ申候、尤討死手負之義、猶取調可申達候得共、

此段御届申達候、以上、

榊原式部大輔

○ 井伊掃部頭より總督府に報告書

私惣軍、昨十四日曉、榊原式部大輔惣軍、陸軍奉行竹中丹後守等兼而打合之通、岩國へ討入候積り、諸手分配、先手木俣土佐、二番手戸塚左大夫、三番手河手主水大竹村へ、早天繰詰、軍目付朝倉藤十郎も出張、兩陣整列之上、從朝被仰出之趣、互に申合、使番竹原七郎兵衛、曾根佐十郎差越、小瀬川涉り越候處、賊勢防州脇村并に八幡山より大小砲打懸候に付、直ちに大砲隊嚴敷放撃、脇村へ令放火候折柄、賊勢三百人斗り小瀬川を涉り、不圖藝州大竹山より大小砲打卸し、追々味方の後山へ相廻り、南の方海邊にては、式部大輔人數と賊勢砲戰不止申候に付、東の方字上田山と唱候岡山へ轉陣、待受候處、終に進撃不致、二三番隊之義は、賊勢分配後途を遮り候に付、勇味村<sup>見油村</sup>へ分配、山村地理寄烈戦後襲を防ぎ候へ共、三方へ取圍み、死地に陥り、苦戰致候處、兼而相約置候陸軍方、新港へも不相懸、應援も無之に付、無餘儀、四ツ

時比小方村にて三隊引纏、玖波村へ引揚申候。旗本先手貫名筑後隊は、往來小瀬川筋苦の坂の押として、黒川村へ繰込、直に苦之坂へ出張致し候處、坂上より押來り且兩傍の樹間より烈敷放發致候に付、接戰中味方大砲打損じ、手詰の地理に無之、賊勢北之方を東え廻り候に付、小方村迄繰引、備相立可致接戰之處、筑後義銃丸に被當庇受候に付、殿り備横地左平太隊繰り出し、入代り嚴敷防戰、本營取締之所、先手を初苦戰の機に乘じ、賊勢山上を蹶涉、本營近を放撃いたし候に付、字四十八坂の死所へ轉陣、同姓兵部少輔人數は淺原口へ出張、襲來り候賊勢と烈敷砲戰致候中、惣軍相纏の處、各隊山下海邊の難戰且備途々村々悉火移り、轉陣の術を失ひ、器械損亡、何分屯立致し候詮も無之候間、於大野村式部申合、伯耆守殿へ事機申達相伺候上、廣島表へ一ト先引揚、廿日市驛には旗本の内廣島郷右衛門隊殿備相兼差置候、人數死傷の儀は、取調の上可申達候、此段御届申上候、以上、

六月

井伊掃部頭

○ 藝藩御抱え醫師惠美養健の書翰(本市植田有  
年氏所藏)

唯今廣屋彌太郎と申者罷歸、是は井伊侯御用達町人にて、今日其場に罷在候者に付、早々私同人へ對話、承申候處、昨日より少々は小瀬川を中へ置き候而、大小砲も相放し候容子、彼よりは何之沙汰も無之、仍之今曉より此方より川を渡り掛候所、案外之山上より大砲相放候、夫故に何の支へも出來不申、河中より引返し候所、玖之坂よりも砲發、彼は百五六十計之少人數と相見候得共、山上より之事、如何にも危殆之事にて、矢庭に中陣は引取り、先陣貳千計は踏留り、是も山へ登り候て合戰最中、素より大竹、小方、玖波、三驛とも燒失仕候得共、人馬の損傷は差而無之、薄手少々計之事と相見へ申候よし、海手之勢も宮嶋迄引取候歟之容子に相見へ候よし、嚙々御當國よりの御人數も出候事と相見へ候得共、無謀に夜戰の御積にては、不宜、夜の内に程よき山上へ陣取候而、御進發被成候義、專要に可有御座、多分は始こそ小人數にても、今頃は大人數に相成居可申、程に寄り糧米に困候間、直に手輕に引揚げ候哉も難計、其譯は晝後之合戰は、紀藩之手にて、大分勝色の様承候とも申居候、此趣嚙々公役衆よりも御聞可被成候得共、萬々一御者合に相成候事なればと、一つ書同容に申上試候、全體は向川場へ申遣しも



仕度御座候得共、逆も下城も仕間敷、左れば逆て事ヶ間敷役所へも申遣し兼、先づ貴君へ入御聞候、萬々一見合に相成候事どもに御座候はゞ、其場之次第今一段委敷聞探可申上、公役衆の話と違ひ候所も御座候はゞ、同人は中軍引拂ひ候跡までも其邊に踏留り、同侯の用を達し候者に付、此之嘶を要路之人達へ御通し被成候而、今晚も人数出候節の御心組にも相成候どもには無之候哉、吳々も御見合にて御取計可被下、貴君よりなれば、向川場へも随分人を御遣し被成候路も可有御座、私より御役所などへ遣し候儀も出来は不申、且此様之義は委敷聞へ居候もの哉も承知不仕る事故、矢庭に認上申候、大急ぎ大亂筆、御推讀可被下候、以上、

六月十四日夜中

惠美 養 健

植田 清人様 内用差向義

他見御免可被下候

藝藩士城六兵衛の戦死

大野村開戦の日、藝藩より戦況視察と、藩主の密旨を帯び、代官山田喜和馬は郡役所吏西川理三郎、城六兵衛、調所片岡多一郎、人割啓之助と俱に、解船に乗じ、玖波に赴く、十五日大野村近海に至り、將に上陸して長藩士に面談せんとす、

慶應二年  
岩國藩士の書状

す、長兵は幕軍の間諜なりと誤認し、頻りに發銃す、城六兵衛は船上に立ち、自ら藝藩の藩旗を振れども、其意達せず、遂に銃丸に中りて斃る、時に年二十七、後ち長藩其誤認なりしを悔み、四十八坂に墓碣を建て、以て其靈を吊慰す、  
○六月十四日、岩國藩鹽谷鼎助、自賀田喜助より藝藩士植田乙次郎、寺尾生十郎後ち小八郎と改むに宛て書翰を贈り來る、其大要に云く、「宗藩指すを國情の義は御承知の通りなるに、過日以來幕軍は我大島郡を襲撃せられしこと、堂々たる大將軍御進發の姿とも見えず、人心彌、以て沸騰せり、止むを得ず幕僚の轅門を犯し、宍戸備後介等拘執其他の御處置振りの故を問はんが爲め、游撃軍等過急貴國領内に入りたる者も有るべし、乍去多年貴藩が宗藩の爲めに盡されし恩誼は、一統の感銘するところ、且隣交を忘却せし心事は決して無きが故に、堅く兵士に亂妨を戒めたり、冀くは貴領の村々里々は安堵し、各稼業を廢せられざらむ事を貴國民に達示せられたし、止むを得ざる情狀とは申しながら、幾重にも御氣の毒の次第、惡敷らず御諒察ありたし」と、其全文は左の如し、

一 翰拜呈仕候、日増炎威甚數候處、各様愈、御安泰可被成、御忠勤奉恭賀候、然

ば宗藩國情之儀は御承知被成下候通御座候處過日以來幕府御軍勢大島郡へ被差向砲撃之次第共有之堂々御進戰之姿にも無之人心彌以沸騰仕不得止幕下御役々の轅門を犯し、突戸備後介初拘留其他御所置振り之故を問ひ候心得にて、游擊軍其外過急御國內へ入込候様可有御座乍去多年爲宗藩御盡力被下候段、一統感銘仕且御隣交忘却仕候心事決而無御座候、附而は亂妨相戒候、各村々在々安堵し各家業相務候様御下方へ御示し置被下度奉存候、不得止情狀とは乍申、幾重にも御氣毒之次第、不惡御汲取被下候様奉希候、右之趣は不取敢以使節申上候筈に御座候處、混雜中不得止失敬相働申候、萬々御諒察奉希候、頓首、

六月十四日曉

鹽谷 鼎助

目加田 喜助

植田 乙次郎様

寺尾生 十郎様

諸郡の農兵

是月十四、五日頃より、諸郡の農兵并に人夫等、廣島に入り來るもの日々に多し、山縣郡一郡のみにてても二千四百人出で來れり、七月二日頃より漸次に歸

村す、

○六月十六日、松山侯松平隱岐守勝成の兵、長防兵と大島郡清水、源明、笛吹の三嶺に戰ひて敗れ、佐久間大學戰死し、遂に八代島を棄て、退く、是日長州兵石州路に進み、益田村に至る、松平右近將監武聰が兵防戰し、阿部主計頭正方が兵赴き援け、利あらずして退く、幕府軍目付三枝刑部戰死す、

○同月十七日、嚴島に宿陣中の大垣兵及幕兵の大半、軍艦に搭じて去る、

○同月十九日、黎明濃霧に乘じ、長防兵二隊に分れ、一隊は四十八坂の嶮を踰へ、又一隊は玖波より間道に入、松ヶ原を経て、山を越え、大野村に進み來る、井伊隊、榑原隊及幕兵は大野村に築ける胸壁に據り、之を拒ぎ善く戰ふ、紀州家老水野大炊頭の隊及幕兵別手組は進んで四十八坂に上り、接戰して遂に敵兵を驅逐す、長防兵玖波に退却す、

【参考】

佐伯郡出張の藝藩郡方御歩行目付より來狀

今曉○六月七ツ時頃敵方より相圖を揚げ、夜明五ツ時頃海手之方、丸石と申す所へ、船二艘にて長州勢上陸砲發いたし候に付、大垣の人数當り合、猶

四十八坂の激戰

官兵奇兵組後詰いたし候場合、猶又城山下松ヶ原通、凡六七百とも千人とも相見え、一同一發、多勢の者不殘大音上げ、同方へは水野大炊頭殿并に官兵別手組當り合、大砲打放候處、右長州勢形相見え不申、猶又立出砲發いたし、往還四十八坂よりも多人數押寄、戰最中、水野勢兼而伏せ有之、城山上は手より、松ヶ原通の敵を下り討に討下ろし、夫にて敵兵難儀に相成、追々引退き、海手も往還も眞の奇兵にて、至て薄く、全くの備は松ヶ原通りの由、前文の次第にて大に勝利に相成、大炊頭殿は天晴の働、側の兩人へ替筒一挺づゝ渡し置引替々々、込替砲發致させ、敵十二三人被討取候由、同家中十九日初手の合戰に大將を討取、其功を以加増三百石軍事奉行に被引上候堀野六郎と申す人、武勇を振ひ、敵餘程被討候由、尤双方とも討死多き趣、水野には十四五人手負、死絶兩人にて、一人は大番頭の由に御座候、只今之處にては、敵は玖波井に松ヶ原の方へ引取居、味方も夫々本陣へ引取既に今曉直に玖波村へ可押寄評議にて、堀野六郎相進候由に候へ共、其儀相止、官軍水野大垣等手を配り、明日の押寄せ治定相成候趣御座候、

一討死の數は双方確と相分不申、敵兵乘來候馬二疋牽歸、一疋は廣島へ送

り、一疋は大野村へ殘有之様、相聞え申候、

右探索は紀州藩御小人目付咄しを同藩士私への咄に御座候、猶大野村より歸候ものに承り候ても、大意同様の事に御座候、此段申上候、以上、

六月廿五日

服部房右衛門

一六月廿一日、淺原邊見廻りの者、見請候趣申出、  
一倒居候者十三人、

但見請候者計、定而外にも可有之、何れも刀鎗之深疵、是は其儘、死人手負は、いつも取隠し候へ共、右之仕合、餘程周章と被考候事、

- 一モルチール筒 一挺
- 一ケヘール筒 十三挺
- 一玉藥 數々
- 一鎗 十三本
- 一刀 十本
- 一床机 一ツ
- 一燈灯 數々

右見請候品計に御座候、

六月廿一日

○

野坂氏長州征伐記覺の抄録(嚴島町野坂元隆氏所藏)

扱昨十九日曉天の戦は、誠にはげしき事に候由、近來京上州邊の戦方も烈しく、大野瀧の上手か又少し脇道をか打て出長州方は三四十位之人數となり、こちらは紀州勢、井伊、榊原、大垣、夫々分れ々々に陣立致され候所へ、長州方には道引致候者藝國之馬方之由聞る、先大頭社邊に兵糧場有所を目がけ、大筒を打こみ候所、夫が紀勢、井伊、榊原、打かゝる所、長州勢は四五人、五六人づゝ、別れ々々に相成り、松又は家柴垣等を小楯に致、飛鳥のごとくはたらき候由、小勢に候へば、此方至極六ヶ敷由、尤終りには大垣食べ、夫より四方より大勢取かこみ候へば、壹人も不餘打取り候由、一方は本街道四十八坂より打て参り候を、ひるが崎の臺場へ大筒かまへ、公儀歩兵構居られ候所、しきりに此より打かけ、又紀勢、井伊勢、榊原勢、大垣勢、打込、追々追掛、差つめ々々々候由、終に引手に相成り、長州勢大敗軍云々、

戦地の罹災民調査

同日、總督府より、今度戦争ありし驛色の負傷者、罹災家屋、并に生業を失へる窮民に、相應の救助ある可きに依り、其員數を取調べ差出すべき旨を藝藩に達せらる、是に依り藝藩にて調査せしところ、村數七、窮民八千九百九十六人あり、

二川隊友田村に移陣

同日、藝藩御番頭二川主税は、先陣一番手の隊を率ひ、領内守衛として廿日市驛を守る、同夜、間道筋手薄につき、地利を見て、要地を守るべき旨の藩命あり、依て一番手の總兵、并に游撃小銃兵一中隊を引率し、二十日北方の間道なる峠村に入り、二十一日友田村に移陣し、松ヶ原村、大栗村口を守衛す、

長防軍の高札

○六月二十日頃、長防軍游撃隊より大竹、小方、油見、立戸の四箇村に左の高札を建つ、

高札文

當御領民を騒し候も、無據次第に付、何角に難澁之廉も、可有之に付、無遠慮、可訴出、夫々可遂詮議事、

一 兵火の爲に難澁飢渴に及候村々は、訴出次第可爲所爲事、

一 兵士亂暴堅止候、自然之義も候はゞ、速に可訴出候、屹度可處嚴科事、

友田口の戦

元治三年寅六月

同日、防州境の龜尾川口より、長防軍膺懲隊赤川敬三を總督なりを主力とし、益田孫槌の手  
 兵砲隊及山代の農兵これに屬し、益田孫槌これが總司令と爲り、龜尾川を渡  
 りて津田村に進入し、大斥候を河津原に出し、砲壘を友田口の榎ヶ峠に築く。  
 幕軍松平伯耆守の兵、峠村より進みて、河津原の斥候隊を驅逐し、敵の砲壘未  
 だ成らざるに乗じて之に薄まり、大に十王堂に戦ふ。長州兵淺原に退き、砲壘  
 を築き、斥候隊を奈須原に置き、銃隊を要地に出して之を守る。幕軍友田村に  
 陣す。此戰爭に於て幕兵七人戦死し、長州兵三十人戦死せしと云ふ。戦終りて  
 後ち、長州兵より河津原に左の高札を建つ。文に曰、

寡君多年忠節誠義、今更不待言也。奸賊其功を嫉み、讒詐壅蔽し、加之此度使  
 節を縛し、征討と申唱、諸軍勢を差向、奉誣。

天朝欺幕府、敢て國家を亂、大逆無道、天人之所赫怒也。已に於小瀬川大島國  
 境、彼より暴擊致し、實以憤激之至、我等世々

天恩に沐浴し、義にして共に不戴天、聊舉義兵、上爲

天幕、下爲主人父子天下民生、此賊討滅し候様致度、我等素志全此事に有之

候者也。

丙寅六月

長門國 膺 懲 隊

慶應二年  
瀧大島屋附近  
の戦

大野村の戦

○六月二十四日、長州兵玖波驛より瀧の上城山、四十八坂の三道を進み來り  
 攻む。大野村の幕軍瀧大島屋の附近に邀戦して之を退く。

翌二十五日、早朝、玖波驛の長州兵、四十八坂山手兩道より來り、大野村に逼る。  
 大垣藩戸田助三郎の隊防戦して之を退く。長州兵山手の兵と合して、山上よ  
 り紀州の家老水野大炊頭の陣營を砲撃す。大炊頭應戦す。忽にして長州兵山  
 上より岸に沿ひて兵を廻らし來り、陣後を斷たんとす。幕府の銃兵山上に登  
 り、紀州兵も亦た山上に上りて之を砲撃す。長州兵敗走す。幕軍は水野大炊頭  
 の隊本道を守り、大垣兵間道を守備す。長州兵は此戦にて幕兵の大軍なるを  
 知り、玖波の砲壘を堅して之を守る。

此頃、長州兵鴻隊は山代口より喜尾川を越えて、藝州領に入る。時に岩國北門  
 團大隊三百人、玉乃東平後の大審院長玉乃世履之を指揮して、谷波口より侵入す。

○是日二十閏老松平伯耆守は、宍戸備後介、小田村素太郎を放還す。是より先  
 き、藝藩は屢、小笠原閏老に建言するに、兩使拘執の不可なるを以てせしが、同

宍戸備後介等  
の拘執を解く

閣老遂に之を納れず、去て小倉表に赴くに至り、閣老松平伯耆守代はりて副總督と爲る。是を以て藝藩執政野村帶刀は松平閣老に使臣拘執の不可なるを論じ、之を放還されん事を勸む。同閣老は廣島に在りて、開戦以來幕軍の勢振はざるを見、止戦を謀るの意あり、乃ち兩使を放還して、大膳父子に説かしめんと欲し、密に帶刀に命じて兩使を旅館に招き、之と對話して、大膳父子より再び謝罪の歎願書を出さんことを密約せしむ。兩使陽に之を諾して退く、是に至り松平閣老は總督紀伊中納言に謀らす、手書を備後介に附與して、歸國を允許し、藝藩に命じて送還せしむ。是に於て藝藩は西本清介廣島町奉行植田乙次郎郡廻り同格御用途頭取立野一郎内用係に命じ、船に乗じて岩國新湊に着し、宮市驛まで護送せしむ。是時執政辻將曹は平野屋周藏を嚴島社に遣はし、西本植田等の無事使命を果して歸國せむことを祈らしむ。

○是月廣島城下の佐伯屋柳助并に嫡子善助ともに總督府より運漕御用を命せられしに就き、在勤中柳助に俸三口を給し、出陣中父子ともに帶刀を免さる。○佐伯郡草津村莊屋甚右衛門、外三人、陣中炊出し御用を勤めしに就き、出陣中帶刀を免せらる。

○七月二日の夜、長州兵四十八坂に見はる、幕兵、紀州兵、彦根兵と共に討つて之を退く。

○同月三日、藝州口の長州兵より、長防士民中の名を以て、書を捕虜に齎らし、大野村に屯陣せる紀州隊の先鋒水野大炊頭幹に贈りて曰、閣老は此度寛大の處置に出で、宍戸備後介等を放還せられしに依り、もはや平穩の御沙汰あるべしと思ひしに、更に來襲あらんとの風説を聞く、皇國の騷擾を醸さば、朝幕に對して恐懼に堪へず、速かに征討の軍を停め、平和に克復せられんことを請ふと云へり、其全文は、曰、

紀州侯先鋒閣下に白す、先般問罪の師、四境へ被差向候に付ては、弊藩士民一統不奉、其意如何の御様子に候哉、奉伺度、隣境借地推參仕候處、不圖も井伊、柳原二侯御陣拂に相成、愈疑惑罷在候に付、再度大野御屯所近邊、不憚嚴威罷出候次第に御座候、然る處、此度松平伯耆守様御寛大の御處置を以て、是迄御拘留相成居候、宍戸備後介御差返し被爲成候に付ては、國情巨細御了解の御事と相考、最早改て平穩の御沙汰可有之哉と奉、渴望候處、道路の風説、先夜以來御襲來の御様子承之不堪、驚愕、素より下情背塞、匹夫不得其

處よりして、今日の形勢に立至り候へども、前段伯耆守様萬端御聞取被爲  
在の上、又候皇國の騷擾萬民の塗炭を醸候ては、何か私闘の姿に相渡、上奉  
對明天子賢將軍恐縮の至りに奉存候、萬願は從來御柱石の御位を以て、明  
良御遭遇の御場合に被爲當候御事に付、早々平常の御沙汰被仰出候様、御  
盡力の程奉懇願候、

長防 士民 中

大炊頭は之を廣島に送り、總督紀伊中納言に上る、五日總督此書を見て大に  
驚き、且松平閣老の專斷を憤り、直ちに家老有本左門を急使とし、大阪に遣は  
して、先鋒總督の任を辭せらる、其書に曰、

私儀不肖の身を以て、御先手總督の命を蒙り、實に不堪其任儀に候へ共、方  
今切迫の時勢乍相辨、只々退讓而已候も奉恐入、再應御辭退の末、愚陋を不  
願今日迄奉命仕候儀に御座候へども、元來弱輩の私衆望に不相副、總督の  
任有名無實、軍の進退并敵の重囚を放還候別紙の通の大事件に付ても、往  
々預聞不致義多分有之、諸藩進戰の兵士へ對し、何とも無面目次第に立至  
り候も、全く公邊御趣意を不奉辨、一己の鄙面を以て、叨に重任を犯し居候

故の義と深く悔悟仕、此上羞恥を忍び、強て勉強仕候とも、此分にては往々  
罪を重可申と、深く奉恐懼候、付ては何卒總督の職は今日限御免被下候様  
仕度、其上にて如何様共努力可仕と奉存候、此段何分御許容被成下候様、伏  
て奉懇願候、以上、

紀伊 中納言

而して中納言は此辭表を幕府に呈出すると同時に、軍事奉行をして松平閣  
老及藝州石州兩道の征討諸軍に達示するに、既に總督職の辭表を大阪表に  
呈出したれば、今日より藝石兩道の指揮は松平閣老より發せらる可き旨を  
以てせらる、斯くて有本左門は馳せて大阪に至り、總督の辭表を献せしに、征  
夷大將軍徳川家茂は病床に在りて之を見、且つ驚き、且つ怒りて、牧野若狹守  
を使者とし、急に廣島に遣はして、紀伊中納言の本營に至り、將軍の手書を賜  
ひ、松平閣老に委任したる不明を謝して留任を依頼せらる、其手書に曰、  
伯耆事、如何の取計に及び候聞え有之、絶言語驚入、不取敢、牧野を以て可申  
入と存候、折柄大久保帶刀歸阪、委細事情をも承り、以の外の事にて、當人は  
早々呼戻し、糺問の上、急度申付方も有之候、畢竟右様の者を申付候事、全く

不明の儀、深く恥入候事に候、此儀不被掛心頭、不相替御盡力頼入候、尙委細は若狭より可申述候、不備、

家 茂

中納言殿

尙不快中代筆申付候也、

而して將軍は俄に閣老松平伯耆守を廣島より召還して、其職を免じ、大阪城代牧野越中守貞明に預けて、塾居を命じたり、伯耆守の廣島を發して大阪に還られしは七月十五日なり、

○七月三日、佐伯郡友田村に在陣中の二川主税の隊は、河津原村に陣を轉じ、津田村口を兼ね守る、同十四日大に進んで津田村に至り、山代郷、宇佐郷の兩口を守る、同月五日藝藩士深町三郎右衛門岩國に至り、藝に宍戸、小田村の兩使が放還せられ、長防國情につき歎訴貫徹の上は、藝州領に屯集の長防兵を收めて、國境に引揚げむこと」を請求す、岩國藩士目賀田喜助、今田彦馬は之に應接して、其請求を拒絶す、

○同月十四日、幕軍大野村の陣を撤して廣島に引揚ぐ、同夜長防の兵進みて大野村に入り來り、篝火を焚きて露營し、翌日より此地に屯陣す、

慶應二年  
二川隊津田村  
に進軍

幕兵廣島に引  
揚ぐ

松ヶ原口の會  
見

副總督水野閣  
老の着廣

二川隊其他藝  
藩諸隊の歸陣

長防兵の侵入

○同月十六日、藝藩の隊將二川主税、長州兵の隊將早川和多理野村靖之介、二見一鷗齋等と松ヶ原口にて會見し、雙方相引、彼我の約を爲し、翌十七日其隊兵を廿日市に引揚ぐ、

○是月中旬、副總督閣老駿河國沼津侯水野出羽守忠誠、廣島に來着し、郭内壹町目淺野守之進の邸に館す、又是月信濃國高遠侯内藤若狹守頼信、廣島に着陣し、西寺町十二坊に宿陣す、

○同月十八日、藝藩二川主税の兵は廿日市驛より、本多庫人の隊は峠村より、林孫太夫の隊は友田村より、寺田他人助の隊は玖島村より廣島に歸陣す、

○征長軍先鋒總督紀伊中納言は其職を辭し、幕軍及藝藩警衛隊の廣島に歸陣するや、長防兵は其處に乗じて藝領に侵入し、大竹口の方面は、長防兵玖波驛より大野村に進み、龜尾川口の方面にては、長州兵の膺懲隊北第五大隊熊毛中隊は淺原より峠村に入り、砲臺二座を其正面と左方の山上に築き、進んで明石に陣す、而して益田中隊及神威隊は大原口より入り來りて、河津原に陣し、鴻城軍は釜が原より玖島村に進む、明石より櫻尾を経て宮内村に至る、其間凡一里許、櫻尾の南に當り、最高の山を權之瀬えのせと曰ひ、其左側の山を四藤



と曰ふ、是より山勢重疊として起る、之を折敷畑と名づく、其山際を躋りて廿日市、櫛戸宮内に出づべし、折敷畑の東を泉水峠と云ひ、玖島より廿日市に出る道なり、又權之瀬山の西麓に中山村あり、大野及地之御前より來る間道に沿ふ、長州兵は櫻尾山上に據り、砲臺二座を築き、其左右の山腹數所に壘を設け、以て左右翼と爲す、乃ち軍を分つて三つと爲し、膺懲隊の砲手二隊を正面の二砲臺に備へ、白砲二門其左右の要地に據りて相應援す、膺懲隊の銃手第一中隊は右翼の壘に備へ、北第五大隊七番小隊これに屬し、權之瀬山に登りて中山口の間道を扼す、膺懲隊第二中隊は左翼四藤の壘及び折敷畑の山下に備へ、神威隊これに屬し、四藤山下を保つ、北第五大隊の三小隊は折敷畑山嶺に陣し、廿日市より來るの間道を扼し、斥候兵を畑口に出せり、而して揚言して曰、途を藝備に假て京阪に上らんと、是より先き藝藩は幕府と長州との間に在りて週旋する所あり、遂に宍戸・小田村の兩使拘留を解きて歸國せしめ、長州に諭すに收兵の事を以てして曰、貴藩にして其兵を國境に收むる時は弊藩は幕軍に勤めて廣島城下より撤兵せしむべしと、藩士西本清介・植田乙次郎を山口に遣はす、西村・植田等は當時防州高森に在る長藩士廣澤兵助

小田村素太郎等と會見し、該事を商議して未だ歸藩せず、然るに領内に於ては長州兵侵入して止む無きが故に、藝藩の兵士等は長藩の爲めに欺かれたりと信じ、頗る忿激し、勢ひ侵入の長兵を掃攘せざるを得ず、七月二十日藩主安藝守は左の命令を士卒に下せり、

長防の儀につきては是迄にも申聞候通、一國之私憤國民之辛苦をも乍氣之毒暫相忍び、一途に爲

皇國周旋盡力致居候處、官軍御行違之儀有之、御人數御引揚の後彼方にては右に乘じ、彌増領内へ侵入、昨今城下近邊迄も押寄、申立候趣は有之候へども、其儘通行爲致候儀は難出來に付、必死防戰之覺悟に候條、一統其旨相心得、拙忠勤候様 御意

而して藩府は廣島町大年寄町年寄以下一般市民に命じて、報國隊を編制せしめ、隊兵には陣羽織、白鉢巻を着け、帶刀を許せり、別紙之通被仰出候條、町中不洩様可相觸者也、

七月二十日 平司 清介

五組大年寄へ

包紙 御書付

御書付

長防之儀に付ては、是迄にも申聞え候通、一國之私憤國民之辛苦をも、乍氣之毒暫く相忍び、一途に爲皇國周旋盡力致居候處、官軍御行違の儀有之、御人數御引揚之後、彼方にては右に乘じ、彌増領内へ侵入、昨今城下近邊迄も押寄、申立候趣は有之候得共、其儘通行爲致候儀は難出來に付、必死防戦之覺悟に候條、一統其旨相心得、抽忠勤候様被仰出候。

着服木綿筒袖

一 火事羽織筒袖

一 木綿義經袴

一 白鉢卷

一 着服前同斷

一 火事羽織前同斷

一 裁付

町大年寄

五組町々

年寄

組頭

一 白鉢卷

一 着服前同斷

一 木綿紺地白にて前後へ三ツ引染入

一 尤組々印紋所え壹ツ付置袖なし羽織

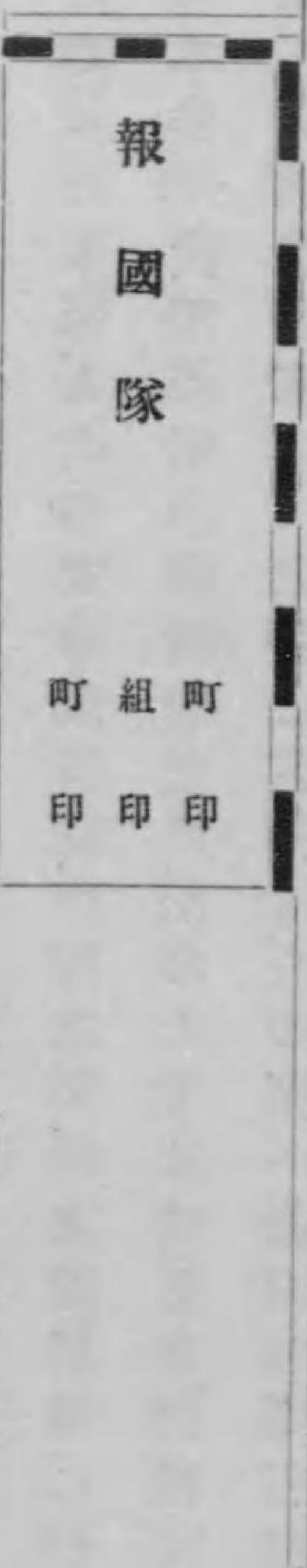
一 タチ付并股引取交せ着用勝手次第

一 白鉢卷

一 組々町兵目印幟さし圖面之通り

一 壹町に一本づ、持候事

筆頭



五組町々年寄組頭

右此度出張致候に付、格別を以、此場合一同帶刀勝手次第被仰出候、右之通可申渡候、以上、

七月二十日

又廣島城下の東西二箇所に西洋式銃隊の稽古場を新設し、澤榮左衛門・宮浦松五郎を師範とし、町大年寄・町年寄・組頭其外民間有志の青年に西洋式銃隊の訓練を爲さしめ、以て長防兵侵來の不虞に備へたり。

當形勢に付大年寄始め年寄・組頭其外有志之者ども、異變之節は出張・報國之爲す忠相備へたき趣、人名書立申出候段、殊勝之至、達上聞届候につきては、此上は何卒銘々武術の嗜心懸候様致度、左なくては其念有之候ても、其功無之候處今の戰爭銃隊第一之義に候得ば、左の輩へ指南相囑候間、東西へ場處構致、模寄を以て遂入門、西洋銃隊の稽古相勵候様、尤夫々商事渡世向有之者共に候得ば、何卒餘暇を以厚心掛候様致度候。

澤 榮左衛門

宮浦松五郎

右之趣、此度罷出候一統之者共へ不洩様可申聞候、以上。

八月六日

本文場所においては、宮浦松五郎方の御場所にて指南之義申談し置候に付、東之場所箇所相撰可申出候事。

藝藩出陣の兵士よりは、左の通り書を送りて、長州兵の侵入を詰問せり、其文に曰、

一翰致進呈候、秋暑之節、久々御出張御苦勞奉存候、然而過日は諸君白砂、廿日市迄御足勞被下辱、其節御談判致し候通、兼而御國論を信じ、何事も公正之御處置と存、此度御進勢之趣も終に

闕下へ御出之由に而、弊藩へ御對し被成候、而は焚劫抄掠等は固く御誠、只假道而已と被仰越候趣も有之候處、先日小方大竹邊之御次第は公正之御處置とも難申、就中淺原中道等之御所業は尙更不得其意、雖然於弊藩は一途に

皇國之御爲を存難忍を忍び、此場合にても諸藩へ使价を馳せ周旋中に付、友田津田邊に於て御應接御談判之上、雙方相引之御約仕、廿日市迄人數引上候處、豈料らんや直に御闖入、間道を御潛行被成候次第、是以御違約と相成、如何にも慚憤に堪え不申、是迄御國論を信じ、小方大竹淺原中道邊之事も御座候得共、御國情鬱塞よりして餘激之所發かど、乍迷惑自恕致居候處、御背約の一事に至り、何事も皆御詐道に出候儀と、始て承知仕候、尤再度御

談判之趣にては、御手違より御進勢に相成候儀と被仰聞候得共、既に相引之御談判致候儀を御承知の上は、速に御引拂可相成筈と存候處、依然御屯集被成候次第、全く變詐を以て侵掠被成候儀と被相考候、斯く御詐略に陥り候儀、爲士之道に於て、上は寡君父子、下は百姓に對し、何とも面目無之、且列藩への恥辱、左思右慮致候得ば、心魂分裂致候、此餘は微力を盡し御支え申す外は無之候、乍去弊藩より兵端を開き候心底には無之、奉君命守領地而已之職分に御座候間、速に御引拂相成候得ば則已矣、押て御通行被成候得ば、弊甲を以て相見え候にも立至り可申、何分依然御屯集御引拂に不相成候ては、一同大に疑惑を生じ、凝結難解候間、右相引之御約定不致以前へ引返し、封強守衛の職を盡し度存候間、早々御領内へ御引上可被下候、此段得御意候、早々不宣、

七月廿六日

藝州 出張各中

長州 御出張各中様

是書を長州軍に贈れるの日、藝藩出陣の兵は廿日市驛を自焚して、以て我決意を示せり、長州兵は其燄煙の揚るを望見し、且つ怯み、且つ驚き、隊將野村靖

之介は直ちに西本、植田等が歸途を追ひ、岩國に來り、昨夜廿日市驛に燄煙の揚れるを語りて曰、長州に於ては藝藩と交戦するの意は曾て有らざる所なり、然るに何等の齟齬より斯の如き舉動あるやと、植田は之に答へて曰、我輩過日より國に在らず、出火の原因は知らずと雖も、藩内に異議を唱ふる黨もあれば、粗暴の舉動あるやも計り知るべからず、然りと雖も是れ決して寡君の意思に非ずと、野村は猶其志を變せざるを誓ひて去る、西本、植田等は廣島に還りて長防人の情實を陳述し、漸くにして兵士の忿怒を解くを得るに至れり、

七月二十七日、幕兵、彦根兵、高田兵、紀州兵及藝州兵は、左の如く部署を定めて、海陸並び進めり、

一 廿日市城山へ出張

井 伊 隊

一 古江村より廿日市へ出張

神 原 隊

一 己斐村より五日市へ出張

井伊兵部少輔隊

一 宮内村へ

紀 州 兵 凡半分  
陸軍一大隊(幕兵)

一地御前へ

紀州兵 凡半分

一本道二筋共

陸軍三大隊(幕兵)  
井伊隊

一大野村へ

陸軍四大隊(幕兵)  
井伊隊

一大野村中山へ

陸軍一大隊(幕兵)

一佐方警固

白砂村手薄につき  
模様依り繰込

森島佐伊記  
大久保宇都

上田主水

宮内村の戦

七月二十八日幕府陸軍四大隊紀州隊五六千人陸續大野村に向ひて進む、既にして其一部隊幕兵一大隊と紀州兵半隊千餘人は宮内道を進み、先づ百人計を敵の砲臺より斜に右方に出し、四藤の神威隊を望んで銃撃す、敵兵これに應戦し、砲臺及左右兩翼よりも之を援く、然れども幕軍の後援漸く來り加はり、勢益振ふ、長州兵衆寡敵せず、頗る苦戦に陥る、折敷畑の長州兵これを見るや、曾禰荒助

折敷畑の戦

をして二番小隊を率ゐて應援せしむ、荒助は其兵を分ち、幕軍の右側に出で、横撃す、且砲臺より發射したる砲彈幕兵の頭上に破裂するもの三つ、是に於て幕軍の勢稍沮む、是時幕軍の別隊折敷畑を襲ひ、陸軍三大隊許り又た之に繼ぐ、長州兵これを邀撃し、力戦時を移し、天色漸く暮れ、兩軍兵を收む、而して大野に向ひたる幕軍は、幕艦三艘これを掩護して進み、陸軍は槍出峠にて開戦し、海軍は玖波小方を砲撃す、夜大雨となり、長州兵退きて松原に陣す、八月朔日、大野村にて小戦あり、幕府軍艦小方沖より砲撃す、

折敷畑の戦

同月二日、幕軍凡二大隊許り、折敷畑の山麓より登りて、二手に分れ、一手は長州兵の膺懲隊第二中隊に向ひ、一手は北第五隊の陣所たる山を望んで攻進す、長州兵第五隊の一番及八番小隊は山腹に出で、之を邀へ戦ひ、二番小隊は山上より烈しく下撃す、幕軍支ふる能はずして退く、七番小隊右翼の山上より進み之を追撃す、幕兵忽ち反戦し、且つ所々より大砲を發して之を援く、長州兵奮戦益進み、平良村に迫る、左翼の膺懲隊第二中隊及神威隊も亦側面より來り援け、幕兵利あらずして退く、是日大野村に於ては幕軍大舉して松ヶ原及四十八坂の兩道より進撃す、其勢甚だ鋭し、長州兵四十八坂口にて暫

四十八坂、玖波の攻戦

く防戦し、退却して玖波、小方の境なる玖波越の砲台を守る。幕軍玖波驛に下り、民家の蔭より銃撃すること甚だ猛烈なり。長防兵砲台に據りて力戦す。敵味方とも死傷多し。時に長州兵隊遊撃玖波の路上に豫設せる地雷火を發せんとせしが、曳綱切れて發せず。是れ玖波の住民が若し爆發せば民家を焼くを恐れ、密かに其綱を切斷せしに依るなり。長州兵怒りて玖波驛を燒く。是日晝夜戦闘尤も烈しく、大小砲銃の響、山海に轟き、遠近に聞え、山代口及岩國より援兵次第に集り、長州兵砲台を固守することを得たり。幕兵大に疲れ、闇夜に乗じて退く。

友田村の談判

既にして防州高森驛會見の後、長州の廣澤兵助、小田村素太郎は主君大膳の命に依り、佐伯郡玖島村に來り、藝藩重臣に會見せんことを請ふ。是に於て西本清介、植田乙次郎は友田村に赴き、廣澤、小田村と會見す。長藩にては龜尾川口の高田春太郎後の上野、大竹川口の大田市之進等來りて此席に參列す。此會議の結果、本道即ち大竹口の長州兵は玖波以西に退き、間道の兵は境外の山代に退くことゝ爲る。但し間道は藝州兵代て之を守り、萬一幕兵再び進入するあらば、藝州兵斷然これを抗拒するの約策なり。三日間を限り收兵を實行す。

長州兵の夜襲

るに決す。此日植田乙次郎は薩藩篠原冬一郎後の原國幹を同道して長州陣に送り、同藩黒田了介後の黒田清隆は同所より廣島に來れり。然るに高田春太郎後の上野は小瀬川口の參謀等と相議して曰、藝藩との會商決定せりと雖も、約の如く兵を戡むる時は、幕軍と交綏の嫌あれば、敵の本據を一掃したる後、戦捷の名譽を荷ふて凱旋するに如かずと。因て七日の夜半を期し、小瀬川口の兵は大野に向ひ、龜尾川口の兵は宮内に向ふことに決す。

龜尾川口の長州兵は、七日の夜半、潜かに宮内村に進む。時に大雨暴かに至る。長州兵これに乗じて、折敷畑山より不意に幕兵及榑原隊の陣を襲ふ。榑原の兵狼狽爲す所を知らず、糧仗を遺棄して海田市に走る。長州兵縱橫奮撃、斬獲甚だ多し。小瀬川口の長州兵も、同夜半に闇雨を冒して玖波及松ヶ原より進み來りしが、幕軍これを諜知し、討て之を退く。然れども宮内村の榑原勢が大敗せしを聞き、大野の守るべからざるを察し、遂に自ら其陣營を燒棄し、五日市以東に退却す。是より長州兵は藝州藩と約定したるが如く、小瀬川口の兵は玖波、小方に退き、龜尾川口の兵は國境なる山代に退けり。

八月九日、藝藩重臣仙石志摩は植田乙次郎立野一郎と共に、長州重臣廣澤兵助・井原小七郎と白砂村に會し、將來の事を約す、其條件は即ち左の如し。

第一 前日西本清介・植田乙次郎共、高森驛迄差出、及御相談候趣、大膳様御父子様御領掌被成下、御相答之旨趣、且當度井原小七郎殿を以、友田應接行違之趣等、御挨拶被爲在候段をも、得斗被致承知、彼是御懇切之至、深忝被存、依而は御隣國之御好誼、彌以厚く被相結度との事。

第二 朝廷向盡力邊之儀は、乍微力種々心配罷在候付、猶又御存慮筋無御腹藏被仰聞度との事。

第三 今般本街道筋玖の坂より玖波小湊限り御進軍被殘置、其他間道筋は友田邊初め一切御引揚被下候上は、早速人數差出、土地人民鎮撫せしめ候様可致、右間道より幕兵御突入不相成様に、紀州督府へも申遣し、御聞届にも相成候、尤萬一違約にて間道筋突撃にも相見え候節は、屹度支へ可申、其段は決して御不都合を掛不申様、速に御内應可致との事。

是より先き、七月二十日征夷大將軍徳川家茂は大阪城に於て薨去せらる、享年僅に二十一なり、世嗣未だ定まらざれば喪を秘せり、因訃廣島に達す、總督

將軍家茂薨去

總督より藝藩  
主に諮詢

紀伊中納言承茂は、藝州口を除くの外は石州口も小倉表も幕軍利を失ひ、之に反して敵勢益、猖獗と爲り、阪城に於ては將軍不豫に就き、兵氣沮喪、人心危疑の際なるに因り、左の通り藝藩主安藝守に諮詢あり。

征長の儀に付而は、從

天幕追々被仰出候趣も有之、御討入相成候處、不計も彼是御手違之廉、不  
少、頃日賊勢猖獗、石州口等守を失ひ候段、痛心之至に候、然る處、今般於坂城  
御不例被爲在候趣、右に就而は兵氣沮喪、人心危疑之際、此餘如何様之異變  
出來候哉と爲國家致苦慮候、併今日之勢、一步を退候へば、終には天下之事  
不可救之場合に立至候も難計に付、此上は成敗利鈍を不論、大義に依而今  
一際、勉勵盡力致、速かに征討之奏功相立、天下後世へ對し、不都合無之様致  
度見込に候、猶一統料管之趣、致承知度候間、國家之大事、精々無伏臘被申聞  
候様致度候事。

是に依りて、安藝守よりは七月二十八日左の通り答書を呈せらる。

今般長防御討入之儀に付、聯々申上候通、條理名分十分御至當と申にも無  
御座候に付、却而彼等之怒を激せられ候姿も有之、何分にも御改圖被爲在

藝藩主の答書

度と存候處、過日已來追々致侵入、既進來此勢にては御本陣御在所も危殆に及可申、最早難捨置次第も御座候得共、昨今の敵情を推測仕候に、強ち暴進之姿も相見不申、蓄力熟謀候儀にも可有之歟、此處にて熟と御遠謀被爲在度儀と奉存候、敵の來路唯此一道而已にも無御座、海道并石州口等皆敵區と相成居候間、一旦御手始と相成候時は、諸道より百端出沒致候へば、御策應の程如何可有之哉、且仄に承り候得者、於阪城乍恐御大事之様子、縦令長州夷滅に至候ても、天下之勢御挽回可有之とも難申、天下之勢御挽回之御大策被爲在候得者、長州之事は暫く被捨置、十分御勝算之上、御再討相成候ても遅からぬ御事には有之間敷哉、御柱石之御任に於て、輕重緩急、孰に可有之哉、御熟慮有之度奉存候、此等の儀借越之至に候へ共、實に天下之重事、治亂之關る所、且存思申上候様御垂問被爲在候に付、無伏臆部見之儘申上候以上、

七月廿八日

松平 安藝守

次で八月六日、安藝守は再び書を總督に呈し、『將軍家薨去の事洩れて、兵氣沮喪せるが故に、一先づ師を大阪に旋し、列侯諸將を會して熟議を遂げたる後、

ち、天下の公論に従ひて處理せらるべき旨、左の通り建言せらる、

長防御討伐之儀につきては、聯々申上候通、乍恐名義適當條理明盡と申にも無之よりして、彼の士民等己が罪の所在を不知して、却而君父之仇敵と相心得、今日の次第に立至り申候處、於御味方諸藩は、去年以來久々の屯集にて、士氣國力共餘程消耗、養力休士之間も無之、其儘必死反嚙の窮寇に被向候は、御良策とも不奉存知、加之石州其外攻口は、更に御討入の聞も無之、藝州口本街道のみ御行懸りと申にて、御猛進有之候ては、徒に人民塗炭に苦候迄にて、結局御凱旋之著も難付のみならず、約り人心嚮背に係り、不易御不都合と奉存候、兼而御書達も有之通、於坂城御不例之御様子、絶言語奉恐入候次第にて、彌以人心危疑、兵氣沮喪、縦令諸藩へ嚴重出兵御催し相成候とも、億万之兵、億万之心にては、乍恐終に不爲其用、却而如何成禍害を引起可申哉と不堪杞憂、素より申上候迄は無御座候へ共、用兵之道、強ち猛進討伐にても無之、相時而動、度可而行と申事も有之、乍慮外時態御熟察、輕重御斟酌被爲成、何分此場合御改圖、一と先づ坂地迄御班師、列侯諸將被會、熟と御諮詢、天下人心之所歸を以て御明裁被爲在候儀、今日之御急務と奉



存候、弊領にても民庶不<sub>レ</sub>一方疾苦に陥り、難堪<sub>レ</sub>愁訴候得共、暫抑制仕、人數差出し備不<sub>レ</sub>虞置候迄にて、昨今眼前之交戰、袖手傍觀、如何にも不情之取計方に當り、氣毒仕候得共、全く私情を忍び公儀を伸申度、鄙衷御諒察被成下、繰々も上文之趣御採用之程爲<sub>レ</sub>天下奉懇願候、此段申上候、以上、

八月六日

松平安藝守

藝藩國境警衛  
隊の歸陣

藝藩主の諭告

而して八月十八日、藝藩にては、國境警衛隊なる佐伯郡玖島屯陣中の上田主水、古江屯陣中の淺野河内、白砂屯陣中の片岡大記に、各隊兵を收めて廣島に還らしめ、津田村に屯陣中の二川主税の隊のみを残し置き、八月二十五日安藝守は城中に諸士を召し、左の如く命令せられたり、

隣國の儀に付ては、時態の變遷に隨ひ、度々申聞置候趣も候處、此節領内の長兵一先づ退去可<sub>レ</sub>致候へ共、一統氣弛み、不覺の儀有<sub>レ</sub>之候ては、決して不相濟、我等乍<sub>レ</sub>不肖爲<sub>レ</sub>、

天幕世運御挽回の御補助筋盡力不<sub>レ</sub>致ては、藩屏の職掌難<sub>レ</sub>相立、奉對<sub>レ</sub>御太祖様候ても申譯も無<sub>レ</sub>之儀に付、其段をも相心得、何れも一際勉勵候様頼存候、猶委細は年寄共可<sub>レ</sub>申談旨、御意、

御隣領御所置之儀は、天下治亂所關係にて、深く御苦心被遊、最初より度々御建白も被遊、彌、御攻入と申場合に相成候ても、種々

思召付も被<sub>レ</sub>仰立候へ共、終に御採用にも不相成、案外六月十四日より御手初、不幸にして官軍御不勝利に付ては、長防人御領内へ亂入、玖波以西蹂躪致し、人民の疾苦不<sub>レ</sub>忍見聞、甚以不便至極、守土の御職分も御立不被<sub>レ</sub>成、御心外に被<sub>レ</sub>思召候へ共、元來<sub>レ</sub>此御方へ對し候儀にも無<sub>レ</sub>之、一度干戈相接候ては、不容易場合に立至り、

皇國之御大事と輕重御斟酌被遊、暫御寬忍、只管天下之爲御盡力の<sub>レ</sub>思召被爲<sub>レ</sub>在候處、於<sub>レ</sub>幕府御行違、御不都合の儀出來、長兵益、押來、彌、御城下近邊へ差迫り候勢に付、不被<sub>レ</sub>爲得止も必死防戰可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>レ</sub>仰出候處、追々彼方情實も粗相分、且五道の官軍御手筈も合兼御不都合のみ有<sub>レ</sub>之、折柄公方様御不例の御様子相聞奉、恐入候次第、彼是以彌增人心危疑、御成功の御著も立兼候儀に付、一先づ御陣拂に相成、爲<sub>レ</sub>、

皇國萬全之御大策被爲<sub>レ</sub>立候様、紀州様へ被<sub>レ</sub>仰立、御隣國へも、

皇國之御爲、是迄の信義を以て談判、淺原筋屯集者共彼領内へ一同引取、此御方御一手の御人數を以御領境守衛被仰付候、附ては御宿志の通、公武御扶助の御職分を御盡し、萬民塗炭の苦御救助被遊度、思召に被爲在候間、一統御趣意被奉感戴、各其職を盡し、一入勉勵可被仕、乍去此先萬一粗暴の徒、理不盡の所業に及候は、全國の力を以防禦筋飽迄△△△に被遊、聊不奉煩。

叙慮様御盡力被遊候、思召に候條、此旨をも屹度相心得、氣緩無之様、銘々兼而其覺悟罷在候様、御沙汰に候、

八月

八月二十日、幕府は初めて大將軍家茂の喪を發し、二十二日勅命を以て、『大將軍の薨去に依り、上下の哀情を寄せられ、暫く公事を見合す可し』と御沙汰あらせられ、長藩へも『早々隣境侵略の地を引拂ふやうに取り計らふべし』と仰出さる、是を以て戸田采女正は大阪に歸り、九月朔日總督紀伊中納言は大小監察をして、『幕府より暫時兵事見合せの勅命ありしにつき、總督を始め、井伊掃部頭、井伊兵部少輔、榊原民部大輔に上阪すべき旨を命せられたること』を、

慶應二年  
幕府將軍の喪  
を發す

征長總督列候  
諸將の歸還

在廣の列候諸將に傳へしめらる、其書に曰、

今度從御所暫時戰爭見合の儀被仰出候、付ては紀伊殿には被仰出の趣も有之、御人數當所へ御殘し置、一旦御上坂被成候、其方にも見込の品兼て申立の趣も有之候間、先手人數は當所へ差置、側廻り召連上坂可被致候、右の趣紀伊殿被仰聞候間、相達申候、尤も當所出立日限の儀は、大目付可被承合候、

是に於て、在廣の列候諸將は信州松本侯松平丹波守、信州高遠侯内藤若狹守、播州龍野侯脇坂淡路守の軍隊及幕府陸軍二大隊と紀州藩御先手新宮城主水野大炊頭を始め諸侯先手の兵を殘留し置き、其餘の諸侯及軍隊は左記の日割に依りて、漸次に廣島を引揚げ、大阪或は本國に向ひて歸陣せり、

廣島より撤兵の日割

九月四日	先鋒總督	紀伊中納言茂承
同日	彦根侯	井伊掃部頭直憲
同日	井伊兵部少輔	
同日	高田侯	榊原式部大輔政敬

九月十日	幕府	陸軍一番隊
中旬	幕府陸軍奉行	竹中丹後守
同 十一日	幕府	騎兵隊
同 十二日		戸田采女正
同 十三日	副總督閣老	水野出羽守忠誠
同 十三日	幕府	陸軍十六番隊
同 十四日		諸侯の軍隊
同 十五日頃より十七日まで	幕府の諸將及軍隊	

石州口の戦況

藝州口の戦争は斯の如くにして終局を告げたり、石州口は津和野藩龜井隆岐守、松平右近松平右近の兵を破り、其領なる益田を攻む、濱田阿部主計頭、福山阿部主計頭の兵力戦せしも、利あらずして濱田に退き、幕府の御軍目付三枝刑部等これに戦死す、長州兵遂に益田に據る、濱田藩は援を因州松平出羽相摸守慶徳、雲州松平出羽守定安の二藩に請へども、援軍到らず、濱田城重圍に陥り、藩主松平右近將監は自ら城を焚き、雲州の汽船に投じて松江出雲に逃る、而して豊前小倉口は六月十七日長州兵田の浦を砲撃し、陸兵を掩護して上陸せしめたる後、暫く交戦なかりしが、七月に至り、長州兵大

小倉口の戦況

舉して大里を攻略し、赤坂に迫る、肥後藩主細川越中守の家老長岡監物は閣老小笠原壹岐守と議合はす、晦日兵を撤して熊本に還る、之を聞きたる柳川久留米の二藩も直ちに引揚げたれば、小倉には九州大名の援兵なく、小笠原閣老も富士山艦に搭して長崎に遁走す、八月朔日小倉藩自ら城を焼き、藩主豊千代丸を奉じて香春に走れり、八月の末、勝安房守が幕命を奉じて廣島に來り、藝藩を介して長州の重臣と會見せんことを求め、尋で嚴島の談判を開き、遂に休戦を約するに至れり、

總督府并に幕府官僚

第九節 第二回征長軍の宿陣

(甲) 總督府并に幕府官僚の部

總督	紀伊中納言茂承	慶應二年六月五日着陣	總督本營	壹丁目御用屋敷
	紀州藩家老新宮城主	同 年九月四日退陣		左官町
	水野大炊頭	慶應二年六月五日着陣	本陣	妙頂寺
	肥前國唐津侯	退陣		
閣老	小笠原壹岐守長行	慶應二年二月七日來着	旅館	淺野守之進屋敷
		同 年六月二日出發		

閣老 丹後國宮津侯 松平伯耆守宗秀 慶應二年五月二十八日來着 旅館 御家老 淺野守之進屋敷  
 閣老 駿河國沼津侯 水野出羽守忠誠 同 慶應二年七月十五日出發 旅館 御家老 淺野守之進屋敷  
 閣老 同 慶應二年七月月中旬來着 同 同 慶應二年九月十三日出發 旅館 淺野守之進屋敷

●白神社

壹丁目

大御目付 外國奉行兼帶 永井主水正 旅館 壹丁目御客屋  
 御助定奉行 大阪町奉行兼帶 井上備後守義斐 同 桑原儀三郎  
 奧御祐筆組頭片山與八郎 同 桑原秀太郎  
 兩番格奧御祐筆湯淺貫一郎 同 富士屋喜兵衛  
 奧御祐筆佐久間三藏 同 竹野屋彌三郎  
 御目付新見相摸守 同 胡屋才助  
 御徒目付長谷川又市 同 小島一左衛門  
 同 御徒目付野銀次郎 同  
 御先手頭戶田寛十郎 旅館 富士屋徳兵衛  
 御目付助吉川金次郎 同 三原屋小十郎  
 御徒目付山田九助 同 沖野屋甚右衛門